

令和6年度版

(令和5年度実績)

盛岡市の国保と 後期高齢者医療制度

盛岡市 市民部 健康保険課

目 次

1	盛岡市の概要	1
2	国民健康保険事業のあゆみ	3
(1)	国民健康保険事業の沿革	3
(2)	国民健康保険税率の推移	15
(3)	国保一部負担の推移	16
(4)	葬祭費・出産育児一時金(助産費)の改定状況	16
3	運営機関	17
(1)	国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る事務機構	17
(2)	国民健康保険運営協議会	18
4	被保険者関係	19
(1)	国保加入状況	19
(2)	世帯数、被保険者数の動き(年度平均)	19
(3)	被保険者の異動状況	19
(4)	被保険者の年齢構成	20
(5)	外国人の法適用状況	20
5	保険給付関係	21
(1)	療養の給付(診療費)諸率	21
(2)	療養諸費の状況(療養費を含む)	22
(3)	療養諸費及び諸率の状況	24
(4)	高額療養費の状況	28
(5)	レセプト審査の状況	30
(6)	任意給付の状況	30
(7)	人間ドックの実施状況	30
6	国保財政関係	32
(1)	令和5年度国民健康保険費特別会計決算の状況(事業年報)	32
(2)	年度別決算状況	34
(3)	経理関係諸率	36
(4)	保険税・国庫(県)支出金・保険給付費・老人保健拠出金等の割合(決算額)	37
7	国民健康保険税関係	38
(1)	保険税賦課状況	38
(2)	保険税の軽減状況	38
(3)	保険税の調定及び収納状況	38
(4)	所得段階別保険税等の状況	40
(5)	非自発的失業による軽減状況	42
(6)	未就学児に係る均等割の軽減状況	43
(7)	国民健康保険税の収納状況	44

8	特定健康診査・特定保健指導関係	48
(1)	特定健康診査対象者・実施期間・窓口負担金	48
(2)	特定健康診査受診者数	48
(3)	年齢別特定健康診査受診者数	48
(4)	階層化	48
(5)	特定保健指導利用者数	49
(6)	年齢別特定保健指導利用者数	49
9	東日本大震災により被災した被保険者に係る対応	50
(1)	一部負担金等の支払いの免除について	50
(2)	国民健康保険税の減免について	51
10	国民健康保険事業状況報告書（事業年報）	54
11	条例・規則等	68
	・盛岡市国民健康保険条例	68
	・盛岡市国民健康保険条例施行規則	71
	・盛岡市市税条例（国民健康保険税抜粋）	73
	・盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例	86
	・盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例	87
	・盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則	89
	・盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例	90
	・盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則	92
	・盛岡市国民健康保険税減免要綱	93
	・盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱	98
	・盛岡市国民健康保険総合健康診断実施要綱	101
	・盛岡市国民健康保険税の滞納者に係る 被保険者資格証明書の交付等の事務の取扱いに関する要領	103
	・盛岡市短期被保険者証交付要領	106
	・盛岡市診療報酬明細書等開示事務取扱要領	107
	・東日本大震災に伴う盛岡市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱	109
	・東日本大震災に伴う盛岡市国民健康保険税の減免に関する要綱	112
	・盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱	119
	・新型コロナウイルス感染症に係る 盛岡市国民健康保険税の減免に関する要綱	120
12	後期高齢者医療制度の状況	125
(1)	後期高齢者医療制度の沿革	125
(2)	被保険者関係	132
(3)	保険給付関係	132
(4)	保険料関係	133
(5)	保健事業関係	135
(6)	後期高齢者医療制度予算関係	135
(7)	東日本大震災関連	136
(資料)	盛岡市後期高齢者医療に関する条例	137
	盛岡市後期高齢者総合健康診断実施要綱	141
	盛岡市後期高齢者医療歯科健康診査実施要領	144

1 盛岡市の概要

(1) 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日

(2) 面 積 886.47 km² (旧盛岡市 489.15 km²、旧玉山村 397.32 km²)

(3) 人口と国保加入者 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	人 数			世帯数
市全体の人口 及び世帯数※	278,410 人			138,129 世帯
国 保 加 入 者 及び加入世帯	47,616 人			33,508 世帯
	うち	一般被保険者	47,616 人	
		退職被保険者等	0 人	
国 保 加 入 率	17.1%			24.3%

※「市全体の人口及び世帯数」は住民基本台帳の数値 (外国人登録を含む)

(4) 産業構造 (令和 2 年 10 月国勢調査)

分 類	人 数	割 合
第 1 次産業	4,280 人	3.1%
第 2 次産業	18,902 人	13.7%
第 3 次産業	114,792 人	83.2%
計	137,974 人	100.0%

(5) 令和 5 年度各会計別予算 (当初)

(単位：千円)

会 計 別		令和 6 年度予算額	令和 5 年度予算額	比較増減
一 般 会 計		121,330,000	121,870,000	△540,000
特 別 会 計	公設浄化槽事業費※	—	14,583	△14,583
	農業集落排水事業費※	—	532,292	△532,292
	母子寡婦福祉資金貸付事業費	99,920	61,958	37962
	国民健康保険費	24,520,488	25,127,299	△606,811
	介護保険費	27,090,030	26,856,222	233,808
	後期高齢者医療費	4,057,829	3,634,108	423,721
	中央卸売市場費	1,409,215	1,338,835	70,380
	新産業等用地整備事業費	1,225,867	599,041	626,826
	土地取得事業費	12,351	12,450	-99
	東中野財産区	2,762	2,762	0
	東中野、東安庭、門財産区	678	678	0
計		58,419,140	58,180,228	238,912
総 計		179,749,140	180,050,228	△301,088

(注) 公営企業会計を除く。

※令和 6 年度から公営企業会計に移行したため予算がないもの。

(6) 令和5年度国民健康保険費特別会計予算

〔歳入〕

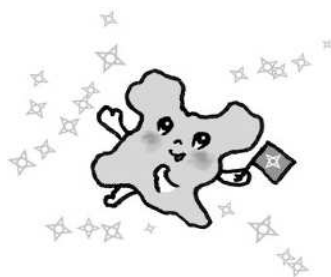
(単位：千円、%)

款	令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減
	予算額	構成比	予算額	構成比	
1 国民健康保険税	4,495,147	18.3	4,716,676	18.8	△221,529
2 使用料及び手数料	3,402	0.0	3,402	0.0	0
3 国庫支出金	260	0.0	269	0.0	△9
4 県支出金	17,743,767	72.4	18,392,764	73.2	△648,997
5 財産収入	27	0.0	29	0.0	△2
6 繰入金	2,184,956	8.9	1,917,930	7.6	267,026
7 繰越金	1	0.0	1	0.0	0
8 諸収入諸収入	92,928	0.4	96,228	0.4	△3,300
歳入合計	24,520,488	100.0	25,127,299	100.0	△606,811

〔歳出〕

(単位：千円、%)

款	令和6年度予算額		令和5年度予算額		比較増減
	予算額	構成比	予算額	構成比	
1 総務費	419,016	1.7	403,074	1.6	15,942
2 保険給付費	17,494,462	71.4	18,097,686	72.0	△603,224
3 国保事業費納付金	6,310,534	25.7	6,315,052	25.1	△4,518
4 共同事業拠出金	0	0.0	10	0.0	△10
5 保健事業費	260,558	1.1	275,463	1.1	△14,905
6 基金積立金	25	0.0	27	0.0	△2
7 諸支出金	35,893	0.1	35,987	0.2	△94
8 予備費	0	0.0	0	0.0	0
歳出合計	24,520,488	100.0	25,127,299	100.0	△606,811



盛岡市広報キャラクター 「モリィ」

2 国民健康保険事業のあゆみ

(1) 国民健康保険事業の沿革

年 月 日	経 過
昭 13. 4. 1	(旧) 国民健康保険法制定 (任意設立の組合方式)
23. 6. 30	(旧) 国民健康保険法改正 (市町村公営、被保険者の強制加入)
26. 1. 20	盛岡市国民健康保険実施準備委員会設立
26. 12. 13	盛岡市国民健康保険実施準備委員会から実施について答申
28. 4. 1 11. 24 12. 24	療養給付費に対する国の助成金制度創設 臨時市議会で国民健康保険事業の実施を議決 国民健康保険課を設置 (庶務係、賦課徴収係、給付係)
29. 2. 1	盛岡市国民健康保険事業開始 (国民健康保険課) 給付割合 5 割、助産費 300 円、葬祭費 300 円 税率 (所 1.24/100、資 8/100、均 150 円、平 350 円、課税限度額 30,000 円)
29. 4. 1 30. 2. 1	助産費 500 円、葬祭費 500 円に引上 築川村及び玉山村、滝沢村の一部編入
30. 4. 1 8. 1 10. 1	葬祭費 1,000 円に引上 税率改定 (所 1.8/100、資 8.5/100、均 200 円、平 400 円) 太田村編入、太田診療所が国保直営診療所として発足 庶務係から保健婦が分離し、施設係となる 国庫補助制度の法制化 (療養給付費 2/10、事務費 10/10、保健婦 1/3) 雫石町繫地区編入
33. 4. 1 10. 1 12. 27	機構改革で民生部保険課となり、施設係は廃止、庶務係に併合 国保直営施設として繫診療所開設 診療報酬の改定 (平均 8.5%引上、甲乙 2 表の採用、1 点単価 10 円) (新) 国民健康保険法改定 (実施の義務化、財政調整交付金の創設)
34. 4. 1	機構改革で民生部保健課となり、賦課徴収事務を分離、予防衛生事務を吸収し、庶務係、給付係、予防衛生係の 3 係となる 条例の全面改訂 税率改定 (所 2.15/100、資 9.8/100、均 230 円、平 480 円、課税限度額 40,000 円) 給付内容 (給付期間 3 年、歯科補綴、看護科、移送料の給付制限撤廃) 保険税納期 10 期 盛岡市立病院、神子田分院が国保直営となる
35. 11. 25	神子田分院が本院と統合、本院は神子田に移転
36. 7. 1 10. 1 12. 1	診療報酬の改定 (平均 12.5%引上) 世帯主の結核、精神病の 7 割給付 診療報酬緊急是正 (平均 2.3%引上)
37. 4. 1 5. 1 12. 1	療養給付費の国庫負担率が 20/100 から 25/100 に引上 給付期間の制度撤廃、助産費、葬祭費が 2,000 円に引上、保険税の納期 8 期に改正 庶務係から保健婦が分離して保険係となる 繫診療所休診 助産費に対し国庫補助が行われる
38. 4. 1 9. 1 10. 1	育児手当 200 円 6 か月給付、課税限度額 50,000 円に引上 診療報酬地域差撤廃 (乙地 5%引上) 世帯主の 7 割給付

年 月 日	経 過
昭 39. 4. 1	税率改定（平均 23.8%引上、所 2.61/100、資 12.3/100、均 300 円、平 620 円） 乳児 10 割給付
40. 4. 1	診療報酬緊急是正（平均 9.5%引上） 税率改定（平均 21.2%引上、所 3.07/100、資 22.3/100、均 410 円、平 800 円）
11. 1	診療報酬の改定（薬価の引下のうち 3%を技術料に振替えて引上） 薬価基準の改定（平均 4.5%引下）
41. 1. 1	療養給付費の国庫負担率が 40/100 となり（ただし、世帯員の 7 割給付の実施分から適用）財政調整給付金の国の総額は 4/100 となる
42. 1. 1	盛岡市立病院が国保直営施設から一般施設となる
42. 4. 1	保険税の暫定賦課を廃し、確定賦課の方法に変更（納期 8 期） 税率改定（平均 29%引上、所 3.4/100、資 22.3/100、均 650 円、平 1,500 円）
10. 1	薬価基準の改定（医科 3.97%、歯科 0.21%の医療費引下）
12. 1	診療報酬緊急是正（医科 7.68%、歯科 12.65%引上）
43. 1. 1	世帯員の 7 割給付
43. 4. 1	税率改定（応能割 65、応益割 35 とするため平均 7.45%引上、均 810 円、平 1,850 円）
44. 1. 1	薬価基準の改定（平均 5.6%引下、医療費ベース 2.4%引下）
45. 2. 1	診療報酬の改定（医科 8.77%、歯科 9.73%引上）
45. 4. 1	税率改定（平均 38.92%引上、所 4.9/100、資 30.1/100、均 1,050 円、平 2,390 円）
7. 1	診療報酬の改定（医科 0.97%引上）
8. 1	薬価基準の改定（平均 3.0%引下、医療費ベース 1.3%引下）
9. 1	助産費 10,000 円に引上
46. 4. 1	機構改革で保健課の給付係と年金課を統合し、厚生部保険年金課（庶務係、国民健康保険係、国民年金係）となり、保健係は厚生部衛生課へ移管となる 課税限度額を 80,000 円に引上 育児手当の支給を出産時支給に改正（1,200 円）
10. 1	国保以外の社保も含めた「老人医療助成事業」創設（70 歳～74 歳 9 割給付、75 歳以上 10 割給付の償還方式）
47. 2. 1	診療報酬の改定（医科・歯科 13.7%、薬局 6.54%引上） 薬価基準の改定（平均 3.9%引下、医療費ベース 1.7%引下）
47. 4. 1	外国人の全面的国保適用を実施、葬祭費 3,000 円に引上 老人医療助成の改正（70 歳以上 10 割給付）
6. 1	老人医療助成の改正（国保加入者は現物給与方式となる）
48. 6. 29	繫診療所を廃止
10. 1	老人、乳児、妊産婦、重度身障者について、県単の助成事業による 10 割給付となったため、国保の乳児の給付割合を 10 割から 7 割に改正
49. 2. 1	診療報酬の改定（医科 19.0%、歯科 19.9%、薬局 8.5%引上） 薬価基準の改定（平均 3.4%引下、医療費ベース 1.5%引下）
49. 4. 1	税率改定（平均 36.5%引上、所 6/100、資 35.8/100、均 1,480 円、平 3,500 円、課税限度額 120,000 円に引上） 助産費 20,000 円に引上
7. 1	高額療養費支給制度実施（自己負担限度額 30,000 円）
7. 15	機構改革で年金事務を分離し、保健衛生部国民健康保険課（庶務係、給付係）となり、保健関係は、保健衛生部衛生課保健係となる
10. 1	診療報酬の改定（医科 16.0%、歯科 16.2%、薬局 6.6%引上）

年 月 日	経 過
昭 50. 1. 1 1. 28	薬価基準の改定（平均 1.55%引下、医療費ベース 0.4%引下） 国民健康保険税の賦課割合について運営協議会に諮問、応能 70%、応益 30%を目標に漸次是正するのが望ましい旨の答申を得る
50. 4. 1 7. 1 51. 3. 31	税率改定（平均 13.6%引上、所 6.4/100、資 41/100、均 2,220 円、平 5,280 円） 助産費 40,000 円に引上 太田診療所廃止
51. 4. 1 8. 1	診療報酬の改定（医科 9.0%、薬局 4.9%引上） 税率改定（平均 13.46%引上、所 6.85/100、資 43/100、均 3,000 円、平 6,960 円、課税限度額 150,000 円に引上） 葬祭費 5,000 円、育児手当金 2,000 円に引上 診療報酬の改定（歯科 9.6%引上） 高額医療費自己負担限度額 39,000 円となる
52. 4. 1 7. 1 9. 1 10. 1 53. 2. 1	機構改革により、保健衛生部国民健康保険課で賦課徴収事務を行うこととし、庶務係、給付係、賦課係、徴収係の 4 係となる 税率改定（平均 12.51%引上、所 7.3/100、資 48/100、均 4,200 円、平 8,400 円、課税限度額 170,000 円に引上） 葬祭費 10,000 円に引上 高額療養資金貸付制度発足 国保税徴収体制の中に嘱託徴収員制度を設ける 助産費 60,000 円に引上 診療報酬の改定（医科 9.3%、歯科 12.5%、薬局 1.6%、平均 9.6%引上）
53. 4. 1 5. 1	税率改定（平均 14.88%引上、所 7.6/100、資 52/100、均 6,000 円、平 10,200 円、課税限度額 190,000 円に引上） 葬祭費 15,000 円に引上 保健婦は国保保健婦から市町村保健婦へ移管となる
54. 4. 1 6. 1 8. 1 12. 1	税率改定（平均 7.71%引上、所 7.7/100、資 52/100、均 6,800 円、平 11,000 円、課税限度額 220,000 円に引上） 盛岡市保健センター設置、保健関係は衛生課保健係から移管となる 母子家庭等に対し、県単の助成事業による 10 割給付（償還払方式） 助産費 80,000 円に引上
55. 4. 1 10. 1	税率改定（賦課割合の調整、所 7.5/100、資 50/100、均 7,300 円、平 11,500 円、課税限度額 240,000 円に引上） 69 歳老人に対し、市単の助成事業で自己負担の 1/2 を給付（償還払方式）
56. 4. 1 56. 6. 1 7. 1 57. 3. 1	税率改定（平均 19.91%引上、所 9.0/100、資 56/100、均 9,800 円、平 14,900 円、課税限度額 260,000 円に引上） 葬祭費 20,000 円に引上 診療報酬の改定（医科 8.4%、歯科 5.9%、薬局 3.8%、平均 8.1%引上） 薬価基準の改定（平均 18.6%引下、医療費ベース 6.1%引下） 69 歳老人の助成事業 10 割給付（償還払方式） 助産費 100,000 円に引上
57. 4. 1 9. 1	葬祭費 30,000 円に引上 税率改定（賦課割合の調整、所 8.7/100、資 52/100、均 10,500 円、平 15,700 円、課税限度額 270,000 円に引上） 高額療養費自己負担限度額 45,000 円に引上（住民税非課税世帯と老人は 39,000 円）

年 月 日	経 過
昭 58. 1. 1	高額療養費自己負担限度額 51,000 円に引上（住民税非課税世帯と老人は 39,000 円） 薬価基準の改定（平均 4.9%引下、医療費ベース 1.5%引下）
2. 1	老人保健法創設（70 歳以上と 65 歳以上寝たきり老人などの医療費は、老人保健から給付）
58. 4. 1	診療報酬の改定（医科 0.29%、歯科 0.02%、平均 0.2%引上）
10. 1	課税限度額 280,000 円に引上 保険事務の電算共同処理実施 高額医療費共同事業実施
59. 3. 1	診療報酬の改定（医科 3.0%、歯科 1.1%、薬局 1.0%、平均 2.79%引上） 薬価基準の改定（平均 16.6%引下、医療費ベース 5.1%引下）
59. 4. 1	税率改定（賦課割合の調整、所 8.5/100、資 50/100、均 11,200 円、平 16,200 円、課税限度額 350,000 円に引上）
10. 1	健康保険法の改正（本人給付率 9 割） 退職者医療制度の発足（本人 8 割、被扶養者入院 8 割、外来 7 割給付） 高額療養費制度の改正（住民税非課税世帯自己負担限度額 30,000 円に引下、世帯合算の導入、人工透析などの自己負担限度額 10,000 円など）
60. 3. 1	診療報酬の改定（医科 3.5%、歯科 2.5%、薬局 0.2%、平均 3.3%引上） 薬価基準の改定（平均 6.0%引下、医療費ベース 1.9%引下）
60. 6. 27	運営協議会委員定数の改正（被用者保険等保険者委員 3 名を加え 15 名の定数とする）
61. 4. 1	診療報酬の改定（医科 2.5%、歯科 1.5%、薬局 0.3%、平均 2.3%引上） 薬価基準の改定（平均 5.1%引下、医療費ベース 1.5%引下、歯科材料 0.1%引下） 税率改定（平均 23.9%引上、所 11.5/100、資 60/100、均 15,600 円、平 22,200 円、課税限度額 370,000 円に引上）
5. 1	高額療養費自己負担限度額 54,000 円に引上（住民税非課税世帯等は据置）
62. 1. 1	老人保健法の改正（61 年度加入者按分率 80%、62 年度～64 年度加入者按分率 90%） 健康保険法改正（滞納者に対する措置の創設）
62. 4. 1	課税限度額 390,000 円に引上
63. 3. 1	助産費 130,000 円に引上、育児手当金の廃止
3. 23	国民健康保険事業財政調整基金の設置
63. 4. 1	課税限度額 400,000 円に引上 診療報酬の改定（医科 3.8%、薬局 1.7%、平均 3.4%引上） 薬価基準の改定（平均 10.2%引下、医療費ベース 2.9%引下）
6. 1	診療報酬の改定（歯科 1.0%引上、歯科材料等 0.4%引下）
平 元. 4. 1	課税限度額 420,000 円に引上 診療報酬の改定（医科 0.8%、歯科 0.32%、薬局 1.5%、平均 0.11%引上） 薬価基準の改定（平均 2.4%引上、医療費ベース 0.65%引上）
6. 1	高額療養費自己負担限度額 57,000 円に引上（住民税非課税世帯等は 31,800 円）
2. 4. 1	診療報酬の改定（医科 4.0%、歯科 1.42%、薬局 1.9%、平均 3.7%引上） 薬価基準の改定（平均 9.2%引下、医療費ベース 2.7%引下） 老人医療費拠出金の加入者按分率 100%
3. 4. 1	課税限度額 440,000 円に引上
5. 1	高額療養費自己負担限度額 60,000 円に引上（住民税非課税世帯等は 33,600 円）

年 月 日	経 過
平 4. 4. 1	都南村を合併（旧都南村区域は所 9.5/100、資 47/100、均 15,500 円、平 19,500 円とする） 診療報酬の改定（医科 5.4%、歯科 2.7%、薬局 1.9%、平均 5.0%引上） 薬価基準の改定（平均 8.1%引下、歯科材料 0.1%引下、医療費ベース 2.5%引下） 課税限度額 460,000 円に引上 助産費 240,000 円に引上、育児手当金を復活 3,000 円 運営協議会委員定数の改正（被用者保険等保険者代表以外の代表を各 1 名加え 18 名に）
5. 4. 1 5. 1	税率改定（所 11.0/10、資 50/10、均・平は据置、課税限度額 500,000 円に引上） 高額療養費自己負担限度額 63,000 円に引上（住民税非課税世帯等は 35,400 円）
6. 4. 1 10. 1	診療報酬の改定（医科 5.2%、歯科 2.3%、調剤 2.1%、平均 3.3%引上） 薬価基準の改定（平均 6.6%引下、医療費ベース 2.1%引下） 税率改定（所 10.5/100、資 47/100、均・平は据置） 診療報酬の改定（全国平均 1.5%引上） 出産育児一時金の創設 300,000 円、移送費の創設 入院時食事療養費の自己負担導入（標準負担額 1 日 600 円、住民税非課税世帯 450 円等）
7. 4. 1	税率改定（所 10.0/100、資・均・平は据置、課税限度額 520,000 円に引上）
8. 4. 1 6. 1 10. 1	診療報酬の改定（医科 3.6%、歯科 2.2%、薬局 1.3%、平均 3.4%引上） 薬価基準の改定（平均 6.8%引下、医療費ベース 2.6%引下） 税率改定（所 9.5/100、資・均・平は据置）（旧都南村区域も同一税率に） 高額療養費自己負担限度額 63,600 円に引上（住民税非課税世帯等は据置） 入院時食事療養費の自己負担引上（標準負担額 1 日 760 円、住民税非課税世帯 650 円等）
9. 4. 1 10. 16	機構改革により市民部国民健康保険課となる 課税限度額 530,000 円に引上 診療報酬の改定（医科 1.31%、歯科 0.75%、薬局 1.15%、平均 1.70%引上） 薬価基準の改定（平均 4.4%引下、医療費ベース 1.32%引下） 外来薬剤費の一部負担（種類、数に応じて定額負担）の創設 （6 歳未満の乳幼児、非課税世帯の老齢福祉年金受給者を除く） 診療報酬明細書等の開示開始
10. 4. 1 7. 1	税率改定（所 9.3/100、資 42/100、均 21,500 円、平 24,100 円） 診療報酬の改定（医科・歯科 1.5%、調剤 0.7%、平均 1.5%引上） 薬価基準の改定（平均 2.8%引下、医療費ベース 2.7%引下） 退職被保険者に掛かる老人医療費拠出金の 1/2 を被用者保険が負担
11. 4. 1 7. 1	老人保健の一部負担金の引上、外来 1 回 530 円に（月 4 回限度） 老人保健の薬剤一部負担金を国が負担（臨時特例措置）
12. 4. 1 13. 1. 1	介護保険制度施行となる 介護納付金分保険税（所 1.0/100、資 6.5/100、均 3,600 円、平 3,400 円、課税限度額 70,000 円） 届出義務違反者等に対する過料の上限を 100,000 円に設定 診療報酬の改定（医科・歯科 2.0%、調剤 0.8%、平均 1.9%引上） 薬価基準の改定（平均 7.0%引下、医療費ベース 1.7%引下） 海外における療養費支給基準の創設 老人保健の一部負担金の改正（外来 1 割定率負担、所得による入院負担額の上限の導入等）
13. 4. 1	介護納付金分保険税の改定（所 1.15/100、平 3,800 円、資・均は据置） 出産費資金貸付事業の実施（国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行）

年 月 日	経 過
平 14. 4. 1	機構改革により市民部国保年金課となる 擬制世帯の世帯主変更を開始 診療報酬の改定（医科・歯科・調剤 1.3%引下） 老人保健の一部負担金の改定（病院等の規模等に基づく負担額引上） 療養給付費の会計年度所属区分の改正 （4月～3月から3月～2月ベースとなり14年度のみ11か月予算となる）
7. 1	出産育児一時金受領委任払い制度新設
10. 1	3歳未満の一部負担金の割合が2割となる 70歳以上75歳未満の被保険者に高齢受給者証を交付 70歳未満の高額療養費自己負担限度額の引上 70歳以上75歳未満の一部負担金の割合が1割（一定以上の所得がある場合は2割）となる 70歳以上75歳未満（高齢受給者証該当者）の高額療養費の新設
15. 4. 1	退職被保険者及び被扶養者一部負担金の割合が3割となる 外来薬剤一部負担金の廃止 介護納付金課税額の賦課限度額を70,000円から80,000円に引上
16. 4. 1	保険税算定方法改正（地方税法改正） 長期譲渡所得の特別控除廃止
17. 4. 1	税率改定 医療給付費分（所 8.75/100、資 28 /100、均 26,400円、平 29,300円） 介護納付金分（所 2.3 /100、資 4.3/100、均 6,400円、平 6,700円） 低所得者に対する保険税の軽減額の改定（均・平の6・4割軽減を7・5・2割軽減に改定）
18. 1. 10	玉山村と合併 旧玉山村区域（不均一課税） 医療給付費分（所 7.1/100、資 40/100、均 25,000円、平 30,000円、 課税限度額 530,000円） 介護納付金分（所 1.3/100、資 4/100、均 6,000円、平 5,000円、 課税限度額 80,000円）
18. 4. 1	課税限度額の改定（介護納付金分を90,000円に引上、医療給付費分は据置） 公的年金の控除額引下（1,400,000円から1,200,000円、ただし経過措置で差額の200,000円のうち、平成18年度は130,000円、平成19年度は70,000円を控除） 人間ドック助成額の改定（1日17,000円、1泊18,800円を1日・1泊とも男性20,000円、女性24,000円） 督促手数料を50円から100円に改定 診療報酬の改定（医科・歯科－1.5%、調剤－0.6%、小児科・産科・麻酔科＋0.3%、平均－1.36%） 薬価基準の改定（平均－1.6%、（医薬材料－0.2%）医療費ベース－1.8%）
10. 1	70歳以上の一定以上の所得がある場合の一部負担が3割となる 高額療養費の自己負担限度額の引上 療養病床に入院する70歳以上の食費、住居費の全額自己負担 上位所得者の人口透析の自己負担限度額が20,000円に引上 出産育児一時金の改定 350,000円
19. 4. 1	税率改定 盛岡・都南地域 医療給付費分（所 9.6/100、資 14 /100、均 26,400円、平 29,300円） 介護納付金分（所 2.4/100、資 2.1/100、均 6,400円、平 6,700円）

年 月 日	経 過
平 19. 4. 1	玉山区 医療給付費分（所 8.0/100、資 20 /100、均 25,000 円、平 30,000 円） 介護納付金分（所 1.8/100、資 2.0/100、均 6,200 円、平 5,800 円） 課税限度額の改定（医療給付費分を 560,000 円に引上、介護納付金分は据置） 70 歳未満の入院における高額療養費の現物給付化（限度額適用認定証の交付）
20. 3. 31	国民健康保険健康管理施設「ひまわり荘」廃止
20. 4. 1	機構改革により、庶務係が業務係となる 税率改定（資産割課税の廃止） 盛岡・都南地域 医療給付費分 （所 7.6/100、均 20,000 円、平 21,900 円） 後期高齢者支援金分（所 2.4/100、均 6,200 円、平 7,100 円） 介護納付金分 （所 2.5/100、均 6,400 円、平 6,700 円） 玉山区 医療給付費分 （所 6.4/100、均 20,000 円、平 21,900 円） 後期高齢者支援金分（所 2.4/100、均 6,200 円、平 7,100 円） 介護納付金分 （所 2.2/100、均 6,400 円、平 6,300 円） 課税限度額の改定（医療給付費分を 470,000 円に引下、支援金分 120,000 円、 介護納付金分は据置） 3 歳未満の乳幼児の 2 割負担が義務教育就学前まで 2 割となる 70～74 歳の 1 割負担が 2 割となる（ただし、平成 21 年 3 月 31 日までは 1 割に据え置き） 療養病床に入院する 65 歳以上の食費、居住費が全額自己負担となる 高額医療・高額介護合算制度の新設 退職医療制度の対象者は 65 歳未満となる 後期高齢者医療制度の新設（対象者は国保喪失） 特定健康診査、特定保健指導開始 診療報酬の改定（医科・歯科+0.42%、調剤+0.17%、平均+0.38%） 薬価基準の改定（平均-1.2%、（薬価-1.1%、材料-0.1%））
21. 1. 1	産科医療補償制度の創設により同制度加入医療機関で出産した場合は、出産育児一時金に 30,000 円加算して 380,000 円となる 75 歳到達月の高額療養費自己負担限度額は本来の額の 1/2 となる 70 歳以上現役並み所得者判定基準の見直し （3 割自己負担限度額一般 → 1 割自己負担限度額一般に）
21. 4. 1	70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長（2 割負担は平成 22 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き） レセプトの電子化（盛岡市～国保連）
10. 1	出産育児一時金の改定（産科医療補償制度加入医療機関の場合は 420,000 円、同制度未加入医 療機関の場合は 390,000 円に引上）
22. 4. 1	税率改定 盛岡・都南地域 医療給付費分 （所 8.4/100、均 22,000 円、平 23,900 円） 後期高齢者支援金分（所 2.6/100、均 6,200 円、平 7,100 円） 介護納付金分 （所 2.5/100、均 6,400 円、平 6,700 円） 玉山区 医療給付費分 （所 7.2/100、均 22,000 円、平 23,900 円） 後期高齢者支援金分（所 2.6/100、均 6,200 円、平 7,100 円） 介護納付金分 （所 2.2/100、均 6,400 円、平 6,300 円） 課税限度額の改定（医療給付費分を 500,000 円、支援金分を 130,000 円、介護納付金分を 100,000 円に引上） 70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長（2 割負担は平成 23 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き）

年 月 日	経 過
平 22. 4. 1	70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長 (2 割負担は平成 23 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き) 非自発的失業者にかかる国民健康保険税軽減制度の新設 診療報酬の改定 (医科+1.74%、歯科+2.09%、調剤+0.52%、平均+1.55%) 薬価基準の改定 (平均-1.36%、(薬価-1.23%、材料-0.13%))
23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 発生
23. 4. 1	機構改革により国保年金課 (業務係、給付係、賦課係、徴収係) と医療給付課 (高齢者医療係) が健康保険課となり、国保年金課 (年金係) と医療給付課 (医療助成係) が医療助成年金課となる 税率改定 (不均一課税の終了) 玉山区 医療給付費分 (所 8.4/100、均 22,000 円、平 23,900 円) 後期高齢者支援金分 (所 2.6/100、均 6,200 円、平 7,100 円) 介護納付金分 (所 2.5/100、均 6,400 円、平 6,700 円) 課税限度額の改定 (医療給付費分を 510,000 円、後期高齢者支援金分を 140,000 円、介護納付金分を 120,000 円に引上) 70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長 (2 割負担は平成 24 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き)
7. 1	東日本大震災被災者の一部負担金等免除証明書の医療機関への提示開始 (平成 24 年 2 月 29 日まで有効)
7. 25	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の設定 (平成 23 年 3 月から 24 年 3 月まで)
10. 3	納税課とともに盛岡市納税推進センターを設置し、電話による納付勧奨を開始
24. 2. 29	東日本大震災被災者の一部負担金等免除措置一部終了 (入院時の食事、療養費等)
3. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置の延長 (平成 24 年 9 月 30 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難区域等の住民等は平成 25 年 2 月 28 日まで)
3. 7	ジェネリック医薬品差額通知開始
24. 4. 1	70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長 (2 割負担は平成 25 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き) 高額療養費の外来現物給付化 診療報酬の改定 (医科+1.55%、歯科+1.70%、調剤+0.46%、平均+1.38%) 薬価基準の改定 (平均-1.38%、(薬価-1.26%、材料-0.12%))
7. 3	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長 (平成 24 年 9 月まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者のみ平成 25 年 3 月分まで)
7. 9	外国人に対する国民健康保険の適用対象の拡大 (周知用英語パンフレット作成)
10. 1	東日本大震災被災者的一部負担金の免除措置延長 (平成 25 年 3 月 31 日まで)
25. 3. 1	東京電力福島原発事故による避難区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長 (平成 26 年 2 月 28 日まで)
25. 4. 1	70～74 歳の一部負担割合 1 割凍結の延長 (2 割負担は平成 26 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置き) 東日本大震災被災者的一部負担金の免除措置延長 (平成 25 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く) 盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業開始
6. 27	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長 (東京電力福島原発事故による避難者のみ。平成 26 年 3 月分まで)
26. 1. 1	東日本大震災被災者的一部負担金の免除措置延長 (平成 26 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く)
3. 1	東京電力福島原発事故による避難区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長 (平成 27 年 2 月 28 日まで。ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層は平成 26 年 9 月 30 日まで)
26. 4. 1	平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳となる人が 2 割負担となる (昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた人は、1 割に据え置き)

年 月 日	経 過
平 26. 4. 1	診療報酬の改定（医科＋0.82%、歯科＋0.99%、調剤＋0.22%、平均＋0.73%） 薬価基準の改定（平均－0.63%、（薬価－0.58%、材料－0.05%）） 課税限度額の改定（後期高齢者支援金分を 160,000 円、介護納付金分を 140,000 円に引上）
6. 12	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。 平成 27 年 3 月分まで。ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層は平成 26 年 9 月分まで）
10. 1	ペイジー口座振替受付サービスの開始
27. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（平成 27 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く） 高額療養費の自己限度額の見直し 出産育児一時金の改定（産科医療補償制度加入医療機関の場合は 420,000 円、同制度未加入医療機関で平成 27 年 1 月 1 日以降の出産の場合は 404,000 円に引上）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（平成 28 年 2 月 29 日まで。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得者は平成 27 年 9 月 30 日まで）
27. 4. 1	高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の恒久化 保険財政共同安定化事業の拡充（事業対象が「300,000 円超」の医療費から「すべて」の医療費に改正された） 保険者支援制度の恒久化 課税限度額の改定（医療給付費分を 520,000 円、後期高齢者支援金分を 170,000 円、介護納付金分を 160,000 円に引上）
5. 29	退職者医療制度の段階的廃止（平成 31 年度末で完全廃止となる予定） 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（改正法）公布
6. 3	保険者支援制度の拡充（支援額算定の基準となる保険税額が「平均収納額」から「平均算定額」に、支援率が 7 割軽減分「15/100」（増率）、5 割軽減分「14/100」（増率）、2 割軽減分「13/100」（新設）に改正）
6. 24	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。 平成 28 年 3 月分まで。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は平成 27 年 9 月分まで）
7. 1	コンビニ収納開始
28. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（平成 28 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（平成 29 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得者は平成 28 年 9 月 30 日まで）
28. 4. 1	診療報酬の改定（医科＋0.56%、歯科＋0.61%、調剤＋0.17%、平均＋0.49%） 薬価基準の改定（薬価－1.22%、材料－0.11%） 入院時食事療養費の自己負担一部引上（標準負担額 1 食 360 円等） 療養病床に入院する 65 歳以上の食費の自己負担一部引上（標準負担額 1 食 360 円等） ゆうちょ銀行窓口収納開始 消込業務の外部委託開始 課税限度額の改定（医療給付費分を 540,000 円、後期高齢者支援金分を 190,000 円に引上）
7. 8	柔道整復医療費柔道整復師会会員以外の国保連による審査支払事務開始 東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。 平成 29 年 3 月分まで。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は平成 28 年 9 月分まで）

年 月 日	経 過
平 29. 9. 29	盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱改正（預貯金額の要件削除、1 年度内の助成回数を 2 回から 4 回に増加、助成決定を診療報酬明細書の到着後から領収書金額を基に算定することに変更）
29. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（平成 29 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（平成 30 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示解除準備区域等の上位所得者は平成 29 年 9 月 30 日で終了）
29. 7. 18	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。平成 30 年 3 月分まで。ただし、旧居住制限区域等の上位所得層は平成 29 年 9 月分まで）
8. 1	70 歳から 74 歳の高額療養費の自己負担限度額の見直し（外来のみの限度額の見直し、年間外来上限の創設）
10. 1	療養病床に入院する 65 歳以上の居住費の自己負担額の一部引上（医療の必要性の低い方：標準負担額 1 日 370 円。医療の必要性の高い方：標準負担額 1 日 200 円。※指定難病、老齢福祉年金受給者は自己負担なし）
30. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（平成 30 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（平成 31 年 2 月 28 日まで）
3. 29	盛岡市データヘルス計画（第二期盛岡市国民健康保険保健事業実施計画・第三期特定健康診査等実施計画）策定
30. 4. 1	国民健康保険都道府県化（岩手県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなった） 入院時食事療養費の自己負担一部引上（標準負担額 1 食 460 円） 療養病床に入院する 65 歳以上の食費の自己負担一部引上（標準負担額 1 食 460 円等） 療養病床に入院する 65 歳以上の居住費の自己負担額の一部引上（医療の必要性の高い方：標準負担額 1 日 370 円） 課税限度額の改定（医療給付費分を 580,000 円に引上）
7. 26	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。平成 31 年 3 月分まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については延長されない）
8. 1	70 歳から 74 歳の高額療養費の自己負担限度額の見直し（一定以上所得者 3 区分に変更）
31. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（令和元年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く） はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ師の施術に係る療養費の支給について受領委任開始
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（令和 2 年 2 月 29 日まで）
31. 4. 1	課税限度額の改定（医療給付費分を 610,000 円に引上）
令 元. 7. 25	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。令和 2 年 3 月分まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については延長されない）
2. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（令和 2 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（令和 3 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については令和 2 年 9 月 30 日まで）

年 月 日	経 過
令 2. 4. 1	課税限度額の改定（医療給付費分を 630,000 円、介護納付金を 170,000 円に引上）
	低所得者に対する保険税軽減の改正（5 割軽減：330,000 円+285,000 円×被保険者数、2 割軽減：330,000 円+520,000 円×被保険者数）
4. 30	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。令和 3 年 3 月分まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については延長されない）
	盛岡市国民健康保険条例及び同条例施行規則を一部改正し、新型コロナウイルス感染症を原因とする傷病手当金の支給規定を追加（対象期間は支給対象となる日の初日が令和 2 年 1 月 1 日以降に属する日以降令和 2 年 9 月 30 日まで）
6. 3	新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市国民健康保険税の減免新設（令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月まで）
10. 1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 2 年 12 月 31 日まで）
3. 1. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（令和 3 年 3 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者は除く）
	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 3 年 3 月 31 日まで）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（令和 4 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については令和 3 年 7 月 31 日まで）
3. 4. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（令和 3 年 7 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者、及び令和 3 年度住民税課税世帯を除く）
	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 3 年 6 月 30 日まで）
	クレジットカードやスマートフォン決済アプリを利用した、キャッシュレス収納を開始
	低所得者に対する保険税軽減の改正（7 割軽減：430,000 円+100,000 円×（給与所得者－1）、5 割軽減：430,000 円+100,000 円×（給与所得者－1）＋（被保険者数×285,000 円）、2 割軽減：430,000 円+100,000 円×（給与所得者－1）＋（被保険者数×520,000 円））
6. 22	新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市国民健康保険税の減免延長
7. 1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 3 年 9 月 30 日まで）
7. 20	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ）
8. 1	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長（令和 3 年 12 月 31 日まで。ただし、東京電力福島原発事故による避難者、及び令和 4 年度住民税課税世帯を除く）
10. 1	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 3 年 12 月 31 日まで）
12. 31	東日本大震災被災者の一部負担金の免除措置延長終了（ただし、東京電力福島原発事故による避難者を除く）
4. 1. 1	出産育児一時金支給額の改定（令和 4 年 1 月 1 日以降の出産について、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は 420,000 円、それ以外は 408,000 円）
	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 4 年 3 月 31 日まで）
3. 1	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（令和 5 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については令和 4 年 7 月 31 日まで）
3. 25	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 4 年 6 月 30 日まで）
4. 4. 1	課税限度額の改定（医療給付費分を 650,000 円、後期支援金分を 200,000 円に引上）
5. 30	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 4 年 9 月 30 日まで）
6. 9	新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市国民健康保険税の減免延長
7. 22	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ。）
9. 16	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 4 年 12 月 31 日まで）
12. 13	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 5 年 3 月 31 日まで）
5. 2. 27	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置延長（令和 6 年 2 月 29 日まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については令和 5 年 7 月 31 日まで）

年 月 日	経 過
令 5. 3. 10	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給対象期間を延長（令和 5 年 5 月 7 日まで） 東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金の免除措置に係る免除対象者の一部変更
5. 4. 1	地方税お支払サイトを利用した収納を開始 課税限度額の改定（後期高齢者支援金分 220,000 円へ引き上げ） 出産育児一時金額の改定（令和 5 年 4 月 1 日以降の出産について、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は 500,000 円、それ以外は 488,000 円。）
4. 5	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金免除措置に係る免除対象者の一部変更
7. 19	東日本大震災被災者の国民健康保険税減免の延長（東京電力福島原発事故による避難者のみ）
6. 1. 1	産前産後期間の被保険者均等割額及び所得割額の減額制度開始
2. 27	東京電力福島原発事故による避難指示区域等の住民等の一部負担金免除措置延長（令和 7 年 2 月 28 日まで。ただし、旧避難指示区域等の上位所得層については令和 6 年 7 月 31 日まで）
3. 31	新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市国民健康保険税の減免終了

(2) 国民健康保険税率の推移

年度	区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分				介護納付金分				
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税 限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税 限度額 (円)
S29		1.24	8.00	150	350	30,000									
S30		1.80	8.50	200	400										
S31															
S32															
S33															
S34		2.15	9.80	230	480	40,000									
S35															
S36															
S37															
S38						50,000									
S39		2.61	12.30	300	620										
S40		3.07	22.30	410	800										
S41															
S42		3.40	22.30	650	1,500										
S43				810	1,850										
S45		4.90	30.10	1,050	2,390										
S46						80,000									
S47															
S48															
S49		6.00	35.80	1,480	3,500	120,000									
S50		6.40	41.00	2,220	5,280										
S51		6.85	43.00	3,000	6,960	150,000									
S52		7.30	48.00	4,200	8,400	170,000									
S53		7.60	52.00	6,000	10,200	190,000									
S54		7.70	52.00	6,800	11,000	220,000									
S55		7.50	50.00	7,300	11,500	240,000									
S56		9.00	56.00	9,800	14,900	260,000									
S57		8.70	52.00	10,500	15,700	270,000									
S58						280,000									
S59		8.50	50.00	11,200	16,200	350,000									
S60															
S61		11.50	60.00	15,600	22,200	370,000									
S62						390,000									
S63						400,000									
H1						420,000									
H2															
H3						440,000									
H4	旧盛岡	11.50	60.00	15,600	22,200	460,000									
	旧都南	9.50	47.00	15,500	19,500	460,000									
H5	旧盛岡	11.00	50.00			500,000									
H6	旧盛岡	10.50	47.00												
H7	旧盛岡	10.00				520,000									
H8	(統一)	9.50	47.00	15,600	22,200	520,000									
H9						530,000									
H10		9.30	42.00	21,500	24,100										
H11															
H12											1.00	6.50	3,600	3,400	70,000
H13											1.15			3,800	
H14															80,000
H15															
H16															
H17		8.75	28.00	26,400	29,300						2.30	4.30	6,400	6,700	
H18	旧盛岡	8.75	28.00	26,400	29,300	530,000					2.30	4.30	6,400	6,700	90,000
	旧玉山	7.10	40.00	25,000	30,000	530,000					1.30	4.00	6,000	5,000	90,000
H19	旧盛岡	9.60	14.00			560,000					2.40	2.10	6,400	6,700	90,000
	旧玉山	8.00	20.00			560,000					1.80	2.00	6,200	5,800	90,000
H20	旧盛岡	7.60		20,000	21,900	470,000	2.40	6,200	7,100	120,000	2.50		6,400	6,700	90,000
	旧玉山	6.40		20,000	21,900	470,000	2.40	6,200	7,100	120,000	2.20		6,400	6,300	90,000
H21	旧盛岡														
	旧玉山														
H22	旧盛岡	8.40		22,000	23,900	500,000	2.60			130,000					100,000
	旧玉山	7.20		22,000	23,900	500,000	2.60			130,000					100,000
H23	(統一)	8.40				510,000				140,000	2.50		6,700		120,000
H24															
H25															
H26										160,000					140,000
H27						520,000				170,000					160,000
H28						540,000				190,000					
H29															
H30						580,000									
R1						610,000									
R2						630,000									170,000
R3															
R4						650,000				200,000					
R5										220,000					

※ 着色部分は、合併に伴う不均一課税

※ 資産割は平成20年度から廃止

(3) 国保一部負担の推移

	70歳未満						70歳以上（H20. 3. 31までは退職者含む）				
	乳児	3歳未満	就学前	就学後	退職			外来		入院	
本人					家族入院	家族外来	一定以上所得者	一般・低所得者	一定以上所得者	一般・低所得者	
S29. 2. 1	5割						5割				
S38. 10. 1	世帯主 3割、世帯員 5割						世帯主 3割、世帯員 5割				
S39. 10. 1	無料	↓ 3割（全世帯員）					↓ 3割（全世帯員）				
S43. 1. 1	↓						(70～74歳 1割、75歳以上無料償還方式)				
S46. 10. 1	↓						無料				
S47. 4. 1											
S48. 10. 1							↓				
S58. 2. 1							400円／月		300円／日		
S59. 10. 1							2割	2割	3割		
S62. 1. 1							800円／月		400円／日		
H4. 1. 1							900円／月		600円／日		
H5. 4. 1							1,000円／月		700円／日		
H7. 4. 1							1,010円／月		↓		
H8. 4. 1							1,020円／月		710円／日		
H9. 9. 1							500円／日		1,000円／日		
H10. 4. 1							500円／日		1,100円／日		
H11. 4. 1							530円／日		1,200円／日		
H13. 1. 1							1割				
H14. 10. 1	2割	3割			↓	↓	↓	2割	1割	2割	1割
H15. 4. 1	↓	↓	3割				↓	↓	↓	↓	
H18. 10. 1	↓	↓					3割	↓	3割		
H20. 4. 1	2割			3割			↓	↓	↓	↓	
H26. 4. 1～	↓			↓				※ 2割	↓	※ 2割	
H31. 4. 1～	↓			↓			↓	2割	↓	2割	

※H26. 4. 1からH31. 3. 31までは昭和19年4月2日以降に生まれた人は2割 その他は1割

(4) 葬祭費・出産育児一時金(助産費)の改定状況

(単位: 円)

	葬祭費	出産育児一時金 (助産費)
S29. 2. 1	300	300
S30. 2. 1	1,000	
S37. 4. 1	2,000	2,000
S38. 4. 1		
S45. 9. 1		10,000
S46. 4. 1		
S47. 4. 1	3,000	
S49. 4. 1		20,000
S50. 7. 1		40,000
S51. 4. 1	5,000	
S52. 4. 1	10,000	
S52. 10. 1		60,000
S53. 4. 1	15,000	
S54. 12. 1		80,000
S56. 4. 1	20,000	
S57. 3. 1		100,000
S57. 4. 1	30,000	
S63. 3. 1		130,000
H4. 4. 1		240,000
H6. 10. 1		300,000
H18. 10. 1		350,000
H21. 1. 1		380,000
H21. 10. 1～		420,000
R5. 4. 1～		500,000

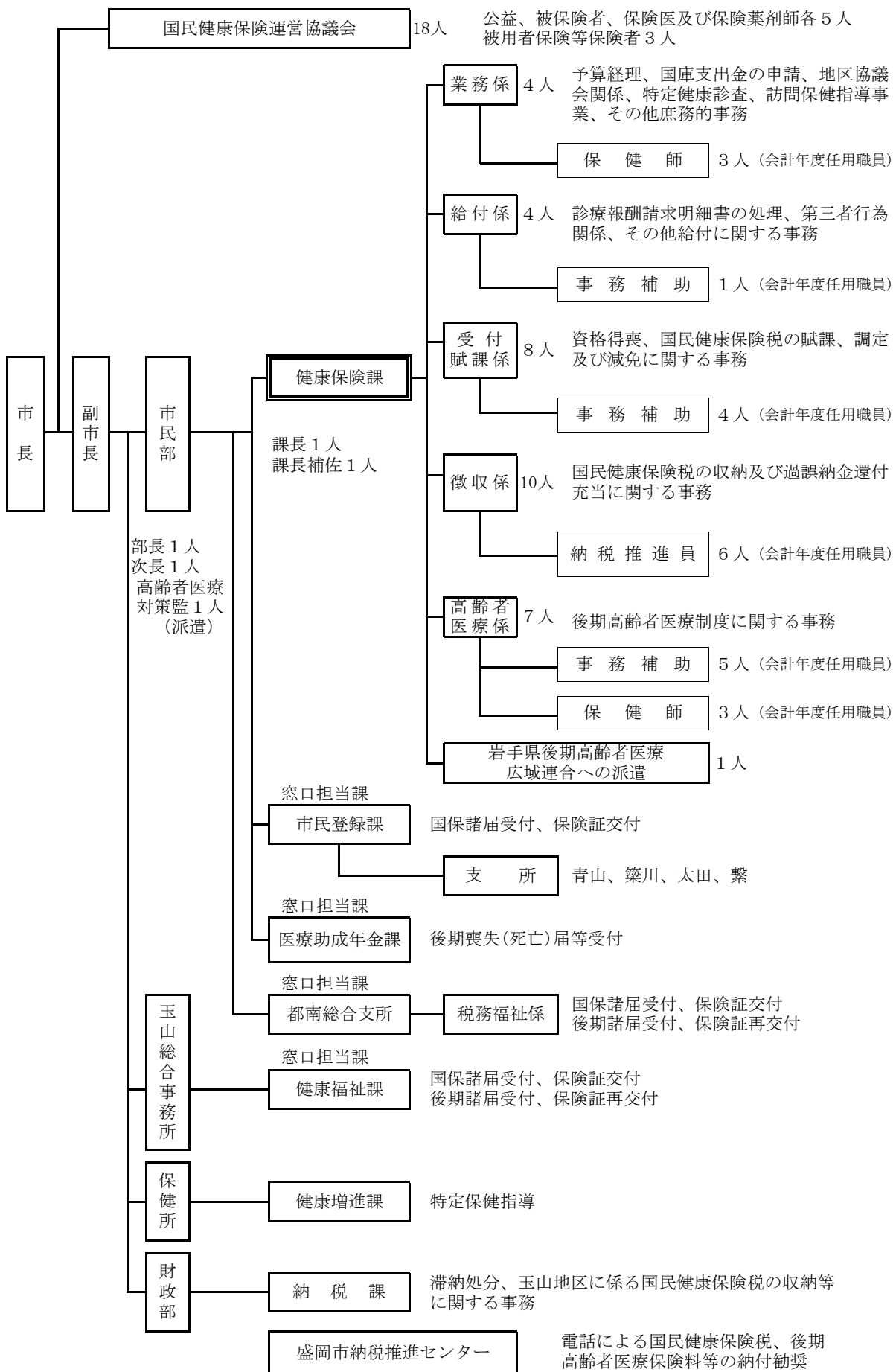
- ※1 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合
①H26. 12. 31以前の出産については表の金額から3万円を減じた額
- ※2 H27. 1. 1からR3. 12. 31までの出産については、
①産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は42万円、それ以外は40万4千円
②R4. 1. 1以降の出産については、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は42万円、それ以外は40万8千円
- ※3 産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合
R5. 4. 1以降の出産については、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は50万円、それ以外は48万8千円



3 運営機関

(1) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る事務機構

(令和6年4月1日現在)



（２）国民健康保険運営協議会

（ア）委員名簿

（令和６年６月１５日現在）

委 員 構 成	定 数	氏 名	
被保険者を代表する 委員	人 5	佐々木 正 徳 村 井 敬 子 北 田 富 士 子 村 上 富 美 子 八 重 樫 由 美	商 業 農 業 公 募 公 募
保険医又は保険薬剤 師を代表する委員	5	佐 藤 直 也 鈴 木 知 己 石 井 基 弘 豊 田 康 夫 佐々木 俊	盛岡市医師会 理 事 盛岡市医師会 理 事 盛岡市医師会 理 事 盛岡市歯科医師会 理 事 盛岡薬剤師会 会 長
公益を代表する委員	5	村 田 芳 三 野 田 尚 紀 野 中 靖 志 神 部 伸 也 山 屋 理 恵	市議会議員 市議会議員 市議会議員 市議会議員 盛岡市社会福祉協議会 理 事
被用者保険等保険者 を代表する委員	3	加 藤 百 合 子 村 上 賢 宮 本 敏 浩	全国健康保険協会岩手支部業務部長 地方職員共済組合岩手県支部事務長 日本ハウスホールディングス健康保険組合常務理事

※ 委員定数は盛岡市国民健康保険条例第２条による。

（イ）令和５年度開催状況

書 面 表 決 日 時	協 議 事 項
令和５年７月１２日 （参集形式）	令和４年度盛岡市国民健康保険事業決算見込みについて 令和５年度盛岡市国民健康保険事業予算について 国民健康保険税収納率向上対策及び収納状況等の概要
令和６年２月７日 （参集形式）	令和５年度盛岡市国民健康保険事業決算見込みについて 令和６年度盛岡市国民健康保険事業予算について 第三期盛岡市データヘルス計画の策定について

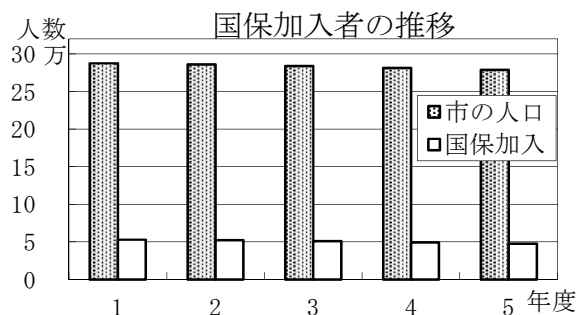
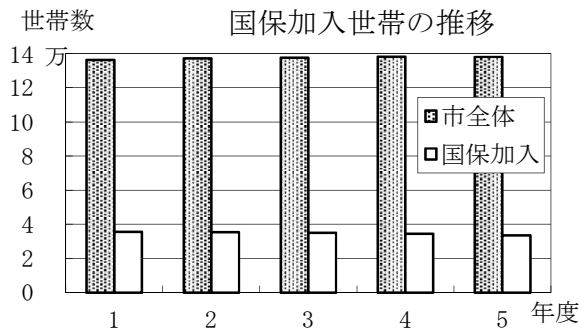
4 被保険者関係

(1) 国保加入状況

(ア) 国保加入者、加入世帯の推移

令和6年3月31日現在

年度	市全体		被保険者数		加入率		1世帯当たり 被保険者数
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	
	世帯	人	世帯	人	%	%	
1	136,198	287,326	35,603	52,743	26.14	18.36	1.48
2	137,161	285,859	35,484	52,096	25.87	18.22	1.47
3	137,599	284,044	35,047	50,998	25.47	17.95	1.46
4	138,184	281,607	34,371	49,314	24.87	17.51	1.43
5	138,129	278,410	33,508	47,616	24.26	17.10	1.42



(イ) 令和5年度加入世帯数内訳

区分	世帯数		
	年度末	構成比	年度平均
一 般	世帯	%	世帯
	33,508	100.00	34,456
退 職	0	0.00	0
計	33,508	100.00	34,456

※年度平均は令和5年3月～令和6年2月の平均

(ウ) 令和5年度被保険者数内訳

区分	被保険者数		
	年度末	構成比	年度平均
一 般	人	%	人
	47,616	100.00	49,234
退 職	0	0.00	0
本 人	0	0.00	0
扶 養	0	0.00	0
計	47,616	100.00	49,234

※年度平均は令和5年3月～令和6年2月の平均

(2) 世帯数、被保険者数の動き (年度平均)

年度	区分	世帯数	総 数	退 職	一 般	
					(再掲) 前期高齢者	
		世帯	人	人	人	人
1		36,076	53,710	50	53,660	25,441
2		35,795	52,833	0	52,833	25,643
3		35,586	52,133	0	52,133	25,901
4		35,143	50,786	0	50,786	25,183
5		34,456	49,234	0	49,234	24,204

※年度平均は令和5年3月～令和6年2月の平均

(3) 被保険者の異動状況

(単位：件)

年度	取得						喪失						増減
	転入	出生	社保 離脱	生保 廃止	その他	計	転出	死亡	社保 取得	生保 開始	その他	計	
1	2,184	142	7,711	190	399	10,626	1,604	404	6,445	360	2,971	11,784	△ 1,158
2	1,817	133	7,394	169	311	9,824	1,382	411	5,718	286	528	8,325	1,499
3	1,727	107	7,507	198	363	9,902	1,285	406	5,656	333	508	8,188	1,714
4	2,096	105	7,637	153	306	10,297	1,599	435	5,870	316	400	8,620	1,677
5	1,902	102	8,048	176	336	10,564	1,635	399	6,062	328	497	8,921	1,643

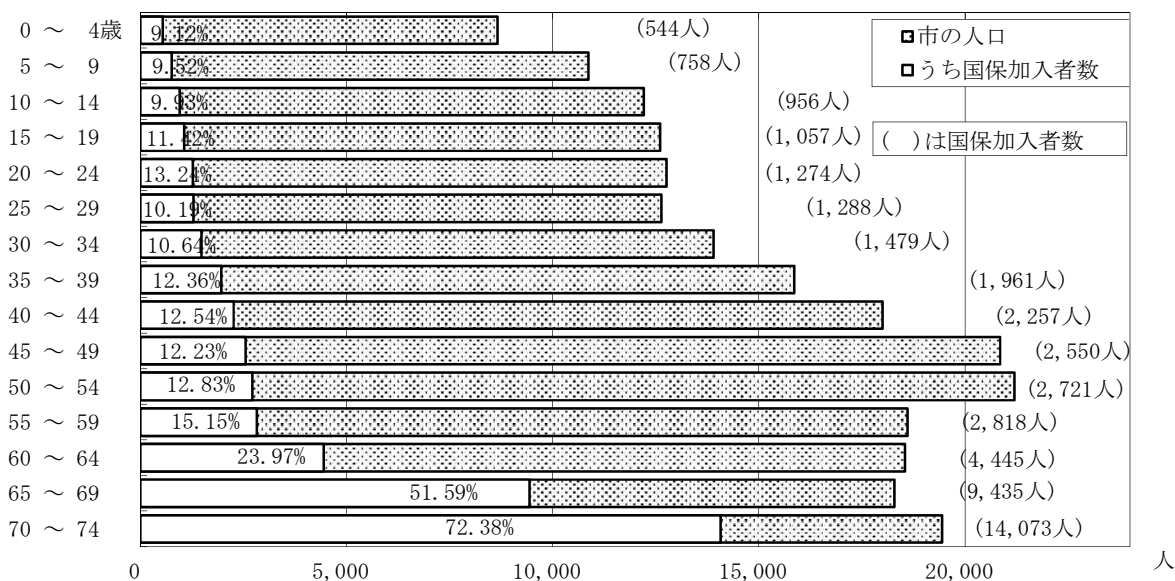
(4) 被保険者の年齢構成

区分 \ 年度	令和6年3月末現在						令和5年3月末現在			
	市の人口 ①	国保加入者					国保加入者			
		総数 ②	うち		構成比	加入率 ②/①	総数 ②	うち		構成比
	人	人	男	女	%	%	人	男	女	%
0 ～ 4歳	8,661	544	304	240	1.1	6.28	694	378	316	1.4
5 ～ 9	10,868	758	388	370	1.6	6.97	939	487	452	1.9
10 ～ 14	12,207	956	482	474	2.0	7.83	1,071	523	548	2.2
15 ～ 19	12,608	1,057	533	524	2.2	8.38	1,124	526	598	2.3
20 ～ 24	12,759	1,274	628	646	2.7	9.99	1,339	679	660	2.7
25 ～ 29	12,640	1,288	639	649	2.7	10.19	1,379	692	687	2.8
30 ～ 34	13,896	1,479	743	736	3.1	10.64	1,586	795	791	3.2
35 ～ 39	15,861	1,961	988	973	4.1	12.36	2,092	1,071	1,021	4.2
40 ～ 44	18,002	2,257	1,228	1,029	4.7	12.54	2,386	1,329	1,057	4.8
45 ～ 49	20,851	2,550	1,349	1,201	5.4	12.23	2,641	1,415	1,226	5.4
50 ～ 54	21,203	2,721	1,412	1,309	5.7	12.83	2,786	1,438	1,348	5.6
55 ～ 59	18,603	2,818	1,358	1,460	5.9	15.15	2,881	1,402	1,479	5.8
60 ～ 64	18,544	4,445	1,830	2,615	9.3	23.97	4,685	1,884	2,801	9.5
65 ～ 69	18,287	9,435	4,013	5,422	19.8	51.59	9,785	4,156	5,629	19.8
70 ～ 74	19,444	14,073	5,941	8,132	29.6	72.38	13,926	5,839	8,087	28.2
75 ～	43,976	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	278,410	47,616	21,836	25,780	100.0	17.10	49,314	22,614	26,700	100.0

※市の人口は住民基本台帳人口の数値

※年齢階層別国保加入者数は岩手県国民健康保険団体連合会の資料の数値

被保険者の年齢構成（令和6年3月末）



(5) 外国人の法適用状況

区分 \ 年度	令和6年7月末現在		令和5年7月末現在		令和4年7月末現在	
	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
加入者	564	646人	579	654人	610	683人
※外国人登録人口	—	2,098	—	1,810	—	1,731

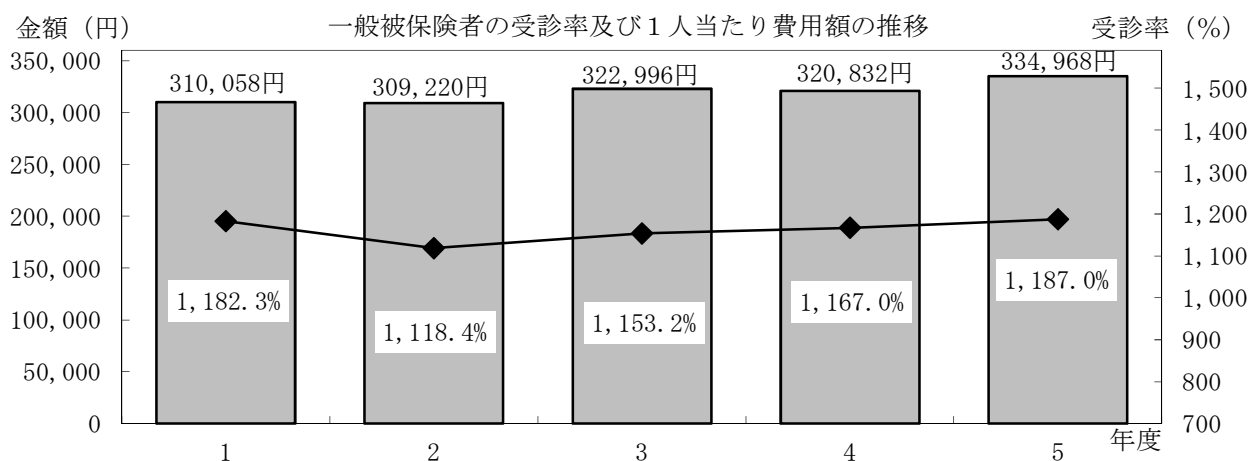
※平成24年7月より住民基本台帳法による登録数であり、外国人世帯数のみの集計はしていない。

5 保険給付関係

(1) 療養の給付（診療費）諸率

(ア) 一般被保険者分

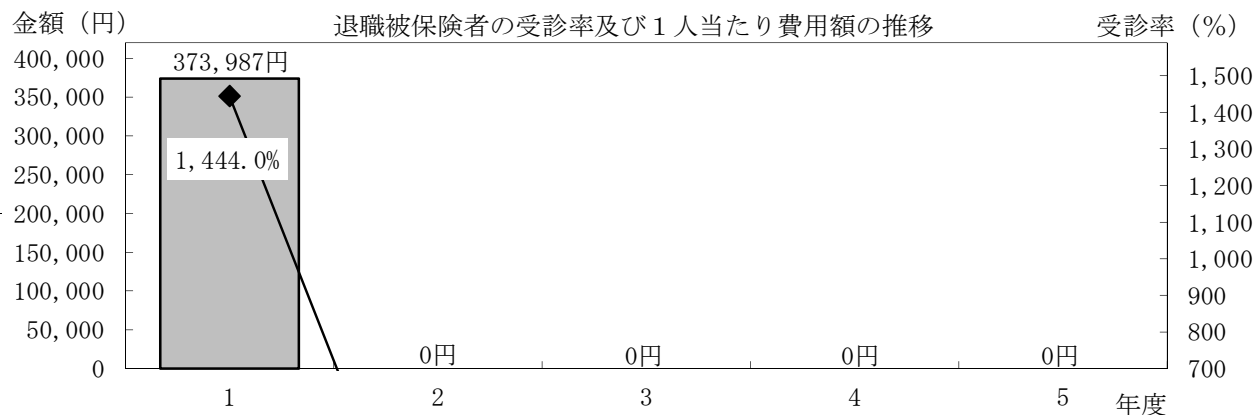
年度	受診率			1件当たり費用額			1人当たり費用額		
	盛岡市	県平均	全国平均	盛岡市	県平均	全国平均	盛岡市	県平均	全国平均
	%	%	%	円	円	円	円	円	円
1	1,182.3	-	-	26,225	-	-	310,058	-	-
2	1,118.4	-	-	27,648	-	-	309,220	-	-
3	1,153.2	-	-	28,009	-	-	322,996	-	-
4	1,167.0	-	-	27,493	-	-	320,832	-	-
5	1,187.0	-	-	28,220	-	-	334,968	-	-



(イ) 退職被保険者分

年度	受診率			1件当たり費用額			1人当たり費用額		
	盛岡市	県平均	全国平均	盛岡市	県平均	全国平均	盛岡市	県平均	全国平均
	%	%	%	円	円	円	円	円	円
1	1,444.0	-	-	25,899	-	-	373,987	-	-
2	-	-	-	32,162	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-9	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※計算上値が出ないものは、「-」と表記



(2) 療養諸費の状況（療養費を含む）

年度	区 分	被保険者数 a	件 数 b	日 数 c	費 用 額 d=①+②+③	保険者負担額 ①	一 部
							一部負担金 ②
30	一 般 (退職者分含む)	55,279	1,045,376	1,212,700	21,542,513,821	15,768,354,075	5,418,807,082
	乳児	928	14,855	22,422	164,213,143	136,928,578	27,284,565
	妊産婦	81	933	2,426	46,722,740	32,727,218	13,945,522
	重度障害	1,613	40,353	163,462	3,078,583,936	2,812,697,118	265,886,818
1	一 般 (退職者分含む)	53,710	1,027,077	1,182,803	21,536,961,212	15,795,333,311	5,423,820,393
	乳児	895	14,642	20,922	166,761,899	134,512,384	32,249,515
	妊産婦	79	953	3,012	68,365,115	48,233,965	20,131,150
	重度障害	1,581	40,239	153,042	2,959,086,171	2,703,239,590	255,846,581
2	一 般 (退職者分含む)	52,833	960,121	1,098,962	21,161,674,987	15,557,237,891	5,262,978,820
	乳児	871	11,834	15,797	107,922,654	86,410,104	21,512,550
	妊産婦	60	845	2,237	42,421,380	29,695,166	12,726,214
	重度障害	1,564	38,057	148,111	2,898,357,879	2,650,431,962	247,925,917
3	一 般 (退職者分含む)	52,133	975,160	1,110,664	21,834,359,666	16,079,258,796	5,374,582,098
	乳児	825	12,462	17,395	142,790,720	115,781,524	27,009,196
	妊産婦	61	617	1,593	37,833,190	26,602,076	11,231,114
	重度障害	1,546	39,504	160,885	3,173,132,195	2,902,924,497	270,207,698
4	一 般 (退職者分含む)	50,786	962,626	1,066,659	21,283,053,425	15,643,752,151	5,243,882,174
	乳児	777	10,776	13,786	99,335,356	79,653,932	19,681,424
	妊産婦	54	657	1,653	33,275,100	23,467,242	9,807,858
	重度障害	1,541	39,244	157,141	3,138,689,477	2,854,805,579	283,883,898
5	一 般 (退職者分含む)	49,234	950,551	1,062,273	21,530,193,878	15,803,847,399	5,307,367,186
	乳児	708	11,981	16,873	164,507,147	1,363,065,412	28,200,735
	妊産婦	50	772	1,856	41,834,584	29,987,870	11,846,714
	重度障害	1,555	39,027	154,037	3,094,740,162	2,804,575,205	290,164,957

負 担 金		他 法 負 担 分		受診率	1 件当 り 日 数	1 件当 り 費 用	1 人当 り 費 用
高額療養費 (②の内数)	薬剤一部 負 担 金 (②の内数)	③					
		他法優先	国保優先	b/a×100	c/b	d/b	d/a
2,130,606,381	0	355,352,664		1,891.09	1.16	20,607	389,705
1,344,553				1,600.75	1.51	11,054	176,954
3,606,573				1,151.85	2.60	50,078	576,824
36,187,375				2,501.74	4.05	76,291	1,908,608
2,181,671,137	0	317,807,508		1,912.26	1.15	20,969	400,986
2,094,612				1,635.98	1.43	11,389	186,326
3,797,067				1,206.33	3.16	71,737	865,381
33,856,928				2,545.16	3.80	73,538	1,871,655
2,219,030,286	0	341,458,276		1,817.28	1.14	22,041	400,539
3,019,377				1,358.67	1.33	9,120	123,907
2,646,653				1,408.33	2.65	50,203	707,023
41,220,941				2,433.31	3.89	76,158	1,853,170
2,283,522,959	0	380,518,862		1,870.52	1.14	22,391	418,820
4,502,197				1,510.55	1.40	11,458	173,080
2,617,878				1,011.48	2.58	61,318	620,216
35,255,750				2,555.24	4.07	80,324	2,052,479
2,227,472,528	0	395,419,100		1,895.46	1.11	22,109	419,073
945,072				1,386.87	1.28	9,218	127,845
1,741,233				1,216.67	2.52	50,647	616,206
36,376,364				2,546.66	4.00	79,979	2,036,787
2,339,996,146	0	418,979,293		1,930.68	1.12	22,650	437,303
1,660,620				1,692.23	1.41	13,731	232,355
1,622,798				1,544.00	2.40	54,190	836,692
34,304,078				2,509.77	3.95	79,297	1,990,187

(3) 療養諸費及び諸率の状況

(ア) 一般被保険者 (平均 49,234 人)

区分 年度	入 院 a		入 院 外 b		歯 科 c	
	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
	件	円	件	円	件	円
1	13,762	7,854,950,650	501,620	7,192,030,037	119,036	1,590,737,000
2	13,088	7,794,208,948	465,901	6,980,619,742	111,903	1,562,205,850
3	13,370	7,932,452,179	473,311	7,307,894,267	114,518	1,598,410,180
4	12,332	7,546,352,352	467,858	7,174,863,967	112,458	1,572,567,910
5	12,846	7,883,541,539	459,179	7,055,251,680	112,370	1,553,026,700

区分 年度	入 院 a			入 院 外 b			歯 科 c		
	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1	25.65	570,771	146,384	934.81	14,338	134,030	221.83	13,363	29,645
2	24.77	595,523	147,525	881.84	14,983	132,126	211.81	13,960	29,569
3	25.65	593,302	152,158	907.89	15,440	140,178	219.67	13,958	30,660
4	24.28	611,933	148,591	921.23	15,336	141,276	221.44	13,984	30,965
5	26.09	613,696	153,275	932.65	15,365	143,300	228.24	13,821	31,544

(イ) 退職被保険者 (平均 0 人)

区分 年度	入 院 a		入 院 外 b		歯 科 c	
	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
	件	円	件	円	件	円
1	11	7,681,030	577	9,809,980	134	1,208,360
2	0	0	6	65,160	5	288,620
3	0	0	26	176,870	0	0
4	0	0	0	△ 240	0	0
5	0	0	0	0	0	△ 3,000

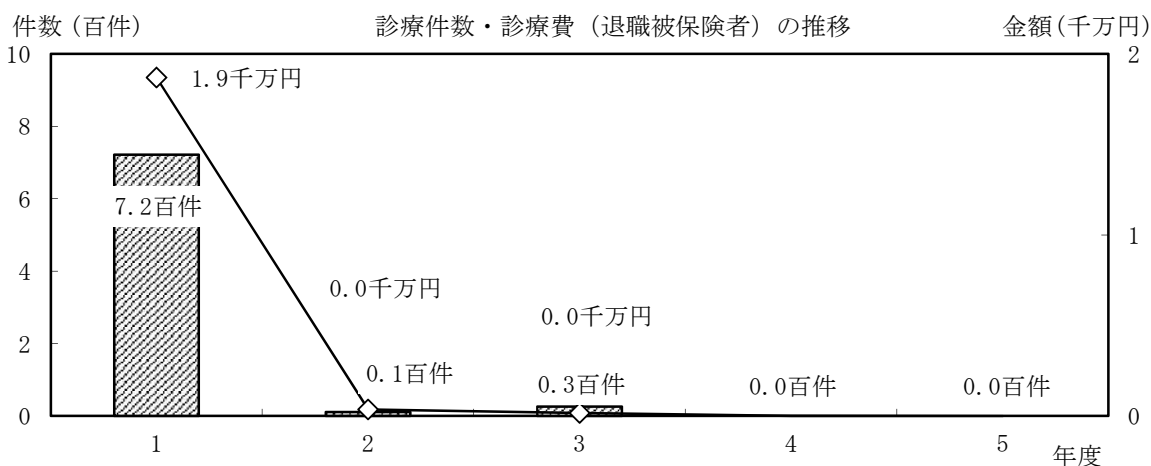
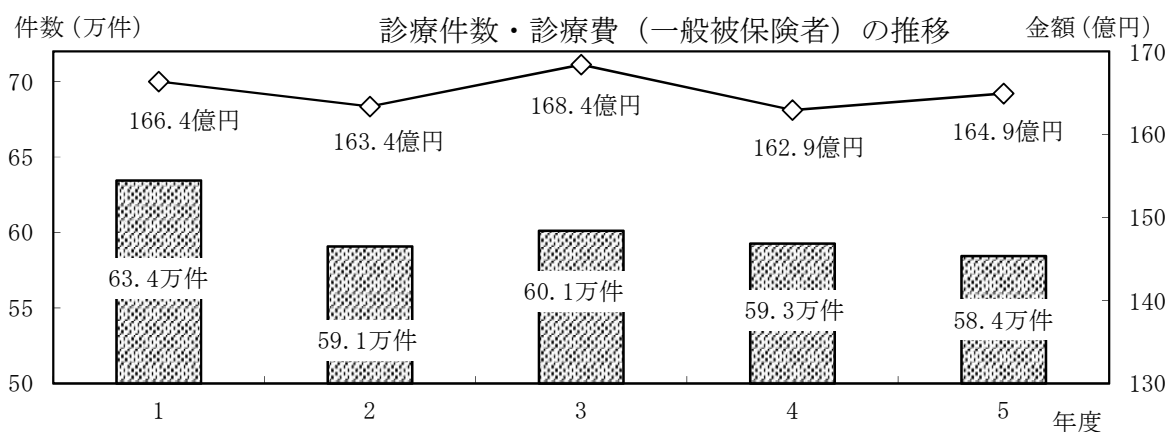
区分 年度	入 院 a			入 院 外 b			歯 科 c		
	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1	22.00	698,275	153,621	1,154.00	17,002	196,200	268.00	9,018	24,167
2	-	-	-	-	10,860	-	-	57,724	-
3	-	-	-	-	6,803	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※計算上値が出ないものは、「-」と表記

(ウ) 総計（一般＋退職）（平均 49,234 人）

区分 年度	入 院 a		入 院 外 b		歯 科 c	
	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
	件	円	件	円	件	円
1	13,773	7,862,631,680	502,197	7,201,840,017	119,170	1,591,945,360
2	13,088	7,794,208,948	465,907	6,980,684,902	111,908	1,562,494,470
3	13,370	7,932,452,179	473,337	7,308,071,137	114,518	1,598,410,180
4	12,332	7,546,352,352	467,858	7,174,863,727	112,458	1,572,567,910
5	12,846	7,883,541,539	459,179	7,055,251,680	112,370	1,553,026,700

区分 年度	入 院 a			入 院 外 b			歯 科 c		
	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1	25.64	570,873	146,390	935.02	14,341	134,088	221.88	13,359	29,640
2	24.77	595,523	147,525	881.85	14,983	132,127	211.81	13,962	29,574
3	25.65	593,302	152,158	907.94	15,439	140,181	219.67	13,958	30,660
4	24.28	611,933	148,591	921.23	15,336	141,276	221.44	13,984	30,965
5	26.09	613,696	160,124	932.65	15,365	143,300	228.24	13,821	31,544



(療養費は4～3月ベース、それ以外は3～2月ベースの数値)

診 療 費 a+b+c		調 剤			療 養 費		食事療養費		
件数	費 用 額	件数	枚数	費 用 額	件数	費 用 額	件数	回数	費 用 額
件	円	件	枚	円	件	円	件	回	円
634,418	16,637,717,687	373,882	432,873	4,167,700,135	15,035	131,003,316	13,046	631,543	422,628,214
590,892	16,337,034,540	351,331	400,670	4,100,204,125	14,891	142,814,229	12,448	618,285	413,355,833
601,199	16,838,756,626	355,423	403,925	4,199,011,001	15,254	147,704,025	12,777	627,477	420,100,914
592,648	16,293,784,229	351,276	395,888	4,211,617,702	15,315	141,482,803	11,758	579,050	386,716,221
584,395	16,491,819,919	347,196	391,940	4,226,564,080	15,190	134,045,885	12,318	615,108	409,903,944

診 療 費 a+b+c			調 剤			療 養 費			食事療養費		
受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1,182.29	26,225	310,058	696.76	11,147	77,669	28.02	8,713	2,441	24.31	32,395	7,876
1,118.41	27,648	309,220	664.98	11,670	77,607	28.19	9,591	2,703	23.56	33,207	7,824
1,153.20	28,009	322,996	681.76	11,814	80,544	29.26	9,683	2,833	24.51	32,879	8,058
1,166.95	27,493	320,832	691.68	11,989	82,929	30.16	9,238	2,786	23.15	32,890	7,615
1,186.97	28,220	334,968	705.20	12,173	85,543	30.85	8,825	2,723	25.02	33,277	8,326

(療養費は4～3月ベース、それ以外は3～2月ベースの数値)

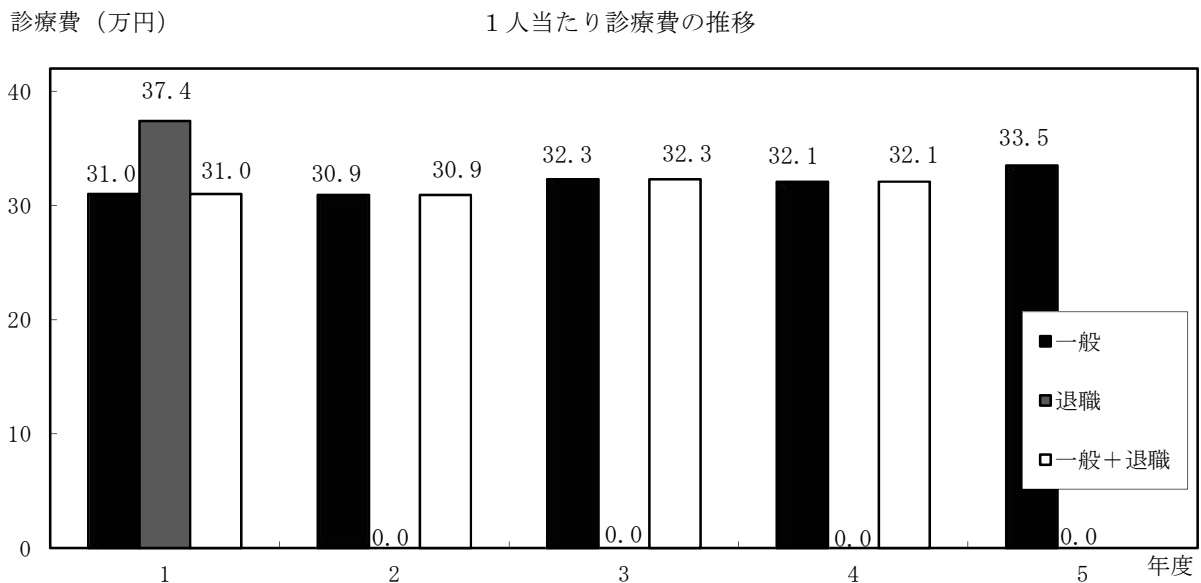
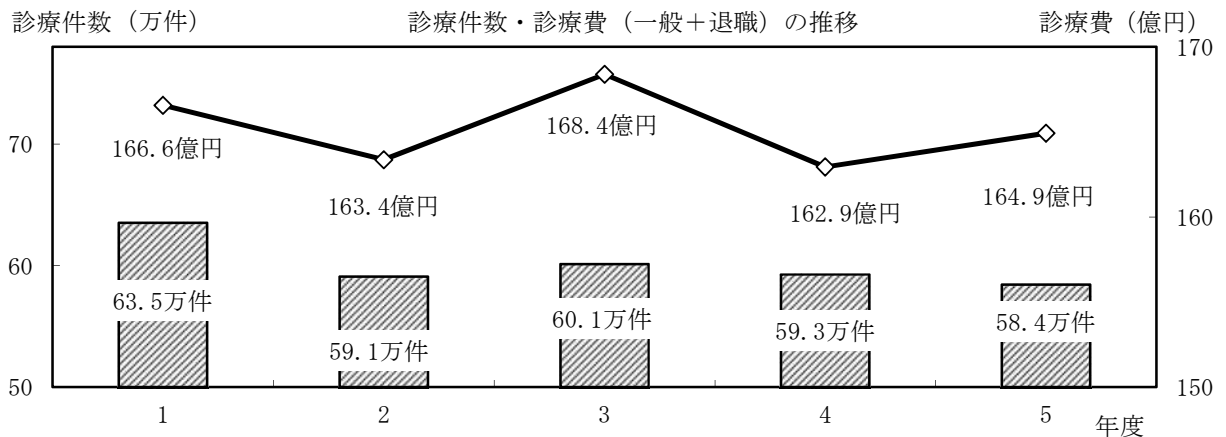
診 療 費 a+b+c		調 剤			療 養 費		食事療養費		
件数	費 用 額	件数	枚数	費 用 額	件数	費 用 額	件数	回数	費 用 額
件	円	件	枚	円	件	円	件	回	円
722	18,699,370	435	514	4,675,440	21	127,841	9	404	279,428
11	353,780	0	0	0	0	0	0	0	0
26	176,870	24	24	240,620	0	0	0	0	0
0	△ 240	0	0	0	0	0	0	0	0
0	△ 3,000	0	0	0	0	0	0	0	0

診 療 費 a+b+c			調 剤			療 養 費			食事療養費		
受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1,444.00	25,899	373,987	870.00	10,748	93,509	42.00	6,088	2,557	18.00	31,048	5,589
-	32,162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	6,803	-	-	10,026	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(療養費は4～3月ベース、それ以外は3～2月ベースの数値)

診 療 費 a+b+c		調 剤			療 養 費		食事療養費		
件数	費 用 額	件数	枚数	費 用 額	件数	費 用 額	件数	回数	費 用 額
件	円	件	枚	円	件	円	件	回	円
635,140	16,656,417,057	374,317	433,387	4,172,375,575	15,056	131,131,157	13,055	631,947	422,907,642
590,903	16,337,388,320	351,331	400,670	4,100,204,125	14,891	142,814,229	12,448	618,285	413,355,833
601,225	16,838,933,496	355,447	403,949	4,199,251,621	15,254	147,704,025	12,777	627,477	420,100,914
592,648	16,293,783,989	351,276	395,888	4,211,617,702	15,315	141,482,803	11,758	579,050	386,716,221
584,395	16,491,819,919	347,196	391,940	4,226,564,080	15,190	134,045,885	12,318	15,108	409,903,944

診 療 費 a+b+c			調 剤			療 養 費			食事療養費		
受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額	受診率	1件当たり 費 用 額	1人当たり 費 用 額
%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円
1,182.54	26,225	310,118	696.92	11,147	77,683	28.03	8,710	2,441	24.31	32,394	7,874
1,118.44	27,648	309,227	664.98	11,670	77,607	28.19	9,591	2,703	23.56	33,207	7,824
1,153.25	28,008	323,000	681.81	11,814	80,549	29.26	9,683	2,833	24.51	32,879	8,058
1,166.95	27,493	320,832	691.68	11,989	82,929	30.16	9,238	2,786	23.15	32,890	7,615
1,186.97	28,220	334,968	705.20	12,173	85,846	30.85	8,825	2,723	25.02	33,277	8,326



(4) 高額療養費の状況

(ア) 高額療養費の支給状況

年度	区 分		合 算 分		単 独 分	
			多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分
3	総数	件 数	1,888件	5,158件	5,963件	2,915件
		高額療養費	38,418,152円	58,216,938円	572,777,774円	269,711,033円
	一般	件 数	1,888件	5,157件	5,963件	2,915件
		高額療養費	38,418,152円	58,186,090円	572,777,774円	269,711,033円
	退職	件 数	0件	1件	0件	0件
		高額療養費	0円	30,848円	0円	0円

年度	区 分		合 算 分		単 独 分	
			多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分
4	総数	件 数	1,683件	6,358件	4,661件	3,075件
		高額療養費	32,092,973円	65,076,114円	392,882,230円	272,493,103円
	一般	件 数	1,683件	6,358件	4,661件	3,075件
		高額療養費	32,092,973円	65,076,114円	392,882,230円	272,493,103円
	退職	件 数	0件	0件	0件	0件
		高額療養費	0円	0円	0円	0円

年度	区 分		合 算 分		単 独 分	
			多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分
5	総数	件 数	1,541件	5,469件	2,600件	3,978件
		高額療養費	36,993,818円	54,461,635円	282,090,041円	284,676,423円
	一般	件 数	1,541件	5,469件	2,600件	3,978件
		高額療養費	36,993,818円	54,461,635円	282,090,041円	284,676,423円
	退職	件 数	0件	0件	0件	0件
		高額療養費	0円	0円	0円	0円

(イ) 各種資金貸付制度の利用状況

年度	区分	高額療養資金貸付			出産費資金貸付		
		件数	貸付金額	1件当たり貸付額	件数	貸付金額	1件当たり貸付額
1		0件	0円	-	0件	0円	-
2		1件	31,000円	31,000円	0件	0円	-
3		0件	0円	-	0件	0円	-
4		0件	0円	-	0件	0円	-
5		0件	0円	-	0件	0円	-

(ウ) 高額医療費共同事業の状況

年度	区分	交付申請		交付決定		拠出金	差引
		件 数	金 額 ①	件 数	金 額 ②	③	②-③=④
25		2,523件	838,349,951円	2,474件	476,322,199円	523,841,006円	△ 47,518,807円
26		2,590件	929,826,520円	2,534件	567,046,585円	551,154,275円	15,892,310円
27		2,795件	928,492,442円	2,756件	566,317,427円	537,970,461円	28,346,966円
28		3,099件	1,130,911,930円	3,043件	740,019,885円	673,845,462円	66,174,423円
29		3,339件	1,144,939,321円	3,279件	692,074,089円	616,332,696円	75,741,393円

※平成30年度廃止

(エ) 保険財政共同安定化事業の状況

年度	区分	交付申請		交付決定		拠出金	差引
		件 数	金 額 ①	件 数	金 額 ②	③	②-③=④
25		13,214件	3,547,154,282円	13,062件	2,450,788,263円	2,507,436,196円	△ 56,647,933円
26		13,324件	3,601,817,958円	13,184件	2,464,036,571円	2,509,074,523円	△ 45,037,952円
27		1,090,821件	10,026,079,762円	1,086,883件	6,511,056,386円	6,227,450,178円	283,606,208円
28		1,083,485件	9,917,252,943円	1,078,752件	6,251,682,369円	6,080,354,181円	171,328,188円
29		1,049,204件	9,868,655,646円	1,038,721件	6,271,272,193円	6,049,466,583円	221,805,610円

※平成30年度廃止

単 独 分		他法併用分	合 計	1 件当たり 支 給 額
入 院 分	そ の 他			
5,720件	5,259件	1,199件	28,102件	81,258円
819,266,733円	433,697,416円	91,434,913円	2,283,522,959円	
5,720件	5,259件	1,199件	28,101件	81,260円
819,266,733円	433,697,416円	91,434,913円	2,283,492,111円	
0件	0件	0件	1件	30,848円
0円	0円	0円	30,848円	

単 独 分		他法併用分	合 計	1 件当たり 支 給 額
入 院 分	そ の 他			
4,859件	5,315件	1,939件	27,890件	79,866円
678,313,706円	603,126,346円	183,488,056円	2,227,472,528円	
4,859件	5,315件	1,939件	27,890件	79,866円
678,313,706円	603,126,346円	183,488,056円	2,227,472,528円	
0件	0件	0件	0件	-
0円	0円	0円	0円	

単 独 分		他法併用分	合 計	1 件当たり 支 給 額
入 院 分	そ の 他			
7,903件	5,258件	3,244件	29,993件	78,018円
1,106,722,812円	212,312,777円	362,738,640円	2,339,996,146円	
7,903件	5,258件	3,244件	29,993件	78,018円
1,106,722,812円	212,312,777円	362,738,640円	2,339,996,146円	
0件	0件	0件	0件	-
0円	0円	0円	0円	

(5) レセプト審査の状況

(ア) 第三者行為関係の状況

下段 () は退職分の内数

年度	交通事故					その他の事故	
	件数	レセプト枚数	費用額	調定額	収納額	傷害事故の加害者からの賠償金	
						件数	金額
1	52件 (0)件	226枚 (0)枚	34,092,073円 (0)円	28,183,146円 (0)円	28,183,146円 (0)円	1件 (0)件	52,409円 (0)円
2	22件 (0)件	136枚 (0)枚	12,825,870円 (0)円	9,714,138円 (0)円	9,714,136円 (0)円	8件 (0)件	162,091円 (0)円
3	28件 (0)件	149枚 (0)枚	10,213,853円 (0)円	7,489,009円 (0)円	7,415,229円 (0)円	1件 (0)件	4,774円 (0)円
4	17件 (0)件	114枚 (0)枚	25,008,249円 (0)円	21,569,282円 (0)円	21,569,282円 (0)円	3件 (0)件	55,734円 (0)円
5	18件 (0)件	152枚 (0)枚	16,365,323円 (0)円	13,299,672円 (0)円	13,299,672円 (0)円	6件 (0)件	474,035円 (0)円

(イ) 診療報酬請求明細書の状況

年度	区分	過誤調整				返 納	
		資格関係	請求内容	合 計	1人当たり A	不当利得等	交
							自賠償法
1	件数	3,253件	3,723件	6,976件		467件	16件
	金額	28,404千円	22,721千円	51,125千円	969円	12,496千円	2,243千円
2	件数	2,506件	8,739件	11,245件		507件	9件
	金額	32,102千円	20,822千円	52,924千円	1,016円	12,223千円	341千円
3	件数	2,132件	5,668件	7,800件		543件	18件
	金額	20,594千円	19,710千円	40,304千円	773円	10,469千円	1,687千円
4	件数	2,557件	5,017件	7,574件		479件	9件
	金額	23,160千円	12,387千円	35,547千円	700円	6,855千円	1,107千円
5	件数	2,248件	4,560件	6,808件		241件	14件
	金額	23,521千円	35,194千円	58,715千円	1,193円	9,312千円	1,978千円

(6) 任意給付の状況

年度	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金 (コロナ関連)	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	135件	56,588,000円	326件	9,780,000円		
2	117件	49,415,340円	337件	10,110,000円	0件	0円
3	104件	44,484,150円	362件	10,860,000円	10件	830,910円
4	91件	38,140,000円	374件	11,220,000円	48件	1,103,922円
5	96件	47,096,000円	353件	10,590,000円	3件	35,701円

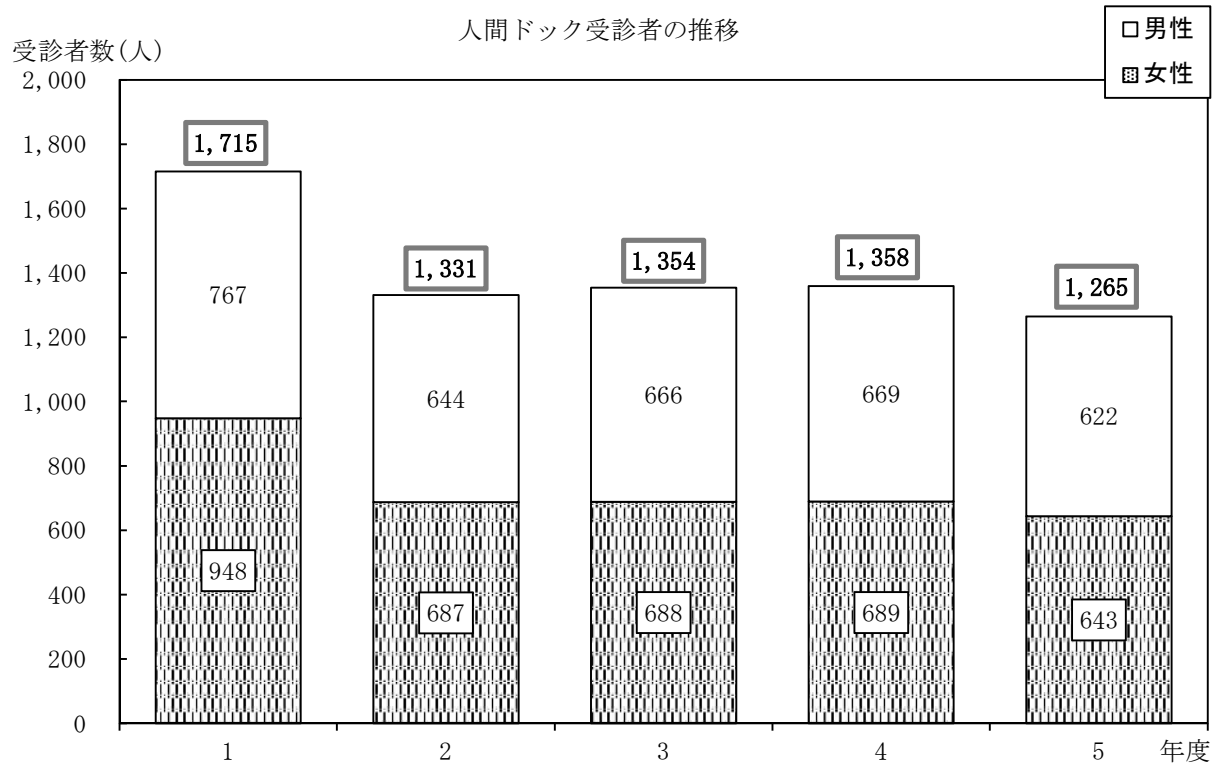
(7) 人間ドックの実施状況

年度	1日コース			1泊2日コース			合 計		
	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	計
1	729人	916人	1,645人	38人	32人	70人	767人	948人	1,715人
2	624人	669人	1,293人	20人	18人	38人	644人	687人	1,331人
3	652人	666人	1,318人	14人	22人	36人	666人	688人	1,354人
4	652人	675人	1,327人	17人	14人	31人	669人	689人	1,358人
5	610人	638人	1,248人	12人	5人	17人	622人	643人	1,265人

※国保人間ドックの概要 (令和5年度)

・指定検査機関 盛岡市立病院、盛岡友愛病院、盛岡赤十字病院、川久保病院、遠山病院、松園第二病院、岩手県厚生連人間ドックセンター、盛岡南病院、いわて健康管理センター、盛岡つなぎ温泉病院、岩手県予防医学協会、八角病院 (12医療機関) ・助成額 男性：20,000円 女性：24,000円 (乳がんと子宮がん検診をどちらも受診しない場合は20,000円)
--

金 ・ 第 三 者 納 付 金					被保険者 1人当たりの 財政効果 A+B
第 三 者 関 係		合 計	1人当たり B		
通 事 故	その他			小 計	
その他	計				
36件	52件	1件	53件	520件	
25,940千円	28,183千円	52,409円	28,235千円	40,731千円	772円
13件	22件	8件	30件	537件	
9,373千円	9,714千円	162,091円	9,876千円	22,099千円	424円
10件	28件	1件	29件	572件	
5,802千円	7,489千円	5,000円	7,494千円	17,963千円	345円
8件	17件	3件	20件	499件	
20,462千円	21,569千円	55,734円	21,625千円	28,480千円	561円
4件	18件	6件	24件	265件	
11,321千円	13,300千円	474,035円	13,774千円	23,086千円	469円



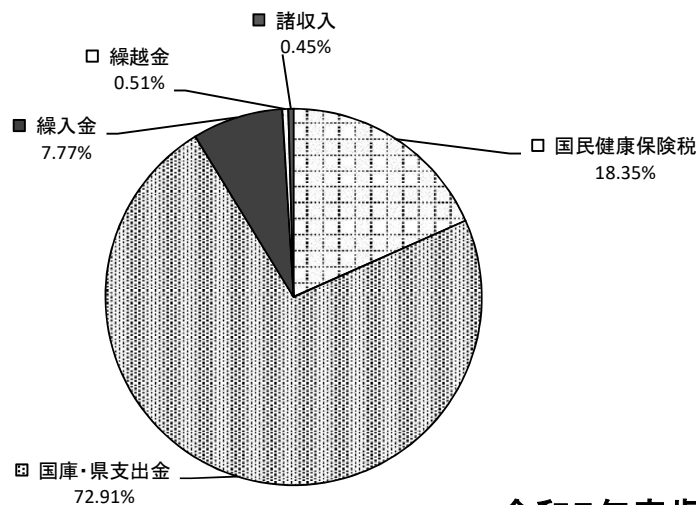
6 国保財政関係

(1) 令和5年度国民健康保険費特別会計決算の状況 (事業年報)

(ア) 歳入

(単位：円)

内 訳	決 算 額			
	一般被保険者分	退職被保険者等分	計	付 記
国民健康保険税	4,691,523,571	215,435	4,691,739,006	
医療現年課税分	3,159,369,425	0	3,159,369,425	
支援現年課税分	960,111,881	0	960,111,881	
介護現年課税分	312,651,831	0	312,651,831	
医療滞納繰越分	179,039,942	137,212	179,177,154	
支援滞納繰越分	53,925,370	41,446	53,966,816	
介護滞納繰越分	26,425,122	36,777	26,461,899	
国庫支出金	656,000	0	656,000	
県支出金	18,646,444,071	0	18,646,444,071	
保険給付費等交付金（普通交付金）	18,267,295,071	0	18,267,295,071	
保険給付費等交付金（特別交付金）	379,149,000	0	379,149,000	保険者努力支援分 112,995,000 特別調整交付金分 140,907,000 県繰入金（2号分） 45,365,000 特定健康診査等負担金 79,882,000
財政安定化基金交付金	0	0	0	
その他	0	0	0	
繰入金	1,988,225,253	0	1,988,225,253	
一般会計分	1,707,633,253	0	1,707,633,253	
保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	893,539,430	0	893,539,430	
保険基盤安定負担金（保険者支援分）	494,393,920	0	494,393,920	
未就学児均等割保険税	7,222,275	0	7,222,275	
職員給与費等	280,454,451	0	280,454,451	
産前産後保険料（税）	344,694	0	344,694	
出産育児一時金	31,678,483	0	31,678,483	
財政安定化支援事業	0	0	0	
その他	0	0	0	
基金分	280,592,000	0	280,592,000	
繰越金	131,293,249	0	131,293,249	
その他の収入	114,578,231	839,830	115,418,061	
その他	114,578,231	839,830	115,418,061	退職被保険者延滞金 835,714 退職返納金・返還金 4,116
歳入合計	25,572,720,375	1,055,265	25,573,775,640	

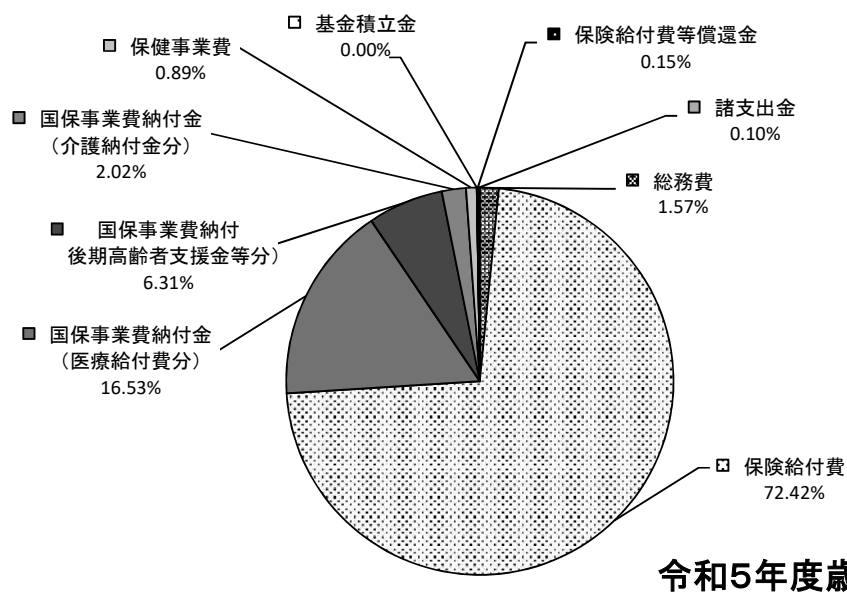


令和5年度歳入

(イ) 歳出

(単位：円)

内 訳	決 算 額			
	一般被保険者分	退職被保険者等分	計	付 記
総務費	399,960,132	0	399,960,132	
一般管理費	153,021,453	0	153,021,453	
連合会負担金	34,548,700	0	34,548,700	
徴税費	211,994,821	0	211,994,821	
運営協議会費	395,158	0	395,158	
保険給付費	18,394,258,984	0	18,394,258,984	
療養給付費	15,848,064,529	0	15,848,064,529	
療養費	97,776,243	0	97,776,243	
高額療養費	2,342,525,950	0	2,342,525,950	
高額介護合算療養費	2,216,120	0	2,216,120	
移送費	0	0	0	
出産育児一時金	47,517,725	0	47,517,725	
葬祭給付費	10,590,000	0	10,590,000	
傷病手当金	35,701	0	35,701	
審査支払手数料	45,532,716	0	45,532,716	
国民健康保険事業費納付金	6,315,049,777	0	6,315,049,777	
医療給付費分	4,198,082,113	0	4,198,082,113	
後期高齢者支援金等分	1,603,137,662	0	1,603,137,662	
介護納付金分	513,830,002	0	513,830,002	
財政安定化基金拠出金	0	0	0	
保健事業費	225,599,339	0	225,599,339	
特定健康診査等事業費	181,090,912	0	181,090,912	
保健事業費	44,508,427	0	44,508,427	
保険給付費等交付金償還金	33,577,360	3,298,460	36,875,820	
基金積立金	727,258	0	727,258	
その他の支出	26,057,865	19,836	26,077,701	
歳出合計	25,395,230,715	3,318,296	25,398,549,011	



(2) 年度別決算状況

(ア) 歳 入

(単位：円、%)

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度	R5-R4	増 減 率
国 民 健 康 保 険 税	4,974,871,557	4,748,920,338	4,691,739,006	△ 57,181,332	△ 1.2
一 般	4,972,883,123	4,747,571,911	4,691,523,571	△ 56,048,340	△ 1.2
医療現年課税分	3,308,896,825	3,200,120,037	3,159,369,425	△ 40,750,612	△ 1.3
支援現年課税分	993,948,124	963,248,319	960,111,881	△ 3,136,438	△ 0.3
介護現年課税分	320,642,121	308,296,394	312,651,831	4,355,437	1.4
医療滞納繰越分	240,022,008	190,163,466	179,039,942	△ 11,123,524	△ 5.8
支援滞納繰越分	71,768,099	57,177,583	53,925,370	△ 3,252,213	△ 5.7
介護滞納繰越分	37,605,946	28,566,112	26,425,122	△ 2,140,990	△ 7.5
退 職	1,988,434	1,348,427	215,435	△ 1,132,992	△ 84.0
医療現年課税分	101,965	0	0	0	0.0
支援現年課税分	31,561	0	0	0	0.0
介護現年課税分	26,500	0	0	0	0.0
医療滞納繰越分	1,156,660	850,415	137,212	△ 713,203	△ 83.9
支援滞納繰越分	347,142	260,198	41,446	△ 218,752	△ 84.1
介護滞納繰越分	324,606	237,814	36,777	△ 201,037	△ 84.5
国 庫 支 出 金	9,655,000	263,000	656,000	393,000	149.4
災害臨時特例補助金	9,655,000	263,000	260,000	△ 3,000	△ 1.1
そ の 他	0	0	396,000	396,000	皆増
県 支 出 金	18,870,741,433	18,306,772,740	18,646,444,071	339,671,331	1.9
保険給付費等交付金 (普通交付金)	18,383,081,433	17,880,822,740	18,267,295,071	386,472,331	2.2
特 別 交 付 金					
保険者努力支援分	116,108,000	141,502,000	138,842,000	△ 2,660,000	△ 1.9
特別調整交付金分	207,090,000	155,261,000	115,060,000	△ 40,201,000	△ 25.9
県繰入金(2号分)	63,142,000	48,855,000	45,365,000	△ 3,490,000	△ 7.1
特定健康診査等負担金	74,946,000	80,332,000	79,882,000	△ 450,000	△ 0.6
財政安定化基金交付金	0	0	0	0	0.0
一部負担金特例措置支援 事業費補助金	26,374,000	0	0	0	0.0
一 般 会 計 繰 入 金	1,698,018,581	1,699,319,532	1,707,633,253	8,313,721	0.5
基 金 繰 入 金	177,662,000	101,519,000	280,592,000	179,073,000	176.4
繰 越 金	194,733,889	203,582,273	131,293,249	△ 72,289,024	△ 35.5
そ の 他 の 収 入	152,439,580	164,552,393	115,418,061	△ 49,134,332	△ 29.9
歳 入 合 計	26,078,122,040	25,224,929,276	25,573,775,640	348,846,364	1.4

この表は決算書による額であり、(1)令和5年度国民健康保険費特別会計決算の状況(事業年報)は、保険者努力支援分について、特別交付金(保険者努力支援分)と特別調整交付金で調整したものである。

(イ) 歳 出

(単位：円、%)

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度	R5-R4	増 減 率
総 務 費	459,123,722	431,103,568	399,960,132	△ 31,143,436	△ 7.2
保 険 給 付 費	18,531,926,866	18,007,980,015	18,395,113,734	387,133,719	2.1
療 養 給 付 費	16,032,650,864	15,573,654,186	15,848,064,529	274,410,343	1.8
一 般	16,032,298,302	15,573,652,170	15,848,064,529	274,412,359	1.8
退 職	352,562	2,016	0	△ 2,016	皆減
療 養 費	107,863,957	103,666,940	97,776,243	△ 5,890,697	△ 5.7
一 般	107,863,957	103,666,940	97,776,243	△ 5,890,697	△ 5.7
退 職	0	0	0	0	0.0
高 額 療 養 費	2,285,677,781	2,230,100,172	2,342,525,950	112,425,778	5.0
一 般	2,285,646,933	2,230,100,172	2,342,525,950	112,425,778	5.0
退 職	30,848	0	0	0	0.0
高 額 介 護 合 算 療 養 費	2,013,832	2,253,987	2,216,120	△ 37,867	△ 1.7
一 般	2,013,832	2,253,987	2,216,120	△ 37,867	△ 1.7
退 職	0	0	0	0	0.0
審 査 支 払 手 数 料	46,824,702	46,202,478	45,532,716	△ 669,762	△ 1.4
出 産 育 児 一 時 金	44,484,150	39,008,165	47,517,725	8,509,560	21.8
葬 祭 費	10,860,000	11,220,000	10,590,000	△ 630,000	△ 5.6
医 療 助 成 費	720,670	770,270	854,750	84,480	11.0
傷 病 手 当 金	830,910	1,103,817	35,701	△ 1,068,116	△ 96.8
国民健康保険事業費納付金	6,568,259,282	6,328,600,523	6,315,049,777	△ 13,550,746	△ 0.2
医療給付費分	4,639,132,459	4,408,042,864	4,198,082,113	△ 209,960,751	△ 4.8
後期高齢者支援金等分	1,493,484,988	1,446,191,483	1,603,137,662	156,946,179	10.9
介護納付金分	435,641,835	474,366,176	513,830,002	39,463,826	8.3
共 同 事 業 拠 出 金	535	835	1,092	257	30.8
保 健 事 業 費	233,456,657	230,420,495	225,599,339	△ 4,821,156	△ 2.1
基 金 積 立 金	562,127	651,316	727,258	75,942	11.7
そ の 他 の 支 出	81,210,578	94,879,275	62,097,679	△ 32,781,596	△ 34.6
歳 出 合 計	25,874,539,767	25,093,636,027	25,398,549,011	304,912,984	1.2
歳 入 歳 出 差 引 額	203,582,273	131,293,249	175,226,629	43,933,380	33.5

この表は決算書による額であり、(1) 令和5年度国民健康保険費特別会計決算の状況(事業年報)は、医療助成費に係る金額等を調整したものである。(下記参照)

参考：事業年報における調整額	3 年 度	4 年 度	5 年 度
療 養 費 (指 定 公 費 分)	0	0	0
医 療 助 成 費	△ 673,739	△ 770,270	△ 854,750
共 同 事 業 拠 出 金	△ 4,305	△ 835	△ 1,092
保 険 給 付 費 等 償 還 金	24,988,234	57,248,077	36,828,820
そ の 他 の 支 出	△ 56,146,836	△ 56,476,972	△ 35,972,978

(3) 経理関係諸率

(ア) 1世帯当たり国保税調定額 (現年分)

(単位: 円)

年 度	盛岡市			県平均 (市)			全国平均 (市)		
	一般	退職	計	一般	退職	計	一般	退職	計
3	138,459	-	138,464	128,593	-	128,593	-	-	-
4	135,262	-	135,262	-	-	-	-	-	-
5	136,454	-	136,454	-	-	-	-	-	-

(盛岡市は事業年報から算出、県平均のR2年度及び全国平均は国民健康保険の実態から算出、県平均R3年度はいわて国保の実態から算出)

(イ) 1人当たり国保税調定額 (現年分)

(単位: 円)

年 度	盛岡市			県平均 (市)			全国平均 (市)		
	一般	退職	計	一般	退職	計	一般	退職	計
3	94,512	-	94,515	85,033	-	85,033	-	-	-
4	93,599	-	93,599	-	-	-	-	-	-
5	95,496	-	95,496	-	-	-	-	-	-

(盛岡市は事業年報から算出、県平均のR2年度及び全国平均は国民健康保険の実態から算出、県平均R3年度はいわて国保の実態から算出)

(ウ) 国保税収納率 (現年分)

(単位: %)

年 度	盛岡市			県平均 (市)			全国平均 (市)		
	一般	退職	計	一般	退職	計	一般	退職	計
3	93.74	-	93.74	95.44	-	95.44	-	-	-
4	93.99	-	93.99	-	-	-	-	-	-
5	94.16	-	94.16	-	-	-	-	-	-

(盛岡市は事業年報から算出、県平均のR2年度及び全国平均は国民健康保険の実態から算出、県平均R3年度はいわて国保の実態から算出)

(エ) 盛岡市の被保険者1人当たりの額 (決算額)

①歳入

(単位: 円)

年 度	保 険 税	国庫支出金	県 支 出 金	一 般 入 会 計 金	基 礎 入 金 金	繰 越 金	そ の 他 入	計
3	95,427	185	361,973	32,571	3,408	3,735	2,924	500,223
4	93,508	5	360,469	33,460	1,999	4,009	3,240	496,691
5	95,295	13	378,731	34,684	5,699	2,667	2,344	519,433

(事業年報の数値から算出)

②歳出

(単位: 円)

年 度	総 務 費	保 給 付 費	国保事業費 納 付 金	保健事業費	保険給付費等交付金 償 還 金	基 金 積 立 金	そ の 他 支 出	計
3	8,807	355,460	125,990	4,478	1,044	11	528	496,318
4	8,489	354,570	124,613	4,537	1,127	13	756	494,105
5	8,124	373,609	128,266	4,582	748	15	531	515,874

(事業年報の数値から算出)

(4) 保険税・国庫(県)支出金・保険給付費・国保事業費納付金等の割合(決算額)

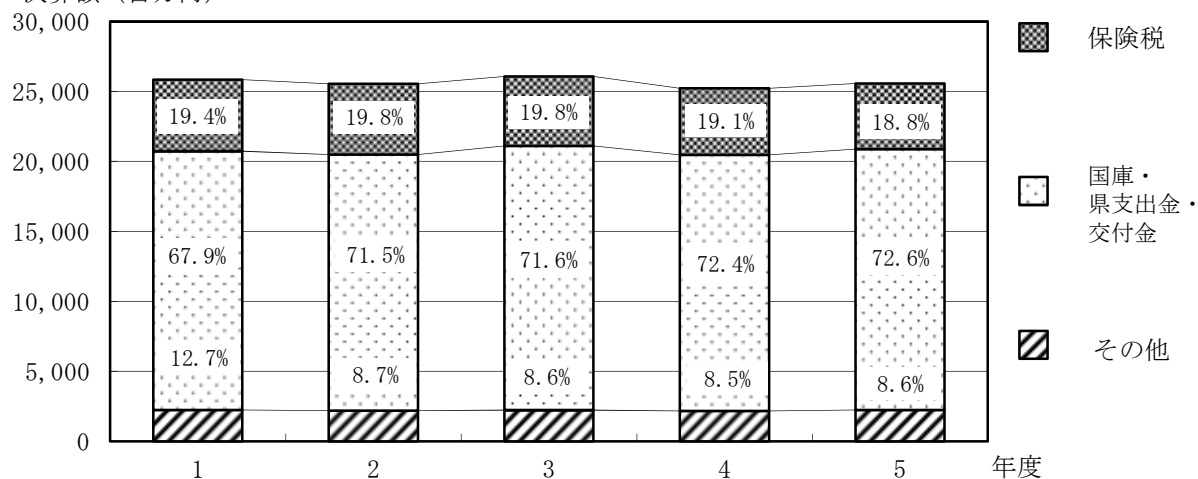
①歳入

(単位: 千円)

年度	保険税		国庫・県支出金・交付金		その他		合計
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
1	5,115,068	19.8%	18,490,530	71.5%	2,242,861	8.7%	25,848,459
2	5,054,170	19.8%	18,307,935	71.6%	2,192,975	8.6%	25,555,080
3	4,974,872	19.1%	18,880,396	72.4%	2,222,854	8.5%	26,078,122
4	4,748,920	18.8%	18,307,036	72.6%	2,168,973	8.6%	25,224,929
5	4,691,739	18.3%	18,647,100	72.9%	2,234,937	8.7%	25,573,776

(事業年報の数値から算出)

決算額(百万円)



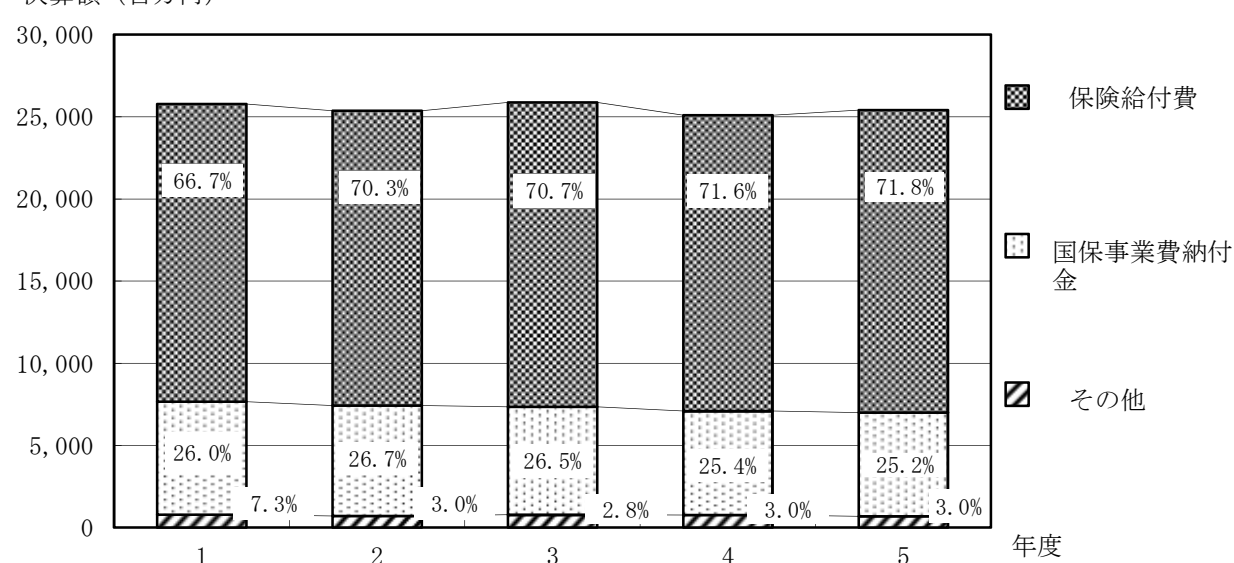
②歳出

(単位: 千円)

年度	保険給付費		国保事業費納付金		その他		合計
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
1	18,114,459	70.3%	6,877,840	26.7%	780,062	3.0%	25,772,361
2	17,925,767	70.7%	6,723,622	26.5%	710,957	2.8%	25,360,346
3	18,531,206	71.6%	6,568,259	25.4%	775,075	3.0%	25,874,540
4	18,007,210	71.8%	6,328,601	25.2%	757,825	3.0%	25,093,636
5	18,394,259	72.4%	6,315,050	24.9%	689,240	2.7%	25,398,549

(事業年報の数値から算出)

決算額(百万円)



7 国民健康保険税関係

(1) 保険税賦課状況

年度	課税対象 世帯数	課税対象 被保険者数	所得割の 課税対象額	資産割の 課税対象額	保 険 税 算 定 額				
					所得割	資産割	均等割	平等割	合計 A
1	36,586	54,525	31,121,088	-	2,614,161	-	1,201,640	835,257	4,651,058
	36,586	54,525	31,121,088	-	809,137	-	338,644	248,131	1,395,912
	15,168	17,405	11,478,707	-	286,965	-	111,392	101,626	499,983
2	36,270	53,649	31,465,260	-	2,643,071	-	1,180,278	829,216	4,652,565
	36,270	53,649	31,465,260	-	818,086	-	332,624	246,336	1,397,046
	14,761	16,787	11,413,650	-	285,339	-	107,436	98,899	491,674
3	36,064	53,014	30,284,759	-	2,543,910	-	1,166,308	825,518	4,535,735
	36,064	53,014	30,284,759	-	787,393	-	328,687	245,238	1,361,318
	14,329	16,263	10,204,826	-	255,145	-	104,076	95,998	455,219
4	35,681	51,972	29,572,178	-	2,484,053	-	1,143,384	815,910	4,443,347
	35,681	51,972	29,572,178	-	768,866	-	322,226	253,335	1,344,427
	14,025	15,893	10,171,417	-	254,283	-	101,715	93,968	449,966
5	35,190	50,525	28,746,517	-	2,414,697	-	1,111,550	803,387	4,329,634
	35,190	50,525	28,746,517	-	747,400	-	313,255	238,663	1,299,318
	13,810	15,587	10,407,303	-	260,181	-	99,756	92,527	452,464

※ 上段：医療給付費分 中段：後期高齢者支援金分 下段：介護納付金分
減免額には、災害減免、条例減免を含む。

(2) 保険税の軽減状況

年度	7 割 軽 減					5 割 軽 減				
	対象世帯		対象人員		軽減税額	対象世帯		対象人員		軽減税額
	世帯数	%	人数	%		世帯数	%	人数	%	
1	11,899	54.2%	15,131	46.8%	426,834,524	5,752	26.2%	9,778	30.2%	171,254,547
	11,899	54.2%	15,131	46.8%	123,246,064	5,752	26.2%	9,778	30.2%	49,234,247
	4,922	56.6%	5,260	54.1%	46,648,980	2,162	24.9%	2,533	26.1%	15,348,300
2	11,802	54.0%	14,880	46.6%	421,505,250	5,789	26.5%	9,636	30.2%	169,979,353
	11,802	54.0%	14,880	46.6%	121,721,850	5,789	26.5%	9,636	30.2%	48,879,253
	4,774	56.7%	5,077	54.2%	45,474,240	2,083	24.8%	2,423	25.9%	14,731,650
3	12,310	55.8%	15,551	48.5%	440,262,210	5,649	25.6%	9,404	29.3%	165,903,735
	12,310	55.8%	15,551	48.5%	127,136,390	5,649	25.6%	9,404	29.3%	47,707,435
	4,955	59.3%	5,314	57.1%	47,045,670	1,992	23.8%	2,323	25.0%	14,106,800
4	12,374	56.1%	15,548	49.0%	441,052,516	5,624	25.5%	9,296	29.3%	164,258,644
	12,374	56.1%	15,548	49.0%	127,371,876	5,624	25.5%	9,296	29.3%	47,236,844
	5,064	60.6%	5,435	58.3%	48,098,960	1,939	23.2%	2,281	24.5%	13,794,850
5	12,359	56.4%	15,304	49.1%	436,805,555	5,521	25.2%	9,076	29.1%	160,180,582
	12,359	56.4%	15,304	49.1%	126,167,535	5,521	25.2%	9,076	29.1%	46,062,282
	4,987	60.0%	5,343	57.9%	47,325,670	1,941	23.4%	2,272	24.6%	13,772,750

※ 上段：医療給付費分 中段：後期高齢者支援金分 下段：介護納付金分
平等割半額世帯で7割軽減、5割軽減、2割軽減のいずれにも該当しない場合は含まない。

(3) 保険税の調定及び収納状況

年度	区分	現 年 度 分			滞 納 繰 越 分		
		調定額	収入済額	収納率(%)	調定額	収入済額	収納率(%)
1	一般	5,042,232,759	4,626,815,606	91.76	1,579,880,289	476,180,576	30.14
	退職	3,290,541	3,214,882	97.70	35,185,915	5,332,968	15.16
	合計	5,045,523,300	4,630,030,488	91.77	1,615,066,204	481,513,544	29.81
2	一般	4,977,585,511	4,617,684,284	92.77	1,355,461,077	427,726,979	31.56
	退職	57,689	57,689	100.00	24,752,500	2,502,813	10.11
	合計	4,977,643,200	4,617,741,973	92.77	1,380,213,577	430,229,792	31.17
3	一般	4,927,203,774	4,618,898,488	93.74	1,152,776,925	348,896,619	30.27
	退職	160,026	160,026	100.00	20,716,032	1,828,408	8.83
	合計	4,927,363,800	4,619,058,514	93.74	1,173,492,957	350,725,027	29.89
4	一般	4,753,516,400	4,468,058,050	93.99	990,966,476	275,776,104	27.83
	退職	0	0	-	14,988,932	1,348,427	9.00
	合計	4,753,516,400	4,468,058,050	93.99	1,005,955,408	277,124,531	27.55
5	一般	4,701,645,700	4,427,236,237	94.16	894,687,352	258,760,964	28.92
	退職	0	0	-	12,671,421	215,435	1.70
	合計	4,701,645,700	4,427,236,237	94.16	907,358,773	258,976,399	28.54

(単位：千円)

減免額		保険税軽減額		賦課限度額を超える額		増減額		調定額
金額 B	割合B/A	金額 C	割合C/A	金額 D	割合D/A	金額 E	割合E/A	A-B-C-D+E
2,801	0.06	649,882	13.97	387,466	8.33	△ 25,304	△ 0.54	3,585,605
830	0.06	187,366	13.42	118,182	8.47	△ 8,624	△ 0.62	1,080,910
72	0.01	66,607	13.32	47,537	9.51	△ 6,759	△ 1.35	379,008
3,336	0.07	643,027	13.82	403,749	8.68	△ 55,324	△ 1.19	3,547,129
990	0.07	185,414	13.27	126,735	9.07	△ 17,828	△ 1.28	1,066,079
20	0.00	64,349	13.09	46,578	9.47	△ 16,293	△ 3.31	364,434
16,567	0.37	655,601	14.45	359,401	7.92	13,337	0.29	3,517,503
5,006	0.37	189,051	13.89	113,134	8.31	3,083	0.23	1,057,210
2,530	0.56	65,183	14.32	34,202	7.51	△ 654	△ 0.14	352,650
11,320	0.25	659,403	14.84	345,684	7.78	△ 33,566	△ 0.76	3,393,374
3,409	0.25	190,126	14.14	106,718	7.94	△ 22,186	△ 1.65	1,021,988
1,388	0.31	65,755	14.61	43,148	9.59	△ 1,520	△ 0.34	338,155
5,512	0.13	650,017	15.01	299,582	6.92	△ 30,656	△ 0.71	3,343,867
1,658	0.13	187,445	14.43	83,639	6.44	△ 10,325	△ 0.79	1,016,251
15	0.00	65,015	14.37	46,381	10.25	474	0.10	341,527

資料：事業年報（各年度1月末時点）（ただし、調定額は決算）
 ※「減免額」については、令和3年度実績より新型コロナウイルス感染症に係る減免実績を含む。

医療給付費B表（2）＋E表（5）
 後期高齢者支援金B表（3）＋E表（6）
 介護納付金B表（7）

(単位：世帯、人、円)

2 割 軽 減					合 計				
対象世帯		対象人員		軽減税額	対象世帯		対象人員		軽減税額
世帯数	%	人数	%		世帯数	%	人数	%	
4,300	19.6%	7,454	23.0%	51,793,320	21,951	60.1%	32,363	59.3%	649,882,391
4,300	19.6%	7,454	23.0%	14,886,040	21,951	60.1%	32,363	59.3%	187,366,351
1,605	18.5%	1,921	19.8%	4,609,580	8,689	57.3%	9,714	55.8%	66,606,860
4,277	19.6%	7,428	23.3%	51,542,690	21,868	60.3%	31,944	59.5%	643,027,293
4,277	19.6%	7,428	23.3%	14,813,330	21,868	60.3%	31,944	59.5%	185,414,433
1,558	18.5%	1,871	20.0%	4,482,600	8,415	57.0%	9,371	55.8%	64,688,490
4,107	18.6%	7,123	22.2%	49,434,695	22,066	61.2%	32,078	60.5%	655,600,640
4,107	18.6%	7,123	22.2%	14,207,575	22,066	61.2%	32,078	60.5%	189,051,400
1,411	16.9%	1,672	18.0%	4,030,900	8,358	58.3%	9,309	57.2%	65,183,370
4,078	18.5%	6,903	21.7%	48,263,545	22,076	61.9%	31,747	61.1%	653,574,705
4,078	18.5%	6,903	21.7%	13,874,425	22,076	61.9%	31,747	61.1%	188,483,145
1,354	16.2%	1,599	17.2%	3,861,080	8,357	59.6%	9,315	58.6%	65,754,890
4,047	18.5%	6,808	21.8%	47,651,955	21,927	62.3%	31,188	61.7%	644,638,092
4,047	18.5%	6,808	21.8%	13,699,115	21,927	62.3%	31,188	61.7%	185,928,932
1,379	16.6%	1,616	17.5%	3,916,340	8,307	60.2%	9,231	59.2%	65,014,760

資料：調整交付金作成資料（各年度1月末作成）

※「合計」の%は対全体比

(単位：円)

合 計			被保険者数	被保険者1人当たりの調定額		
調定額	収入済額	収納率(%)	年度平均(人)	現年度分	滞納繰越分	合計
6,622,113,048	5,102,996,182	77.06	56,270	89,608	28,077	117,685
38,476,456	8,547,850	22.22	773	4,257	45,519	49,776
6,660,589,504	5,111,544,032	76.74	57,043	88,451	28,313	116,764
6,333,046,588	5,045,411,263	79.67	55,040	90,436	24,627	115,063
24,810,189	2,560,502	10.32	239	241	103,567	103,808
6,357,856,777	5,047,971,765	79.4	55,279	90,046	24,968	115,014
6,079,980,699	4,967,795,107	81.71	53,660	91,823	21,483	113,306
20,876,058	1,988,434	9.52	50	3,201	414,321	417,522
6,100,856,757	4,969,783,541	81.46	53,710	91,740	21,849	113,589
5,744,482,876	4,743,834,154	82.58	52,833	89,972	18,757	108,729
14,988,932	1,348,427	9	0	-	-	-
5,759,471,808	4,745,182,581	82.39	52,833	89,972	19,040	109,012
5,596,333,052	4,685,997,201	83.73	53,014	88,687	16,876	105,563
12,671,421	215,435	1.7	0	-	-	-
5,609,004,473	4,686,212,636	83.55	53,014	88,687	17,115	105,802

資料：事業年報 ※計算上値が出ないものは、「-」と表記

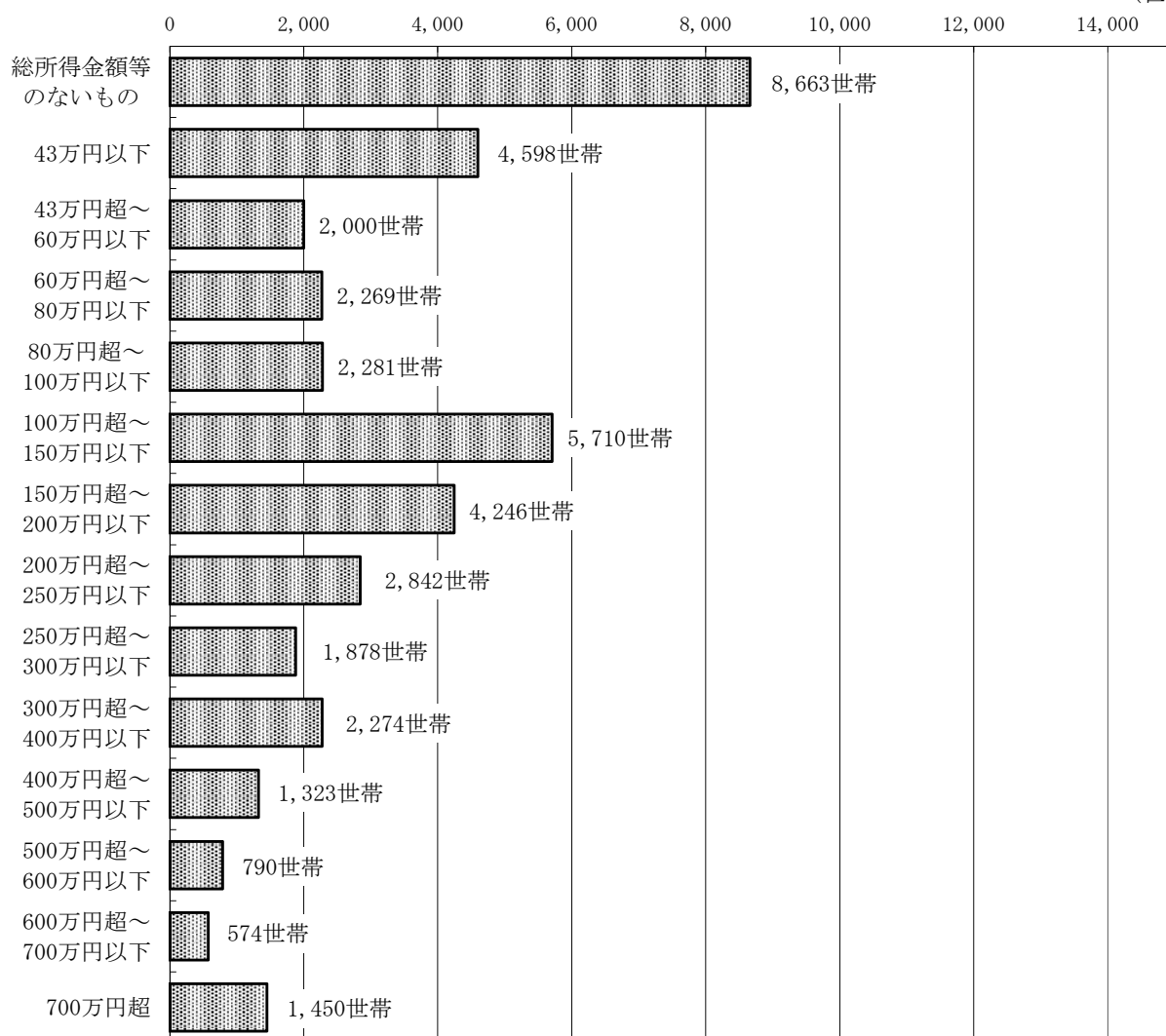
(4) 所得段階別保険税等の状況

(ア) 一般被保険者等世帯（医療給付費分）

区分		総所得金額の段階	総所得金額等 のないもの	43万円以下	43万円超～ 60万円以下	60万円超～ 80万円以下	80万円超～ 100万円以下	100万円超～ 150万円以下
加入世帯数		(A) 世帯	8,663	4,598	2,000	2,269	2,281	5,710
被保険者数		(B) 人	10,083	5,716	2,638	2,959	3,246	7,929
基礎課税（賦課）額		(C) 千円	0	56	126,661	430,186	743,786	3,194,646
内 訳	所得割を賦課された世帯数	(D) 世帯	0	1	1,555	1,678	1,737	4,267
	(D)の世帯に属する被保険者数	人	0	2	2,090	2,305	2,681	6,459
	所得割賦課の基礎となった 納税義務者及び被保険者数	(E) 人	0	1	1,863	2,187	2,295	6,030
	所得割額	(F) 千円	0	47	10,639	36,135	62,477	268,348
	被保険者均等割額	(K) 千円	79,416	39,765	25,265	33,585	41,888	132,508
世帯別平等割額		(L) 千円	71,776	32,334	19,081	25,671	30,801	99,348
減額対象となった世帯数		(M) 世帯	7,786	4,478	1,950	2,207	2,159	3,302
(M)の世帯に属する被保険者数		(N) 人	9,250	5,624	2,583	2,928	3,130	5,528
課税限度額で課税された世帯数		(O) 世帯	0	0	0	0	0	0

所得階層別 国保加入世帯数

(世帯)

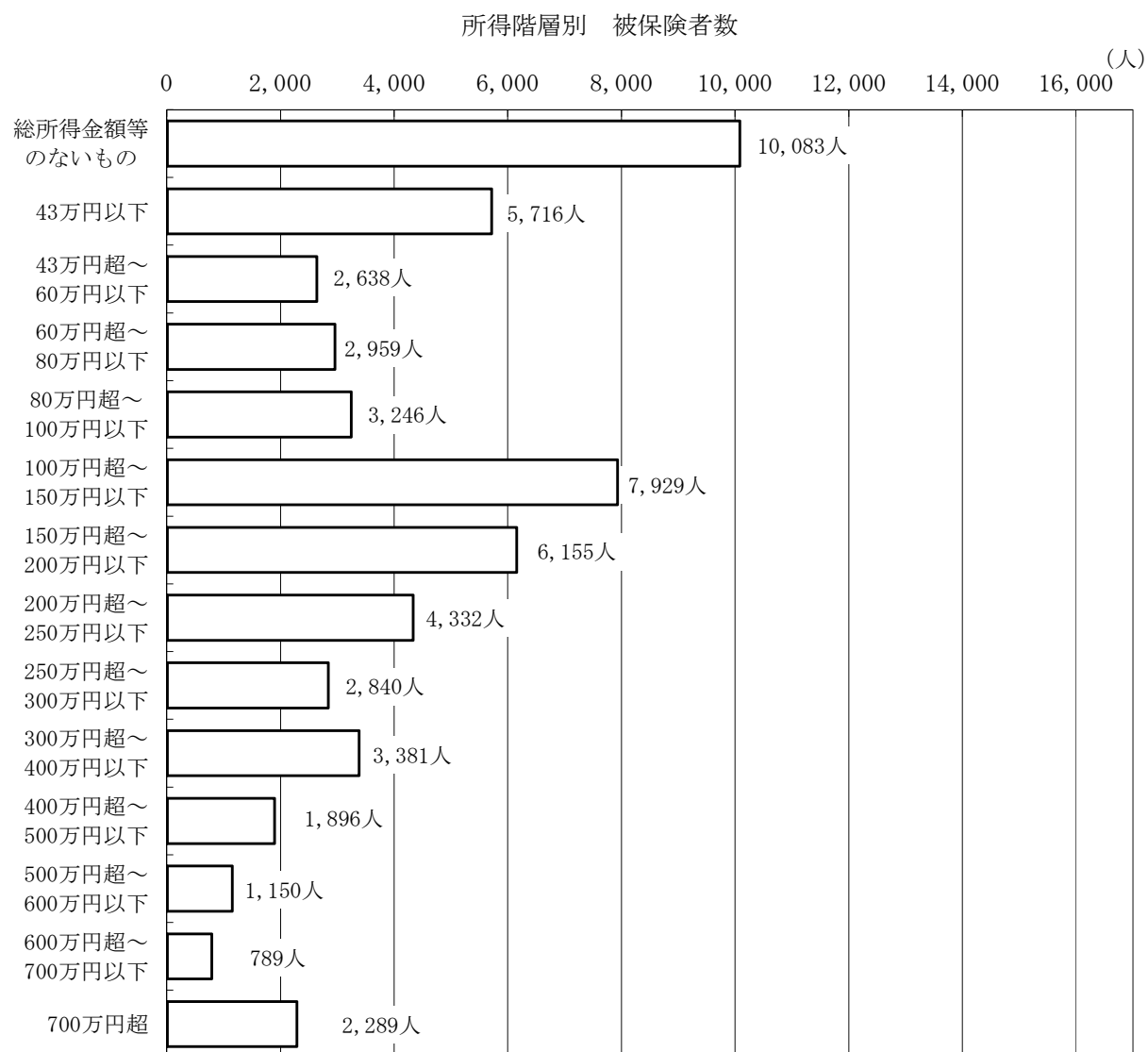


(所得金額)

150万円超～ 200万円以下	200万円超～ 250万円以下	250万円超～ 300万円以下	300万円超～ 400万円以下	400万円超～ 500万円以下	500万円超～ 600万円以下	600万円超～ 700万円以下	700万円超	計
4,246	2,842	1,878	2,274	1,323	790	574	1,450	40,898
6,155	4,332	2,840	3,381	1,896	1,150	789	2,289	55,403
3,642,530	3,353,933	2,621,565	3,861,249	2,528,275	1,879,343	1,423,415	8,961,374	32,767,019
3,245	2,277	1,487	1,829	1,068	652	468	1,208	21,472
5,158	3,772	2,470	2,956	1,687	1,029	694	2,063	33,366
4,875	3,612	2,645	3,436	2,206	1,322	1,008	2,546	34,026
305,971	281,729	220,211	324,344	212,374	157,864	119,567	752,755	2,752,461
121,040	90,301	60,515	72,767	41,147	25,071	17,160	49,947	830,375
84,492	60,143	40,274	49,904	29,120	17,838	12,847	32,238	605,867
1,335	316	118	81	31	11	8	21	23,803
2,510	762	289	167	63	21	18	32	32,905
0	0	0	0	0	0	0	514	514

資料：令和5年1月末現在

「総所得金額の段階」中、「総所得金額等のないもの」には未申告者を含む。



(所得金額)

(イ) 一般被保険者等世帯（後期高齢者支援金分）

区分		総所得金額等の段階	総所得金額等 のないもの	43万円以下	43万円超～ 60万円以下	60万円超～ 80万円以下
加入世帯数		(A) 世帯	8,663	4,598	2,000	2,269
被保険者等数		(B) 人	10,083	5,716	2,638	2,959
基礎課税（賦課）額		(C) 千円	0	56	126,661	430,186
内 訳	所得割を賦課された世帯数	(D) 世帯	0	1	1,555	1,678
	(D)の世帯に属する被保険者数	人	0	2	2,090	2,305
	所得割賦課の基礎となった納税義務者及び被保険者数	(E) 人	0	1	1,863	2,187
	所得割額	(F) 千円	0	1	3,292	11,184
	被保険者均等割額	(K) 千円	22,381	11,207	7,120	9,465
世帯別平等割額		(L) 千円	21,323	9,606	5,668	7,626
減額対象となった世帯数		(M) 世帯	7,786	4,478	1,950	2,207
(M)の世帯に属する被保険者数		(N) 人	9,250	5,624	2,583	2,928
課税限度額で課税された世帯数		(O) 世帯	0	0	0	0

(ウ) 一般被保険者等世帯（介護納付金分）

区分		総所得金額等の段階	総所得金額等 のないもの	43万円以下	43万円超～ 60万円以下	60万円超～ 80万円以下
加入世帯数		(A) 世帯	4,028	1,629	719	715
被保険者等数		(B) 人	4,248	1,788	786	776
基礎課税（賦課）額		(C) 千円	0	0	45,091	141,439
内 訳	所得割を賦課された世帯数	(D) 世帯	0	0	572	554
	(D)の世帯に属する被保険者数	人	0	0	623	597
	所得割賦課の基礎となった納税義務者及び被保険者数	(E) 人	0	0	668	684
	所得割額	(F) 千円	0	0	989	3,116
	被保険者均等割額	(K) 千円	10,062	3,736	2,428	2,707
世帯別平等割額		(L) 千円	9,996	3,510	2,314	2,638
減額対象となった世帯数		(M) 世帯	3,624	1,591	702	703
(M)の世帯に属する被保険者数		(N) 人	3,824	1,738	767	762
課税限度額で課税された世帯数		(O) 世帯	0	0	0	0

(5) 非自発的失業による軽減状況

(単位：世帯、円)

年度	申請件数	該当世帯数	該当後 世帯税額	軽減割合	該当前 軽減件数	該当後 軽減件数	該当前と後の差分
2	635	931	51,471,200	軽減なし	719	341	△ 378
				2割	82	124	42
				5割	76	288	212
				7割	50	174	124
				無申告	4	4	0
				計	931	931	(令和3年6月末現在)
3	347	778	38,174,500	軽減なし	574	244	△ 330
				2割	67	65	△ 2
				5割	65	209	144
				7割	66	254	188
				無申告	6	6	0
				計	778	778	(令和4年6月末現在)
4	393	605	28,594,600	軽減なし		206	
				2割		61	
				5割		170	
				7割		163	
				無申告		5	
				計		605	(令和5年6月末現在)
5	454	703	33,071,200	軽減なし		267	
				2割		65	
				5割		209	
				7割		160	
				無申告		2	
				計		703	(令和6年6月末現在)

80万円超～ 100万円以下	100万円超～ 150万円以下	150万円超～ 200万円以下	200万円超～ 250万円以下	250万円超～ 300万円以下	300万円超～ 400万円以下	400万円超～ 500万円以下	500万円超～ 600万円以下	600万円超～ 700万円以下	700万円超	計
2, 281	5, 710	4, 246	2, 842	1, 878	2, 274	1, 323	790	574	1, 450	40, 898
3, 246	7, 929	6, 155	4, 332	2, 840	3, 381	1, 896	1, 150	789	2, 289	55, 403
743, 786	3, 194, 646	3, 642, 530	3, 353, 933	2, 621, 565	3, 861, 249	2, 528, 275	1, 879, 343	1, 423, 415	8, 961, 374	32, 767, 019
1, 737	4, 267	3, 245	2, 277	1, 487	1, 829	1, 068	652	468	1, 208	21, 472
2, 681	6, 459	5, 158	3, 772	2, 470	2, 956	1, 687	1, 029	694	2, 063	33, 366
2, 295	6, 030	4, 875	3, 612	2, 645	3, 436	2, 206	1, 322	1, 008	2, 546	34, 026
19, 338	83, 059	94, 704	87, 201	68, 160	100, 392	65, 735	48, 863	37, 009	232, 995	851, 933
11, 805	37, 343	34, 111	25, 449	17, 054	20, 507	11, 596	7, 066	4, 836	14, 076	234, 016
9, 150	29, 513	25, 100	17, 867	11, 964	14, 825	8, 651	5, 299	3, 817	9, 577	179, 986
2, 159	3, 302	1, 335	316	118	81	31	11	8	21	23, 803
3, 130	5, 528	2, 510	762	289	167	63	21	18	32	32, 905
0	0	0	0	0	0	0	0	0	415	415

資料：令和5年1月末現在

「総所得金額の段階」中、「総所得金額等のないもの」には未申告者を含む。

80万円超～ 100万円以下	100万円超～ 150万円以下	150万円超～ 200万円以下	200万円超～ 250万円以下	250万円超～ 300万円以下	300万円超～ 400万円以下	400万円超～ 500万円以下	500万円超～ 600万円以下	600万円超～ 700万円以下	700万円超	計
768	1, 914	1, 562	1, 110	763	1, 024	567	358	269	762	16, 188
850	2, 103	1, 717	1, 252	881	1, 192	6, 670	421	321	951	23, 956
265, 780	1, 133, 696	1, 394, 693	1, 395, 398	1, 194, 499	1, 962, 026	1, 282, 915	1, 026, 612	801, 479	5, 388, 742	16, 032, 370
628	1, 523	1, 273	951	651	889	499	321	233	674	8, 768
704	1, 688	1, 416	1, 085	766	1, 045	600	384	281	861	10, 050
768	2, 040	1, 825	1, 419	1, 061	1, 568	958	596	478	1, 402	13, 467
5, 267	21, 965	25, 298	25, 609	22, 491	38, 103	25, 809	19, 869	17, 269	105, 461	311, 246
3, 492	10, 612	9, 803	7, 476	5, 415	7, 487	4, 227	2, 690	2, 029	6, 044	78, 208
3, 355	10, 250	9, 372	6, 977	4, 926	6, 740	3, 747	2, 394	1, 784	5, 065	73, 068
707	1, 043	550	212	80	42	19	2	6	10	9, 291
784	1, 212	628	267	107	54	25	2	8	11	10, 189
0	0	0	0	0	0	0	0	15	265	280

資料：令和5年1月末現在

「総所得金額の段階」中、「総所得金額等のないもの」には未申告者を含む。

(6) 未就学児に係る均等割の軽減状況

年 度	低所得者 軽減割合	対象世帯		対象人員		軽減額 (医療分)	軽減税額 (医療分)	軽減額 (支援金分)	軽減税額 (支援金分)
		世帯数	%	人数	%				
4	軽減なし	234	0.7%	297	0.6%	11, 000	3, 267, 000	3, 100	920, 700
	7割軽減	200	0.6%	239	0.5%	3, 300	788, 700	930	222, 270
	5割軽減	113	0.3%	143	0.3%	5, 500	786, 500	1, 550	221, 650
	2割軽減	84	0.2%	112	0.2%	8, 800	985, 600	2, 480	277, 760
	計	631	1.8%	791	1.5%	28, 600	5, 827, 800	8, 060	1, 642, 380
5	軽減なし	296	0.8%	362	0.7%	11, 000	3, 982, 000	3, 100	1, 122, 200
	7割軽減	249	0.7%	293	0.6%	3, 300	966, 900	930	272, 490
	5割軽減	134	0.4%	178	0.4%	5, 500	979, 000	1, 550	275, 900
	2割軽減	112	0.3%	155	0.3%	8, 800	1, 364, 000	2, 480	384, 400
	計	791	2.2%	988	2.0%	28, 600	7, 291, 900	8, 060	2, 054, 990

資料：令和5年1月末現在

(7) 国民健康保険税の収納状況

(ア) 令和5年度保険税の収納状況

区分		予算額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	還付額 ④	差引収入済額 ⑤=③-④	還付未済額 ⑥
現 年 度	一般	4,288,830,000	4,701,645,700	4,534,767,145	102,634,008	4,432,133,137	4,896,900
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	4,288,830,000	4,701,645,700	4,534,767,145	102,634,008	4,432,133,137	4,896,900
滞 繰 分	一般	224,180,000	894,687,352	261,581,128	2,190,694	259,390,434	629,470
	退職	208,000	12,671,421	215,435	0	215,435	0
	計	224,388,000	907,358,773	261,796,563	2,190,694	259,605,869	629,470
合 計	一般	4,513,010,000	5,596,333,052	4,796,348,273	104,824,702	4,691,523,571	5,526,370
	退職	208,000	12,671,421	215,435	0	215,435	0
	計	4,513,218,000	5,609,004,473	4,796,563,708	104,824,702	4,691,739,006	5,526,370

※計算上値が出ないものは、「-」と表記

(イ) 滞納繰越分の年度別内訳

年 度 区 分		調 定 額			収入済額 ④	還付額 ⑤	差引収入済額 ⑥=④-⑤
		前年度からの 繰越額①	税額変更額 ②	年度末額 ③=①+②			
4	一般	285,423,150	△ 17,426,800	267,996,350	106,091,267	1,430,944	104,660,323
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	285,423,150	△ 17,426,800	267,996,350	106,091,267	1,430,944	104,660,323
3	一般	187,268,970	△ 4,063,800	183,205,170	50,307,867	264,400	50,043,467
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	187,268,970	△ 4,063,800	183,205,170	50,307,867	264,400	50,043,467
2	一般	158,572,112	△ 1,755,939	156,816,173	30,962,725	103,916	30,858,809
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	158,572,112	△ 1,755,939	156,816,173	30,962,725	103,916	30,858,809
1	一般	119,655,997	△ 824,300	118,831,697	19,821,145	175,658	19,645,487
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	119,655,997	△ 824,300	118,831,697	19,821,145	175,658	19,645,487
30 以 前	一般	167,845,162	△ 7,200	167,837,962	54,398,124	215,776	54,182,348
	退職	12,671,421	0	12,671,421	215,435	0	215,435
	計	180,516,583	△ 7,200	180,509,383	54,613,559	215,776	54,397,783
合 計	一般	918,765,391	△ 24,078,039	894,687,352	261,581,128	2,190,694	259,390,434
	退職	12,671,421	0	12,671,421	215,435	0	215,435
	計	931,436,812	△ 24,078,039	907,358,773	261,796,563	2,190,694	259,605,869

※計算上値が出ないものは、「-」と表記

(単位：円、%)

差引収納額 ⑦＝⑤－⑥	不納欠損額 ⑧	翌年度繰越額 ②－⑦－⑧	収納率		予算率 ⑤÷①
			⑤÷②	⑦÷②	
4,427,236,237	19,100	274,390,363	94.27	94.16	103.34
0	0	0	－	－	－
4,427,236,237	19,100	274,390,363	94.27	94.16	103.34
258,760,964	78,042,973	557,883,415	28.99	28.92	115.71
215,435	87,613	12,368,373	1.70	1.70	103.57
258,976,399	78,130,586	570,251,788	28.61	28.54	115.70
4,685,997,201	78,062,073	832,273,778	83.83	83.73	103.96
215,435	87,613	12,368,373	1.70	1.70	103.57
4,686,212,636	78,149,686	844,642,151	83.65	83.55	103.96

(単位：円、%)

還付未済額 ⑦	差引収納額 ⑧＝⑥－⑦	不納欠損額 ⑨	翌年度繰越額 ③－⑧－⑨	収納率	
				⑥÷③	⑧÷③
352,170	104,308,153	202,700	163,485,497	39.05	38.92
0	0	0	0	－	－
352,170	104,308,153	202,700	163,485,497	39.05	38.92
109,800	49,933,667	751,900	132,519,603	27.32	27.26
0	0	0	0	－	－
109,800	49,933,667	751,900	132,519,603	27.32	27.26
81,200	30,777,609	1,504,610	124,533,954	19.68	19.63
0	0	0	0	－	－
81,200	30,777,609	1,504,610	124,533,954	19.68	19.63
1,000	19,644,487	2,430,890	96,756,320	16.53	16.53
0	0	0	0	－	－
1,000	19,644,487	2,430,890	96,756,320	16.53	16.53
85,300	54,097,048	73,152,873	40,588,041	32.28	32.23
0	215,435	87,613	12,368,373	1.70	1.70
85,300	54,312,483	73,240,486	52,956,414	30.14	30.09
629,470	258,760,964	78,042,973	557,883,415	28.99	28.92
0	215,435	87,613	12,368,373	1.70	1.70
629,470	258,976,399	78,130,586	570,251,788	28.61	28.54

(ウ) 収納取扱別の内訳

区 分	現 年 度 分				滞 納 繰 越 分		
	収納税額(円)	構成比 (%)		収納税額(円)	構成比 (%)		
		前年度			前年度		
口座振替 8,426	1,558,157,900	35.19	35.94	0	0.00	0.00	
納税組合 (19組合)	13,140,800	0.30	0.29	0	0.00	0.00	
特別徴収 8,168	647,223,300	14.62	14.87	0	0.00	0.00	
自主納付・その他	2,208,714,237	49.89	48.90	258,976,399	100.00	100.00	
合 計	4,427,236,237	100.00	100.00	258,976,399	100.00	100.00	

(エ) 不納欠損額の内訳

年 度 区 分		執行停止による消滅（地方税法15条の7条第4項）								地方税法第15条の7第5項により納税義務が消滅した理由（即時消滅分）		死 亡	
		第1項第1号 （無財産）		第1項第2号 （生活困窮）		第1項第3号 （所在不明）		小計					
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
29 以 前	一般	12	1,129,100	77	10,979,610	0	0	89	12,108,710	31	3,022,237	40	1,261,568
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,163
	計	12	1,129,100	77	10,979,610	0	0	89	12,108,710	31	3,022,237	41	1,263,731
30	一般	12	446,500	62	4,186,229	11	670,200	85	5,302,929	11	597,700	97	2,836,780
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	446,500	62	4,186,229	11	670,200	85	5,302,929	11	597,700	97	2,836,780
1	一般	1	17,600	22	1,639,390	0	0	23	1,656,990	12	773,900	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	17,600	22	1,639,390	0	0	23	1,656,990	12	773,900	0	0
2	一般	1	7,400	11	543,200	0	0	12	550,600	11	954,010	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	7,400	11	543,200	0	0	12	550,600	11	954,010	0	0
3	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	9	751,900	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	9	751,900	0	0
4	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	7	202,700	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	7	202,700	0	0
5	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19,100	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19,100	0	0
合 計	一般	26	1,600,600	172	17,348,429	11	670,200	209	19,619,229	83	6,321,547	137	4,098,348
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,163
	計	26	1,600,600	172	17,348,429	11	670,200	209	19,619,229	83	6,321,547	138	4,100,511

[自主納付・その他の内訳]

区 分	現 年 度 分			滞 納 繰 越 分		
	収納税額(円)	構成比 (%)		収納税額(円)	構成比 (%)	
		前年度			前年度	
差押による換価	5,456,889	0.12	0.25	58,341,078	22.53	27.12
職 員 徴 収		0.00	0.00		0.00	0.00
自 主 納 付	2,203,257,348	49.77	48.32	200,635,321	77.47	75.11
合 計	2,208,714,237	49.89	48.43	258,976,399	100.00	100.00

※ 自主納付には、催告後の銀行納付・郵便振替納付を含む。

単位：（件、円）

時 効 に よ る 消 滅 （ 地 方 税 法 第 18 条 ）								不 納 欠 損 額 合 計	
所在不明		生活困窮		事業倒産		小計			
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
10	556,000	220	11,239,749	0	0	270	13,057,317	390	28,188,264
0	0	4	85,450	0	0	5	87,613	5	87,613
10	556,000	224	11,325,199	0	0	275	13,144,930	395	28,275,877
133	3,940,300	722	32,286,900	0	0	952	39,063,980	1,048	44,964,609
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
133	3,940,300	722	32,286,900	0	0	952	39,063,980	1,048	44,964,609
0	0	0	0	0	0	0	0	35	2,430,890
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	35	2,430,890
0	0	0	0	0	0	0	0	23	1,504,610
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	23	1,504,610
0	0	0	0	0	0	0	0	9	751,900
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	9	751,900
0	0	0	0	0	0	0	0	7	202,700
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	7	202,700
0	0	0	0	0	0	0	0	2	19,100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	2	19,100
143	4,496,300	942	43,526,649	0	0	1,222	52,121,297	1,514	78,062,073
0	0	4	85,450	0	0	5	87,613	5	87,613
143	4,496,300	946	43,612,099	0	0	1,227	52,208,910	1,519	78,149,686

8 特定健康診査・特定保健指導関係

(1) 特定健康診査対象者・実施期間・窓口負担金

- ・対象者 40～74歳（年度末年齢。年度中75歳になる75歳未満の人を含む。）
- ・実施期間 個別健診：令和5年6月23日～10月31日（実施機関131医療機関）
 集団健診：令和5年8月30日～10月2日（玉山地区8日間）・12月3日（冬季）
 人間ドック：令和5年4月1日～令和6年3月31日（同時に特定健康診査を実施）
- ・窓口負担金 無料（平成23年度から）

(2) 特定健康診査受診者数

令和5年度

(単位：人)

種類	年度中資格がある者 ※1	年度中資格が異動した者等 ※2	計	(参考) 4年度計	(参考) 3年度計
個別健診	14,160	1,402	15,562	16,080	16,312
集団健診	219	80	299	300	319
人間ドックと同時受診	1,115	104	1,219	1,282	1,277
計	15,494	1,586	17,080	17,662	17,908

※1 法定報告基準

※2 年度中75歳になる人を含む。

(3) 年齢別特定健康診査受診者数

令和5年度

(単位：人)

年齢	性別	対象者数	受診者数	受診率	内臓脂肪症候群 該当者数	内臓脂肪症候群 予備群者数	内臓脂肪症候群 及び予備群割合
40～44歳	男性	1,062	195	18.4%	49	29	40.0%
	女性	856	188	22.0%	7	8	8.0%
45～49歳	男性	1,180	268	22.7%	71	54	46.6%
	女性	999	273	27.3%	15	16	11.4%
50～54歳	男性	1,231	293	23.8%	78	63	48.1%
	女性	1,090	316	29.0%	29	28	18.0%
55～59歳	男性	1,179	321	27.2%	107	80	58.3%
	女性	1,232	429	34.8%	48	25	17.0%
60～64歳	男性	1,572	551	35.1%	200	97	53.9%
	女性	2,269	1,035	45.6%	112	81	18.6%
65～69歳	男性	3,594	1,696	47.2%	705	308	59.7%
	女性	4,984	2,634	52.8%	374	203	21.9%
70～74歳	男性	5,644	2,899	51.4%	1,126	526	57.0%
	女性	7,775	4,396	56.5%	742	298	23.7%
合計	男性	15,462	6,223	40.2%	2,336	1,157	56.1%
	女性	19,205	9,271	48.3%	1,327	659	21.4%
	計	34,667	15,494	44.7%	3,663	1,816	35.4%

(参考) 3年度 合計	男性	16,547	6,588	39.8%	2,494	1,227	56.5%
	女性	20,736	9,937	47.9%	1,363	724	21.0%
	計	37,283	16,525	44.3%	3,857	1,951	35.1%
(参考) 4年度 合計	男性	15,955	6,449	40.4%	2,473	1,154	56.2%
	女性	20,031	9,632	48.1%	1,305	658	20.4%
	計	35,986	16,081	44.7%	3,778	1,812	34.8%

(法定報告基準による)

・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）について	
腹囲が男性85cm、女性90cm以上に加えて、①～③の2項目以上に該当する人。1項目に該当すると予備群と判定される。	
①空腹時血糖	110mg/dL以上（HbA1cが5.5%相当）
②中性脂肪	150mg/dL以上 または/かつ HDLコレステロール 40mg/dL未満
③収縮期血圧	130mmHg以上 または/かつ 拡張期血圧 85mmHg以上

(4) 階層化

特定健康診査の結果			特定保健指導の対象		・追加リスク	
腹 囲	追加リスク	喫煙歴	対 象 者			
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳		
男性85cm以上	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援	①血糖 空腹時血糖 100mg/dL以上 または HbA1c 5.6%以上	
女性90cm以上						なし
上記以外で BMI 25以上	3つ該当	あり	積極的支援	動機付け支援	②脂質 中性脂肪 150mg/dL以上 またはHDLコレステロール40mg/dL未満	
	2つ該当					なし
	1つ該当					

③血圧 収縮期血圧 130mmHg以上 または拡張期血圧 85mmHg以上

・糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は対象者から除く。

(5) 特定保健指導利用者数

①積極的支援

年度	対象者数 ※1	健診実施年度	利用者			終了者		
			年度中資格 がある者 ※1	年度中資格 が異動した 者 ※2	計	年度中資格 がある者 ※1	年度中資格 が異動した 者 ※2	計
3年度	372	2年度	0	0	0	1	0	1
		3年度	14	2	16	13	1	14
		計	14	2	16	14	1	15
4年度	335	3年度	0	0	0	0	0	0
		4年度	28	2	30	26	2	28
		計	28	2	30	26	2	28
5年度	349	4年度	0	0	0	0	0	0
		5年度	24	1	25	24	1	25
		計	24	1	25	24	1	25

②動機付け支援

年度	対象者数 ※1	健診実施年度	利用者			終了者		
			年度中資格 がある者 ※1	年度中資格 が異動した 者 ※2	計	年度中資格 がある者 ※1	年度中資格 が異動した 者 ※2	計
3年度	1,462	2年度	0	0	0	5	0	5
		3年度	120	5	125	113	4	117
		計	120	5	125	118	4	122
4年度	1,398	3年度	0	0	0	1	0	0
		4年度	182	7	189	166	7	173
		計	182	7	189	167	7	174
5年度	1,343	4年度	0	0	0	0	0	0
		5年度	189	1	190	166	1	167
		計	189	1	190	166	1	167

- ・対象者数は特定健康診査の受診結果により階層化された人数
- ・利用者数は初回面接を実施した人数
- ・終了者数は特定保健指導（実施期間：3か月）を完了した人数

※1 法定報告基準

※2 年度中に資格喪失した人、裁量及び計測値の変更等による指導対象外を含む。

(6) 年齢別特定保健指導利用者数

令和5年度		積極的支援 (人)					動機付け支援 (人)				
年齢	性別	対象者数	利用者数	利用者の割合	終了者数	終了者の割合	対象者数	利用者数	利用者の割合	終了者数	終了者の割合
40～44歳	男性	39	3	7.7%	3 (0)	7.7%	18	2	11.1%	2 (0)	11.1%
	女性	5	1	20.0%	1 (0)	20.0%	12	1	8.3%	1 (0)	8.3%
45～49歳	男性	56	3	5.4%	3 (0)	5.4%	20	2	10.0%	2 (0)	10.0%
	女性	7	1	14.3%	1 (0)	14.3%	23	4	17.4%	4 (0)	17.4%
50～54歳	男性	48	1	2.1%	1 (0)	2.1%	30	2	6.7%	2 (0)	6.7%
	女性	20	0	0.0%	0 (0)	0.0%	19	0	0.0%	0 (0)	0.0%
55～59歳	男性	61	1	1.6%	1 (0)	1.6%	28	0	0.0%	0 (0)	0.0%
	女性	20	4	20.0%	4 (0)	20.0%	22	1	4.5%	1 (0)	4.5%
60～64歳	男性	65	6	9.2%	6 (0)	9.2%	34	4	11.8%	4 (0)	11.8%
	女性	28	4	14.3%	4 (0)	14.3%	45	7	15.6%	7 (0)	15.6%
65～69歳	男性						257	27	10.5%	26 (0)	10.1%
	女性						196	38	19.4%	37 (0)	18.9%
70～74歳	男性						373	48	12.9%	40 (0)	10.7%
	女性						266	53	19.9%	40 (0)	15.0%
合計	男性	269	14	5.2%	14 (0)	5.2%	760	85	11.2%	76 (0)	10.0%
	女性	80	10	12.5%	10 (0)	12.5%	583	104	17.8%	90 (0)	15.4%
	計	349	24	6.9%	24 (0)	6.9%	1,343	189	14.1%	166 (0)	12.4%

(参考)	男性	298	20	6.7%	17 (0)	5.7%	867	84	9.7%	86 (0)	9.9%
2年度	女性	108	10	9.3%	9 (0)	8.3%	652	103	15.8%	107 (0)	16.4%
合計	計	406	30	7.4%	26 (0)	6.4%	1,519	187	12.3%	193 (0)	12.7%
(参考)	男性	278	8	2.9%	9 (1)	3.2%	827	46	5.6%	43 (2)	5.2%
3年度	女性	94	6	6.4%	5 (0)	5.3%	635	74	11.7%	75 (3)	11.8%
合計	計	372	14	3.8%	14 (1)	3.8%	1,462	120	8.2%	118 (5)	8.1%
(参考)	男性	246	15	6.1%	14 (0)	5.7%	808	92	11.4%	84 (1)	10.4%
4年度	女性	89	13	14.6%	12 (0)	13.5%	590	90	15.3%	83 (0)	14.1%
合計	計	335	28	8.4%	26 (0)	7.8%	1,398	182	13.0%	167 (1)	11.9%

- ・終了者数の（ ）内は、前年度の特定保健指導対象者で当該年度に完了した人数
- ・法定報告基準

9 東日本大震災により被災した被保険者に係る対応

(1) 一部負担金等の支払いの免除について

特例措置として、東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金等の免除を行った。

(ア) 対象とする費用 一部負担金

※療養費の一部負担金相当額並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、平成24年2月29日まで

(イ) 免除基準（令和6年3月31日現在）

	対象	事由	免除期間
特定被災区域 （東日本大震災に際し災害救助法の適用市町村）	主たる生計維持者	被災による死亡、重篤な傷病	令和3年12月31日まで（事業終了）
		被災による行方不明	
		被災による業務の休廃止	
		被災による失職で収入なし	
	住宅	全半壊、全半焼	
		長期避難世帯	
福島原発事故	避難指示区域等（※1）	帰還困難区域等及び上位所得層（※2）、を除く旧避難指示区域等（※3）	令和7年2月28日まで

（※1）①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（解除・再編された場合を含む）

（※2）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和3年（令和4年7月までの間においては令和2年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※3）平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の区域をいう。区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）並びに令和5年3月31日及び令和5年4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域（浪江町の一部及び富岡町の一部）

(ウ) 一部負担金等免除証明書の交付及び免除実績

（令和6年3月31日現在）

	免除証明書新規交付件数		免除実績	
	世帯数	被保険者数	件数	金額
平成23年度	311 世帯	522 名	5,625 件	35,190,605 円
平成24年度	142 世帯	233 名	9,136 件	51,007,484 円
平成25年度	72 世帯	127 名	9,721 件	41,413,695 円
平成26年度	77 世帯	117 名	10,103 件	47,784,935 円
平成27年度	55 世帯	77 名	10,538 件	50,453,548 円
平成28年度	41 世帯	56 名	10,239 件	46,561,650 円
平成29年度	42 世帯	72 名	9,897 件	48,745,798 円
平成30年度	42 世帯	72 名	9,596 件	49,677,753 円
令和元年度	41 世帯	79 名	9,640 件	44,141,439 円
令和2年度	42 世帯	57 名	9,527 件	43,644,733 円

令和3年度	9世帯	10名	5,282件	27,497,503円
令和4年度	5世帯	6名	199件	948,254円
令和5年度	4世帯	5名	146件	774,772円

(2) 国民健康保険税の減免について

特例措置として、東日本大震災により被災した被保険者の国民健康保険税の減免を行った。

(ア) 減免基準

	対 象	事 由	減免の内容
特定被災区域 (災害救助法 又は被災者生 活再建支援法 の適用市町 村)	主たる生計 維持者	被災による死亡、重篤な傷病	免除 (平成23年3月～24年9月)
		被災による行方不明	
		被災による事業収入等の減少	事業収入等の減少割合等に応じて免除 (平成23年3月～24年9月)
	その他の被 保険者	被災による行方不明	当該被保険者に係る保険税分を 免除 (平成23年3月～24年9月)
	住宅	半壊又は大規模半壊	1/2 免除 (平成23年3月～24年9月)
		全壊	免除
		長期避難世帯	(平成23年3月～24年9月)
福島原発事故	避難指示等 対象地域	警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時 避難準備区域、特定避難勧奨地点	免除 (平成23年3月～26年3月)
	避難指示区 域等(※1)	避難指示区域等及び上位所得層(※4-1) を除く旧緊急時避難準備区域等(※3)	免除 (平成26年4月～27年3月)
		上位所得層(※4-1)の旧緊急時避難準備 区域等(※3)	免除 (平成26年4月～26年9月)
		帰還困難区域等(※2)上位所得層(※ 4-2)を除く旧緊急時避難準備区域等 (※3)、上位所得層(※4-2)を除く旧 避難指示解除準備区域等(※5)	免除 (平成27年4月～28年3月)
		上位所得層(※4-2)の旧避難指示解除準備 区域等(※5)	免除 (平成27年4月～27年9月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-3)を除く旧緊急時避難準備区域等 (※3)、上位所得層(※4-3)を除く旧避難 指示解除準備区域等(※6)	免除 (平成28年4月～29年3月)
		上位所得層(※4-3)の旧避難指示解除準備 区域等(※6)	免除 (平成28年4月～28年9月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-4)を除く旧避難指示区域等(※7)、上 位所得層(※4-4)を除く旧居住制限区域 等(※8)	免除 (平成29年4月～30年3月)
		上位所得層(※4-4)の旧居住制限区域等 (※8)	免除 (平成29年4月～29年9月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-5)を除く旧避難指示区域等(※9)	免除 (平成30年4月～31年3月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-6)を除く旧避難指示区域等(※9)	免除 (平成31年4月～令和2年3月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-7)を除く旧避難指示区域等(※9)	免除 (令和2年4月～3年3月)
		帰還困難区域等(※2)、上位所得層(※ 4-8)を除く旧避難指示区域等(※9)	免除 (令和3年4月～4年3月)

	帰還困難区域等（※2）、上位所得層（※4-9）を除く旧避難指示区域等（※9）	免除 (令和4年4月～5年3月)
	帰還困難区域等（※2）、平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等（※10）、上位所得層（※4-10）を除く旧避難指示区域等（※9）	免除 (令和5年4月～6年3月)
	旧避難指示区域等（※11）の上位所得層（※4-10）	免除 (令和5年4月～5年9月)
	上位所得層（※4-10）を除く平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等（※10）	半額免除 (令和5年4月～6年3月)
	帰還困難区域等（※2）、平成27年に指定が解除された旧避難指示区域等（※10）、上位所得層（※4-11）を除く旧避難指示区域等（※9）	免除 (令和6年4月～7年3月)
	旧避難指示区域等（※12）の上位所得層（※4-11）	免除 (令和6年4月～6年9月)
	上位所得層（※4-11）を除く平成27年に指定が解除された旧避難指示区域等（※10）	半額免除 (令和6年4月～7年3月)

（※1）①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※2）①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域

（※3）①旧緊急時避難準備区域、②平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※4-1）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成25年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-2）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成26年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-3）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成27年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-4）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成28年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-5）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成29年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-6）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成30年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-7）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-8）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和2年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-9）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和3年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-10）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和4年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※4-11）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和5年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

（※5）①旧避難指示解除準備区域、②平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※6）①旧避難指示解除準備区域、②平成27年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※7）①平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点（ホットスポット）を含む）、②平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、③平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）

- (※8) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、①平成 28 年度に指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、②平成 29 年 3 月末に指定が解除された飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部
- (※9) 平成 30 年度より旧避難指示区域等は、これまでの(※7)旧避難指示区域等と(※8)旧居住制限区域等を併せたものとなった。
- (※10) ①平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点(ホットスポット)を含む)、②平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、③平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、④居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、平成 28 年度に指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、⑤平成 29 年 3 月末に指定が解除された飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部、⑥令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)
- (※11) 令和 4 年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部)並びに令和 5 年 3 月 31 日及び令和 5 年 4 月 1 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域(浪江町の一部及び富岡町の一部)
- (※12) 令和 5 年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部、富岡町の一部)並びに令和 5 年 3 月 31 日及び令和 5 年 4 月 1 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域(浪江町の一部及び富岡町の一部)

(イ) 国民健康保険税の減免実績

(各年度末現在)

	減免件数	減 免 額
平成23年度	316 件	27,935,500 円
平成24年度	277 件	9,631,700 円
平成25年度	11 件	1,182,200 円
平成26年度	7 件	350,200 円
平成27年度	5 件	210,600 円
平成28年度	6 件	251,500 円
平成29年度	8 件	555,600 円
平成30年度	6 件	793,200 円
令和元年度	6 件	398,700 円
令和 2 年度	7 件	375,100 円
令和 3 年度	6 件	386,800 円
令和 4 年度	5 件	304,000 円
令和 5 年度	5 件	157,300 円

10 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A 表
(令和 5 年度)

都道府県名	岩手県
保険者名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

事業開始年月日
昭和29年2月1日

○ 一般状況

その他 保険給付	出産育児 円	葬祭 円	傷病手当 円	出産手当 円	その他 円
	999,999,999,999	30,000	999,999,999,999	0	0

	本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	33,508				
被保険者数	47,616	800	23,384	13,071	805
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	47,616	800	23,384	13,071	805

	年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	34,456				
被保険者数	49,234	774	24,204	13,510	828
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	49,234	774	24,204	13,510	828

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	14,757	15,152
介護保険第2号世帯数	13,157	13,481

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,155

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	3,098	2,993
特定継続世帯数	435	504

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	29

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
		1,902	1,311	8,048	176	102	4	336	10,568
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		1,635	1,132	6,062	328	399	3,345	497	12,266

本年度末現在 本事務職員数	専任	兼任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	26	2	28		1	0

備考	
	作成者氏名

様式14（市町村）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（市町村）

（令和 5 年度）

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

収 入				支 出			
科 目	収 入 額	（再掲）後期高齢者 支援金等分	（再掲）介護分	科 目	支 出 額	（再掲）後期高齢者 支援金等分	（再掲）介護分
保 険 者 被 保 料	円	円	円	総 務 費	円	円	円
医療給付費分	3,338,409,367			一 般 被 保 険 者 分	399,960,132		
後期高齢者支援金分	1,014,037,251	1,014,037,251		療 養 給 付 費	15,848,064,529		
介護納付金分	339,076,953		339,076,953	療 養 費	97,776,243		
一般被保険者分計	4,691,523,571	1,014,037,251	339,076,953	小 高 額 療 養 費	15,945,840,772		
医療給付費分	137,212			高 額 介 護 合 算 療 養 費	2,342,525,950		
後期高齢者支援金分	41,446	41,446		移 送 費	2,216,120		
介護納付金分	36,777		36,777	出 産 育 児 諸 費	0		
退職被保険者等分計	215,435	41,446	36,777	葬 祭 諸 費	47,517,725		
計	4,691,739,006	1,014,078,697	339,113,730	育 児 諸 費	10,590,000		
国 庫 支 出 金	656,000			そ の 他	0		
保険給付費等交付金償還交付金	18,267,295,071			一 般 被 保 険 者 分 計	35,701		
一 般 被 保 険 者 分	112,995,000			療 養 給 付 費	18,348,726,268		
特別調整交付金分	140,907,000			療 養 費	0		
都道府県収入金等	45,365,000			小 高 額 療 養 費	0		
特定健康診査 等 負 担 金	79,882,000			高 額 介 護 合 算 療 養 費	0		
保険給付費等交付金 （特別交付金）計	379,149,000			移 送 費	0		
財政安定化基金交付金	0			退職被保険者等分計	0		
そ の 他	0			審 査 支 払 手 数 料	45,532,716		
計	18,646,444,071			計	18,394,258,984		
連 合 会 支 出 金	0			国民健康保険事業費交付金			
保険基盤安定保険料（税）等交付金	893,539,430	185,516,450	64,815,970	一 般 被 保 険 者 分	4,198,082,113		
保険基盤安定（保険者支援分）	494,393,920	106,596,081	34,389,772	退職被保険者等分	0		
未就学児均等割保険料（税）	7,222,275	1,587,931		医療給付費分計	4,198,082,113		
職員給与費等	280,454,451			一 般 被 保 険 者 分	1,603,137,662	1,603,137,662	
産前産後保険料（税）	344,694	0		退職被保険者等分	0	0	
出産育児一時金等	31,678,483			後期高齢者 支援金等分	1,603,137,662	1,603,137,662	
財政安定化支援事業	0			介 護 納 付 金 分	513,830,002		513,830,002
そ の 他	0			計	6,315,049,777	1,603,137,662	513,830,002
計	1,707,633,253	293,700,462	99,205,742	財政安定化基金拠出金	0		
直 診 勘 定 繰 入 金	0			保 健 事 業 費	44,508,427		
そ の 他 の 収 入	115,418,061			特定健康診査等事業費	181,090,912		
				健康管理センター事業費	0		
				計	225,599,339		
				保険給付費等交付金償還金	36,875,820		
				直 診 勘 定 繰 出 金	0		
				そ の 他 の 支 出	26,077,701	5,175,364	2,247,911
小計（単年度収入）A	25,161,890,391	1,307,779,159	438,319,472	小計（単年度支出）B	25,397,821,753	1,608,313,026	516,077,913
				単年度収支差（A-B）	-235,931,362	-300,533,867	-77,758,441
基 金 繰 入 金 C	280,592,000			基 金 積 立 金 F	727,258		
繰 越 金 D	131,293,249			前年度繰上充用金 G	0		
市 町 村 債 E	0			公 債 費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計（A+C+D+E）	25,573,775,640			支出合計（B+F+G+H）	25,398,549,011		
				収 入 差 引 展 開 （収入合計－支出合計）	175,226,629		
				うち次年度への繰越金 I	175,226,629		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）K	1,205,273,258	市 町 村 債 残 高	0
基 金 繰 入 金 C	280,592,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基 金 積 立 金 F	727,258		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
そ の 他 増 加 額 L	0		
そ の 他 減 少 額 M	0		
基金保有額（K-C+F+J+L-M）	925,408,516		

[3] 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
基 金 保 有 額 a	925,408,516	繰上充用金（当年度赤字額） e	0
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	175,226,629	市 町 村 債 残 高 f	0
貸 付 金 等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
そ の 他 の 資 産 d	0	そ の 他 の 負 債 g	0
資 産 合 計（a+b+c+d）	1,100,635,145	負 債 合 計（e+f+g）	0
		純 資 産（資産合計－負債合計）	1,100,635,145

備考	
作成者氏名	

2024/11/13 09:45:22

様式14（市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）

（令和 5 年度）

○ 経理状況

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

保 険 料	現 年 分 滞納繰越分 計	調 定 額 円	収 納 額 円	還付未済額（別掲） 円	不 納 欠 損 額 円	未 収 額 円	居所不明者分調定額 円
		4,701,645,700	4,427,236,237	4,896,900	19,100	274,390,363	0
		894,687,352	258,760,964	629,470	78,042,973	557,883,415	0
		5,596,333,052	4,685,997,201	5,526,370	78,062,073	832,273,778	0

3. 保険給付等支払状況

（一）保 險 被 保 険 者 分 費	療養給付費 計 現年度分（再掲） 計 現年度分（再掲） 療 養 費 計 現年度分（再掲） 高 額 療 養 費 高 額 介 護 合 算 療 養 費 移 送 費 そ の 他 の 保 険 給 付 費	支 払 義 務 額 円	支 払 済 額 円	徴 収 金 等 円	戻 入 未 済 額 円	未 払 額 円
		15,706,191,096	15,848,064,529	19,887,545	121,985,888	0
		15,706,191,096	15,848,064,529	19,887,545	121,985,888	0
		97,776,243	97,776,243	0	0	0
		97,776,243	97,776,243	0	0	0
		2,339,996,146	2,342,525,950	2,510,004	19,800	0
		2,216,120	2,216,120	0	0	0
		0	0	0	0	0
		57,564,886	58,143,426	578,540	0	0

4. 市町村標準保険料（税）率

医 療 給 付 費 分				後 期 高 齢 者 支 援 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円	%	%	円	円
6.84		29,212	19,255	2.81	0.00	11,690	7,705

介 護 納 付 金 分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.42	0.00	12,308	6,150

5. 備考

現 年 分	収 納 率		備考
	滞納繰越分	計	
%	%	%	
94.16	28.92	83.73	
作成者氏名			

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
(令和 5 年度)

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	03 - 001

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 の 別 保 険 税	(1) 料	(2) 税	保 険 料（税） 賦 課 方 式		(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) その他					保 険 料（税） 徴 収 回 数	回
	0	1			0	1	0	0						8
保 険 料（税） 算 定 額	保 険 料（税） 軽 減 額 （低所得者分）	保 険 料（税） 軽 減 額 （未就学児分）	保 険 料（税） 軽 減 額 （産前産後分）	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料（税） 調 定 額					
千円 4, 329, 634	千円 644, 638	千円 5, 379	千円 0	千円 64	千円 5, 448	千円 299, 582	0 1	千円 30, 557	千円 3, 343, 966					
保 険 料（税）算 定 額 内 訳					料（税）率									
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割			
千円 2, 414, 697	千円 0	千円 1, 111, 550	千円 803, 387	%	%	円	円							
55. 77 %	0. 00 %	25. 67 %	18. 56 %	8. 40	0. 00	22, 000	23, 900							
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （低所得者分）	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （未就学児分）	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （産前産後分）	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額					
所 得 割	資 産 割	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	人	千円					
千円 28, 746, 517	千円 0	35, 190	22, 854	595	0	4	175	487	50, 525	650				
所 算 得 割 の 基 礎	① 課 税 総 所 得 金 額 （ 基 礎 控 除 ）		② 課 税 総 所 得 金 額 （ 各 種 控 除 ）		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他					
	1		0		0		0		0					
資 算 産 割 の 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他							
	0			0			0							

備 考														
													作 成 者 氏 名	

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
(令和 5 年度)

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	03 - 001

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 の 別 保 険 税	(1) 料	(2) 税	保 険 料 (税) 賦 課 方 式		(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) その他					保 険 料 (税) 徴 収 回 数	回
	0	1			0	1	0	0						8
保 険 料 (税) 算 定 額	保 険 料 (税) 軽 減 額 (低 所 得 者 分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (未 就 学 児 分)	保 険 料 (税) 軽 減 額 (産 前 産 後 分)	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料 (税) 調 定 額					
千円 1,299,318	千円 185,929	千円 1,516	千円 0	千円 19	千円 1,639	千円 83,639	0 1	千円 10,295	千円 1,016,281					
保 険 料 (税) 算 定 額 内 訳					料 (税) 率									
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割			
千円 747,400	千円 0	千円 313,255	千円 238,663	%	%	円	円							
57.52 %	0.00 %	24.11 %	18.37 %	2.60	0.00	6,200	7,100							
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (低 所 得 者 分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (未 就 学 児 分)	保 険 料 (税) 軽 減 世 帯 数 (産 前 産 後 分)	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額					
所 得 割	資 産 割	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数					
千円 28,746,517	千円 0	35,190	22,854	595	0	4	175	397	50,525	千円 220				
所 算 得 割 の 基 礎	① 課 税 総 所 得 金 額 (基 礎 控 除)		② 課 税 総 所 得 金 額 (各 種 控 除)		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他					
	1		0		0		0		0					
資 算 産 割 の 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他							
	0			0			0							

備 考														
													作 成 者 氏 名	

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
(令和 5 年度)

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	03 - 001

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保 険 料 保 険 税 の 別	(1) 料	(2) 税	保 険 料（税） 賦 課 方 式		(1) 4 方式	(2) 3 方式	(3) 2 方式	(4) その他					保 険 料（税） 徴 収 回 数	回
	0	1			0	1	0	0						8
保 険 料（税） 算 定 額	保 険 料（税） 軽 減 額 （低所得者分）	保 険 料（税） 軽 減 額 （未就学児分）	保 険 料（税） 軽 減 額 （産前産後分）	災 害 等 に よ る 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦 課 限 度 額 を 超 え る 額	符 号 1 増 ・ 2 減	増 減 額	保 険 料（税） 調 定 額					
千円 452,464	千円 65,015	千円 0	千円 0	千円 2	千円 13	千円 46,381	0 1	千円 -474	千円 341,527					
保 険 料（税）算 定 額 内 訳					料（税）率									
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割			
千円 260,181	千円 0	千円 99,756	千円 92,527	%	%	円	円							
57.50 %	0.00 %	22.05 %	20.45 %	2.50	0.00	6,400	6,700							
課 税 対 象 額	課 税 対 象 額	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （低所得者分）	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （未就学児分）	保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数 （産前産後分）	災 害 等 に よ る 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額					
所 得 割	資 産 割	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数					
千円 10,407,303	千円 0	13,810	8,307	0	0	1	1	263	15,587	千円 170				
所 算 定 割 の 基 礎	① 課 税 総 所 得 金 額 （ 基 礎 控 除 ）		② 課 税 総 所 得 金 額 （ 各 種 控 除 ）		③ 市 町 村 民 税 の 額 所 得 割		④ 市 町 村 民 税 額 等		⑤ そ の 他					
	1		0		0		0		0					
資 算 産 定 割 の 基 礎	① 固 定 資 産 税 額 等			② 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額			③ そ の 他							
	0			0			0							

備 考														
													作 成 者 氏 名	

様式 15 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）
（令和 5 年度）

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
（1）全体

都道府県名	岩手県
保険者名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	935,136	21,396,150,993	15,706,191,096	5,270,980,604	418,979,293
食事療養・生活療養(再掲)	12,318	409,903,944	241,419,087	165,436,847	3,048,010
食事療養・生活療養	57		326,150	-326,150	0
診療費	741	9,774,977	6,907,695	2,867,282	0
療養補装具	338	18,302,589	13,477,033	4,825,556	0
柔道整復師	12,828	84,600,970	61,342,149	23,258,821	0
アンマ・マッサージ	352	9,233,485	6,725,836	2,507,649	0
はり・きゅう	930	12,105,544	8,859,716	3,245,828	0
その他の他	1	28,320	19,824	8,496	0
小計	15,190	134,045,885	97,332,253	36,713,632	0
海外療養費(再掲)	2	199,864	139,904	59,960	0
移送費	0	0	0	0	0
計	950,383	21,530,196,878	15,803,849,499	5,307,368,086	418,979,293

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	593,793	13,005,900,919	9,830,357,188	3,096,027,830	79,515,901
食事療養・生活療養(再掲)	6,156	172,983,225	95,003,300	77,227,425	752,500
食事療養・生活療養	19		78,950	-78,950	0
療養費	6,099	58,920,998	44,371,738	14,549,260	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	599,911	13,064,821,917	9,874,807,876	3,110,498,140	79,515,901

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	350,760	7,629,192,629	6,077,149,168	1,524,413,338	27,630,123
食事療養・生活療養(再掲)	4,069	112,590,595	63,334,265	48,797,400	458,930
食事療養・生活療養	12		23,750	-23,750	0
療養費	3,633	34,590,505	27,672,882	6,917,623	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	354,405	7,663,783,134	6,104,845,800	1,531,307,211	27,630,123

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	22,346	444,322,254	309,877,647	130,064,988	4,379,619
食事療養・生活療養(再掲)	191	3,184,054	1,080,954	2,087,920	15,180
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	291	2,105,091	1,473,514	631,577	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	22,637	446,427,345	311,351,161	130,696,565	4,379,619

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	15,164	222,690,141	177,102,603	15,570,669	30,016,869
食事療養(再掲)	140	2,287,501	780,491	663,680	843,330
食事療養	0		0	0	0
療養費	40	285,109	228,086	57,023	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	15,204	222,975,250	177,330,689	15,627,692	30,016,869

備考	
作成者氏名	

様式 15－2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 5 年度）

都道府県名	岩手県
保険者名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03－001

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分	そ の 他			
総 数	件 数	1,541	5,469	2,600	3,978	7,903	5,258	3,244	29,993	20,668
	高額療養費 （円）	36,993,818	54,461,635	282,090,041	284,676,423	1,106,722,812	212,312,777	362,738,640	2,339,996,146	2,221,182,845
（再掲） 前 期 高 齢 者 分	件 数	921	5,233	1,276	1,658	4,394	4,974	1,805	20,261	
	高額療養費 （円）	19,590,223	46,864,024	153,216,482	98,506,407	625,991,612	203,216,488	177,409,694	1,324,794,930	
（再掲） 70歳以上 一 般 分	件 数	308	5,045	257	812	2,705	4,532	1,339	14,998	
	高額療養費 （円）	3,200,167	38,539,414	26,256,589	38,924,508	319,112,764	154,885,657	88,265,702	669,184,801	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	37	38	37	60	87	19	37	315	
	高額療養費 （円）	1,909,932	1,189,207	6,226,238	2,353,477	20,834,306	1,557,469	5,360,907	39,431,536	
（再掲） 未就学児分	件 数	2	18	8	0	34	0	41	103	
	高額療養費 （円）	39,412	766,884	2,019,760	0	3,732,652	0	7,307,274	13,865,982	
						長期高額特定疾病該当者数		180 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	83
給付額（円）	2,216,120

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷 病 手 当 金	出 産 手 当 金	そ の 他 任 意 給 付	計
件 数（件）	96	353	3	0	0	452
給付額（円）	47,096,000	10,590,000	35,701	0	0	57,721,701

備 考	
	作成者氏名

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 5 年度）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都 道 府 県 ・ 保 険 者 番 号	03 - 001

5. 療養の給付等内訳

（1）全体

	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	12,846	225,648	7,883,541,539
入院外	459,179	636,683	7,055,251,680
歯科	112,370	179,205	1,553,026,700
小計	584,395	1,041,536	16,491,819,919
調剤	347,196 (	391,940 枚)	4,226,564,080
食事療養・生活療養	(12,318)	(615,108 回)	409,903,944
訪問看護	3,545	20,737	267,863,050
合計	935,136	1,062,273	21,396,150,993

（2）前期高齢者分再掲

	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	6,986	105,699	4,603,443,758
入院外	291,602	398,473	4,439,612,058
歯科	68,595	109,849	956,733,350
小計	367,183	614,021	9,999,789,166
調剤	225,643 (	251,483 枚)	2,718,445,488
食事療養・生活療養	(6,156)	(257,237 回)	172,983,225
訪問看護	967	8,396	114,683,040
合計	593,793	622,417	13,005,900,919

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	4,241	63,638	2,782,270,628
入院外	172,546	237,336	2,521,736,298
歯科	39,122	62,882	548,688,650
小計	215,909	363,856	5,852,695,576
調剤	134,380 (	149,881 枚)	1,599,095,238
食事療養・生活療養	(4,069)	(167,343 回)	112,590,595
訪問看護	471	4,561	64,811,220
合計	350,760	368,417	7,629,192,629

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	198	1,974	138,162,860
入院外	11,012	14,551	158,522,960
歯科	2,667	4,204	35,148,870
小計	13,877	20,729	331,834,690
調剤	8,435 (	9,315 枚)	103,746,280
食事療養・生活療養	(191)	(4,624 回)	3,184,054
訪問看護	34	335	5,557,230
合計	22,346	21,064	444,322,254

（5）未就学児分再掲

	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	176	1,587	106,609,830
入院外	7,599	10,516	72,075,050
歯科	1,164	1,514	11,576,480
小計	8,939	13,617	190,261,360
調剤	6,215 (	8,224 枚)	29,917,380
食事療養	(140)	(3,516 回)	2,287,501
訪問看護	10	10	223,900
合計	15,164	13,627	222,690,141

備考	
作成者氏名	

様式 17 (市町村)
国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）（市町村）
退職者医療にかかる一般状況・経理状況
（令和 5 年度）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

○ 一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

		年度平均	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
計		0	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出
科 目	収 入 額	科 目 支 出 額
保険料(税) 医療給付費分	円 137,212	医療養給付費 円 0
保険給付費等交付金(普通交付金)	-2,100	療養費 円 0
その他の収入	839,830	小計 円 0
合 計	974,942	高額療養費 円 0
		高額介護合算療養費 円 0
		移送費 円 0
		計 円 0
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分) 円 0
		その他の支出 円 19,836
		前年度繰上充用金 円 0
		合 計 円 19,836

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
	円	円	円	円	円	円
現 年 分	0		0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	12,671,421	215,435	0	87,613	12,368,373	0
計	12,671,421	215,435	0	87,613	12,368,373	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	円 -2,100	円 0	円 2,100	円 0	円 0
	現年度分(再掲)	-2,100	0	2,100	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率			
現 年 分	滞 納 繰 越 分	計	
%	%	%	
0.00	1.70	1.70	
備考			
			作 成 者 氏 名

様式 1 7 - 2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） E 表（ 2 ）

（ 令和 5 年度 ）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均 一 ・ 不 均 一 賦 課 の 別	(1) 均 一 賦 課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税） 算 定 額	保険料（税） 軽 減 額 （低所得者分）	保険料（税） 軽 減 額 （未就学児分）	災害等による 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額を 超える額	符号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調 定 額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳								
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課 税 対 象 額		課 税 対 象 数	保険料（税） 軽 減 世 帯 数 （低所得者分）	保険料（税） 軽 減 世 帯 数 （未就学児分）	災害等による 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦課限度額を 超える世帯数	課 税 対 象 被 保 険 者 数
所 得 割	資 産 割	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備 考								
							作成者氏名	

様式 1 7 - 3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） E 表（ 3 ）

（ 令和 5 年度 ）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均 一 ・ 不 均 一 賦 課 の 別	(1) 均 一 賦 課	(2) 不均一賦課 [0]
	1	0

保険料（税） 算 定 額	保険料（税） 軽 減 額 （低所得者分）	保険料（税） 軽 減 額 （未就学児分）	災害等による 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額を 超える額	符号 1増・2減	増 減 額	保険料（税） 調 定 額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保 険 料 （ 税 ） 算 定 額 内 訳								
所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課 税 対 象 額		課 税 対 象 数	保険料（税） 軽 減 世 帯 数 （低所得者分）	保険料（税） 軽 減 世 帯 数 （未就学児分）	災害等による 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦課限度額を 超える世帯数	課 税 対 象 被 保 険 者 数
所 得 割	資 産 割	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数	世 帯 数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備 考								
							作成者氏名	

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和 5 年度）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	0	-3,000	-2,100	-900	0
食 事 療 養（再掲）	0	0	0	0	0
食 事 療 養	0	0	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
補 装 具	0	0	0	0	0
柔 道 整 復 師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハ リ ・ キ ュ ウ	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0
海 外 療 養 費（再掲）	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	0	-3,000	-2,100	-900	0

（2）未就学児分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療 養 の 給 付 等	0	0	0	0	0
食 事 療 養（再掲）	0	0	0	0	0
食 事 療 養	0	0	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
海 外 療 養 費（再掲）	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分	そ の 他			
総 数	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再掲） 未就学児分	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	0
給付額（円）	0

備 考	
作成者氏名	

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和 5 年度）

都 道 府 県 名	岩手県
保 険 者 名	盛岡市
都道府県・保険者番号	03 - 001

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

退 職 被 保 険 者 分				被 扶 養 者 分			
		件 数	日 数	費 用 額			費 用 額
診療 費	入 院	0 件	0 日	0 円	0 件	0 日	0 円
	入 院 外	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	-3,000	0	0	0
	小 計	0	0	-3,000	0	0	0
	調 剤	0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
食 事 療 養		(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
訪 問 看 護		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	-3,000	0	0	0

（2）未就学児分再掲

被 扶 養 者 分			
		件 数	日 数
診療 費	入 院	0 件	0 日
	入 院 外	0	0
	歯 科	0	0
	小 計	0	0
	調 剤	0	(0 枚)
食 事 療 養		(0)	(0 回)
訪 問 看 護		0	0
合 計		0	0

備 考	
	作成者氏名

11 条例・規則等

盛岡市国民健康保険条例

〔 昭和34年3月30日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

(主旨)

第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 盛岡市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(出産育児一時金)

第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、48万8,000円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第4条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第5条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。次項及び次条において同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑

われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日(当該3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの期間に属する場合に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入金額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超える場合にあっては、当該金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 2 前項に規定する被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があることにより新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 3 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(保健事業)

第7条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導を行うほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

(国民健康保険税)

第8条 市は、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第10条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第11条 世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第12条 前2条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以内とする。

附 則

1～5 省略

(玉山村の編入に伴う経過措置)

6 委員の定数は、第2条の規定にかかわらず、玉山村の編入の日から平成22年12月31日までの間、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ6人とする。

7 玉山村の編入の日前に給付事由の生じた旧玉山村国民健康保険の被保険者に係る保険給付については、旧玉山村国民健康保険条例（昭和52年条例第47号）の例による。

8 玉山村の編入の日に旧玉山村の区域内に住所を有する被保険者及び同日後に同村の区域内に住所を有する者で被保険者となつたもの（これらの被保険者で、引き続き同村の区域内に住所を有するもの及び同村の区域から直接同村の区域外の市の区域に転居したものに限る。）が死亡した場合に支給する葬祭費については、第6条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに給付事由の生じたものに限り、旧玉山村国民健康保険条例の例による。

9 玉山村の編入の日前にした旧玉山村国民健康保険条例に違反する行為に対する罰則の適用については、同条例の例による。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例措置)

10 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条第1項の規定の適用については、同項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則（令和5年条例第9号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る盛岡市国民健康保険条例第3条第1項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

盛岡市国民健康保険条例施行規則

〔 昭和34年 7 月 25 日 〕
規 則 第 1 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき及び条例を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第1条の2 盛岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の制定又は改廃に関すること。
- (2) 国民健康保険関係予算に関すること。
- (3) 国民健康保険税の税率に関すること。
- (4) 被保険者の健康の保持増進に必要な施設の設置及び運営に関すること。
- (5) その他市長が国民健康保険事業の運営上必要があると認めた事項に関すること。

(会長)

第2条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、委員定数の半数以上の者から審議すべき事項を示して協議会の招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。

(定足数)

第4条 協議会は、条例第2条各号に掲げるそれぞれの委員の1人以上が出席し、かつ、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第5条の2 議長は、会議録を調製し、会議に出席した2人の委員と共に当該会議録に署名しなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部健康保険課において処理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(出産育児一時金の加算額)

第8条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める額は、1万2,000円とする。

(出産育児一時金の支給の申請等)

第9条 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第3条第1項の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金支給申請書に被保険者証、出産を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関等（盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年条例第12号）第3条第2号に規定する医療機関等をいう。）から出産育児一時金等代理申請・受取請求書が市長に提出されたときは、前項の申請書が提出されたものとみなす。

(葬祭費の支給の申請)

第10条 葬祭を行う者が、条例第4条第1項の規定により、葬祭費の支給を受けようとするときは、葬祭費支給申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、被保険者証及び死亡診断書を提示しなければならない。

(傷病手当金の支給の申請等)

第11条 被保険者が条例第5条第1項の規定により傷病手当金の支給を受けようとするときは、傷病手当金支給申請書に被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める日は、令和5年5月7日とする。

附 則（令和5年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

〔 昭和25年9月1日 〕
〔 条 例 第 16 号 〕

第3章 目的税

第3節 国民健康保険税

（国民健康保険税の納税義務者等）

第138条 国民健康保険税（以下「保険税」という。）は、国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

（1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下同じ。）

（2） 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用

（3） その他国民健康保険事業に要する費用

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつてその世帯内に被保険者がある場合においては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

（保険税の課税額）

第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（1） 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（2） 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（3） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

（保険税の所得割額）

第140条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を課税標準とし、これに第142条の税率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しない。

第141条 削除

（保険税の税率）

第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

- （1） 所得割 100分の8.4
- （2） 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円
- （3） 世帯別平等割

ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第147条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第147条第1項において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円

イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円

ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円

- 2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

- （1） 所得割 100分の2.6
- （2） 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円
- （3） 世帯別平等割

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円

イ 特定世帯 1世帯について 3,550円

ウ 特定継続世帯 1世帯について 5,325円

- 3 第139条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

- （1） 所得割 100分の2.5
- （2） 被保険者均等割 被保険者1人について6,400円
- （3） 世帯別平等割 1世帯について6,700円

（保険税の賦課期日）

第143条 保険税の賦課期日は、4月1日とする。

（保険税の徴収の方法）

第143条の2 保険税の徴収については、第146条の3、第146条の7及び第146条の8の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

(保険税の納期)

第144条 普通徴収の方法によつて徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日（うるう年の場合には、同月29日）まで

- 2 市長は、保険税の賦課期日後に納税義務が発生した場合、その他特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(保険税の各納期の納付額)

第145条 保険税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険税額を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。

- 2 前項の場合において、各納期の納付額に1,000円未満の端数があるとき又はその納付額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課)

第146条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第139条第1項の額（第147条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割をもつて算定した第139条第1項の額を課する。
- 3 第1項の賦課期日後に第138条第2項の世帯主（以下この項及び次項において「2項世帯主」という。）である保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下この項及び次項において「1項世帯主」という。）となつた場合には、当該1項世帯主となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額から当該1項世帯主となつた者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を当該1項世帯主となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である保険税の納税義務者が2項世帯主となつた場合には、当該2項世帯主となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額を当該2項世帯主となつた者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となつた日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となつた場合において、当該2項世帯主となつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下この項及び次項において同じ。）となつた者がある場合には、当該被保険者となつた日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額から当該被保険者となつた者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除し

た残額を、当該被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。

- 6 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなつた者がある場合には、当該被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額を当該被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなつた日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者でなくなつた日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなつた者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第139条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなつた者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなつた日の属する月から、月割をもつて当該納税義務者の保険税の額から減額する。

（保険税に関する申告）

第146条の2 保険税の納税義務者は、4月15日まで（保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（出産被保険者に係る届出）

第146条の2の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者（施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。次項第1号及び第147条第3項第1号において同じ。）
 - (4) 単体妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第146条の2の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。）である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。

(保険税の特別徴収)

第146条の3 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（施行令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によつて徴収する。

- 2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となつた場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

(保険税の特別徴収義務者の指定等)

第146条の4 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(保険税の特別徴収税額の納入の義務等)

第146条の5 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第146条の6 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に保険税の特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収)

第146条の7 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。

- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

(新たに保険税の特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収)

第146条の8 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

- (1) 第146条の3第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日から9月30日までの間
 - (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
 - (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間
- (保険税の普通徴収税額への繰入)

第146条の9 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第144条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(新たに保険税の特別徴収対象被保険者となつた者に係る普通徴収)

第146条の10 第146条の3第1項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について、第146条の7及び第146条の8の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われない場合の当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険税の当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの徴収方法については、第146条の3第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によるものとする。

- 2 前項の場合において、保険税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第145条第1項の規定にかかわらず、当該年度分の保険税額を特別徴収対象年金給付の当該年度における支払の回数で除して得た額とする。
- 3 前項の各納期の納付額に1,000円未満の端数があるとき又はその納付額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(保険税の減額)

第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円

(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円

(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円

(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について4,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円

(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円

(イ) 特定世帯 1世帯について 710円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円

イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円

ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円
- イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円
- ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円

3 保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

第147条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第140条及び前条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第146条の2の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得につい

ては、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第148条 削除

（保険税の賦課額の変更）

第149条 市長は、保険税の納税義務者に係る市民税につき第43条の2又は第45条の3の規定を適用した場合において、当該年度の保険税の賦課した税額を変更する必要があると認めたときは、直ちに變更による不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分を追徴しなければならない。

（保険税の納税管理人）

第149条の2 保険税の納税義務者は、市の区域内に住所を有しなくなつた場合においては、当該保険税の納付に関する一切の事項を処理させるため、市の区域内に居住する者で独立の生計を営むもののうちから納税管理人を定め、その住所を有しなくなつた日から10日以内に、納税管理人申告書を市長に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

（保険税の減免）

第150条 市長は、保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて、保険税を減免することができる。

2 前項の規定によつて保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては納期限までに、特別徴収の方法により保険税を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 年度、納期別及び税額

（2） 減免を受けようとする事由

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者になつたことにより、その被扶養者だつた者が国民健康保険の被保険者になつた場合は、職権で保険税を減免することができる。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）

第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「同項に」とあるのは「法第703条の5第1項に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第

33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第22条第1項の譲渡所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

第27条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「附則第22条第1項」とあるのは「附則第24条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例）

第28条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例）

第29条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第21条第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

第30条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の2第1項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第

24条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

第31条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の3第1項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第32条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第147条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第147条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第33条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条第1項の規定の適用については、第140条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第147条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額を」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第147条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第34条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所

得、一時所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第35条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第147条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則（平成28年条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中盛岡市市税条例附則第4条の改正規定及び次条第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第32条及び第33条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（令和6年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例

〔昭和63年3月23日〕
〔条 例 第 2 号〕

（設置）

第1条 国民健康保険事業に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるため、国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によつて保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。ただし、市長が財政上必要があると認めるときは、当該収益を保健事業に充てることができる。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成30年条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例

〔昭和52年6月27日〕
条 例 第 2 2 号

（設置）

第1条 国民健康保険高額療養資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、国民健康保険高額療養資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、1,500万円とする。

（貸付対象）

第3条 資金は、市が行う国民健康保険の被保険者で国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給見込額が1万円以上のものの属する世帯主に対して貸し付けるものとする。

（貸付金額）

第4条 資金の貸付金額は、高額療養費の支給見込額以内において市長が適当と認める額とする。

（貸付条件）

第5条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- （1） 償還期限 高額療養費の支給を受けた日の翌日から起算して15日以内
- （2） 償還方法 全額一括償還。ただし、貸付けを受けた額が高額療養費の支給額を超えるときは、分割償還とする。
- （3） 利息 無利息

（繰上償還）

第6条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

（延滞利息）

第7条 借受者は、資金の償還を延滞したときは、当該支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該延滞金額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（運用益金の整理）

第8条 基金の運用から生ずる益金は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（繰替運用）

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年7月1日から施行し、同日以後の診療に係る資金の貸付けについて適用する。
- 2 都南村の編入の日前に旧都南村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和52年都南村条例第11号）の規定に基づきなされた資金の貸付けは、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 玉山村の編入の日に旧玉山村の区域内に住所を有する被保険者及び同日後に同村の区域内に住所を有する者で被保険者となつたもの（これらの被保険者で、引き続き同村の区域内に住所を有するもの及び同村の区域から直接同村の区域外の市の区域に転居したものに限る。）の属する世帯の世帯主に対する資金の貸付けについては、平成18年3月31日までになされた借入れの申込みに係るもの限り、旧玉山村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和52年玉山村条例第48号）の例による。

附 則（平成17年条例第64号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則

（昭和52年 6 月 30 日）
規 則 第 1 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和52年条例第22号）を施行するため必要な事項を定めるものとする。

（借入れの申込み）

第 2 条 国民健康保険高額療養資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、盛岡市国民健康保険高額療養資金借入申込書に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第 1 項に規定する一部負担金に係る請求書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定等）

第 3 条 市長は、前条の申込書等を受理したときは、その内容を審査し、資金の貸付けを適当と認めたときは盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付決定通知書により、資金の貸付けを不適当と認めたときは盛岡市国民健康保険高額療養資金貸付不承認決定通知書により、当該申込者に通知するものとする。

（借用証書等の提出及び資金の交付）

第 4 条 資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、盛岡市国民健康保険高額療養資金借用証書及び盛岡市国民健康保険高額療養費の受領に関する委任状を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、速やかに資金を交付するものとする。

（借用証書の返還）

第 5 条 市長は、資金の貸付けを受けた者が当該貸付けを受けた資金の全部を償還したときは、遅滞なく借用証書を返還するものとする。

附 則（平成23年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例

平成13年 3 月 29 日
条 例 第 1 2 号

(設置)

第1条 国民健康保険出産費資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、国民健康保険出産費資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

(貸付対象)

第3条 資金は、市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で次の各号のいずれかに該当するものの属する世帯の世帯主（出産育児一時金（盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）第3条の規定により支給される出産育児一時金をいう。以下同じ。）の支給を受けることが見込まれる世帯主に限る。）に対して貸し付けるものとする。

- (1) 出産予定日の1月前の日（同日前に出産した者にあつては、当該出産した日）から出生の届出の日その他の規則で定める日までの間にある者
- (2) 妊娠4月から出産予定日の1月前の日の前日までの間にある者（同日以前に出産した者を除く。）で、出産に要する費用について医療機関等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条第3項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条に規定する助産師をいう。）から請求を受け、又は当該請求を受けた費用を支払ったもの

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、出産育児一時金の支給見込額の10分の8に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内において市長が適当と認めた額とする。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還期限 出産育児一時金の支給を受けた日の翌日から起算して15日以内
- (2) 償還方法 全額一括償還
- (3) 利息 無利息

(繰上償還)

第6条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、その世帯に属するすべての被保険者又は出産を予定する被保険者がその資格を喪失したときは、当該喪失した日の翌日から起算して2週間以内に当該貸付けを受けた資金の全部を償還しなければならない。

2 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに当該借受者に対し貸

し付けた資金の全額を償還させるものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により資金の貸付けを受けたとき。

(延滞利息)

第7条 借受者は、貸付けを受けた資金の償還を延滞したときは、当該資金の償還期限の翌日から償還をした日までの日数に応じ、当該資金の額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(運用益金の整理)

第8条 基金の運用から生ずる益金は、国民健康保険費特別会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和2年条例第30号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則

平成13年3月29日
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1号の規則で定める日)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める日は、出生の届出の日又は死産の届出の日とする。

(借入れの申込み)

第3条 国民健康保険出産費資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする世帯主は、盛岡市国民健康保険出産費資金借入申込書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 条例第3条第1号に掲げる者 母子手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の母子健康手帳をいう。以下同じ。）

(2) 条例第3条第2号に掲げる者 母子手帳及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書又は領収書

(貸付けの決定等)

第4条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、資金の貸付けを適当と認めたときは盛岡市国民健康保険出産費資金貸付決定通知書により、不適当と認めたときは盛岡市国民健康保険出産費資金貸付不承認決定通知書により、当該提出をした者に通知するものとする。

(借用書等の提出及び資金の交付)

第5条 資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、盛岡市国民健康保険出産費資金借用書及び委任状を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに資金を当該提出をした者に交付するものとする。

(借用書の返還)

第6条 市長は、資金の交付を受けた者が資金の償還を完了したときは、遅滞なく当該資金に係る前条第1項の借用書を当該資金の交付を受けた者に返還するものとする。

(資格喪失等の届出)

第7条 条例第6条第1項の借受者は、その世帯に属するすべての被保険者若しくは出産を予定する被保険者がその資格を喪失したとき又はその住所若しくは氏名を変更したときは、直ちに資格喪失等届により、市長に届け出なければならない。

附 則（令和元年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

盛岡市国民健康保険税減免要綱

〔昭和 55 年 7 月 2 日〕
市 長 決 裁

改正 昭和 59 年 8 月 30 日
平成 6 年 3 月 8 日
平成 13 年 7 月 3 日
平成 16 年 3 月 26 日
平成 20 年 3 月 28 日
平成 22 年 3 月 8 日
平成 22 年 5 月 28 日
平成 31 年 3 月 29 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、盛岡市市税条例（昭和 25 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 150 条第 1 項及び第 3 項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合計所得金額 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。
- (2) 世帯を構成する者 保険税の減免を申請する者及び同一の世帯に属する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 世帯主 法第703条の4第1項及び条例第 138条第1項に規定する国民健康保険の被保険者である世帯主をいう。
 - イ 擬制世帯主 法第703条の4第28項及び条例第 138条第2項に規定する国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、その属する世帯に国民健康保険の被保険者がある場合において保険税を課する当該世帯主をいう。
 - ウ 被保険者 世帯主又は擬制世帯主と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。
- (3) 所得割額算定所得合算額 世帯主及び被保険者につき算定した、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額の合算額をいう。
- (4) 所得計算額 世帯を構成する者に係る合計所得金額の合算額をいい、保険税の減免の適否に係る所得見積額の算出に際して次号に掲げる合計所得金額に含まれない収入を合算した場合には、当該収入を含むものとする。
- (5) 所得見積額 世帯を構成する者に係る減免を申請する年の合計所得金額の見込み額（ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第2項に規定する退職所得がある場合は、同条第3項及び第5項に規定する退職所得控除額を控除する前の収入金額を所得金額とみなす。）の合算額をいい、次のアからキまでに掲げる収入がある場合はそれらの収入金額及び預貯金を給与収入の金額とみなし、給与収入の金額に合算して所得を算出するものとする。
 - ア 遺族年金等 所得税法第9条第1項第3号ロに規定する遺族が受ける恩給、年金及びこれに準ずるもの

- イ 障害年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき支給される障害手当金、年金及びこれに準ずるもの
- ウ 雇用保険失業等給付等 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第12条に規定する失業等給付及びこれに準ずるもの
- エ 児童手当 児童手当法（昭和46年法律第73号）第16条の規定による給付及びこれに準ずるもの
- オ 児童扶養手当 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第25条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第16条に規定による給付及びこれに準ずるもの
- カ 親族等からの援助金及びこれに準ずるもの
- キ 当せん金付証票法第13条（昭和23年法律第144号）に規定される当せん金付証票の当せん金品及びこれに準ずるもの

(6) 旧被扶養者 国民健康保険の被保険者で次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- ア 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日に65歳以上である者
- イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日に、医療保険各法（国民健康保険法を除く。次項において同じ。）に規定する被保険者又は組合員の被扶養者であった者
- ウ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日に扶養者であった者が、その翌日に後期高齢者医療被保険者になった場合

(7) 給付制限を受ける者 国民健康保険の被保険者で国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者をいう。

(8) 納付期限 普通徴収の方法により徴収される保険税にあっては納期の末日を、特別徴収の方法により徴収される保険税にあっては特別徴収対象年金給付の支払の日（条例第146条の7及び第146条の8の規定により賦課決定前に特別徴収の方法により徴収される保険税にあっては当該保険税の第1期の納期の末日）をいう。

（災害による減免）

第3条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（自己の責めによるものを除く。）により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の所有し、かつ、居住する住宅又は家財にその30パーセント以上の損害（保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。）を受け、かつ、所得割額算定所得合算額が1,000万円以下であって保険税の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び所得割額算定所得合算額に応じ、次表に定める割合の範囲内で、当該災害のあった日以後1年以内に納期の末日が到来する納期に係る保険税の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減免する。

所得割額算定所得合算額 損害の割合	500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
30パーセント以上 50パーセント未満	50パーセント	25パーセント	12.5パーセント
50パーセント以上	100パーセント	50パーセント	25パーセント

2 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合において、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害保障法（昭和22年法律第185号）の規定により支払われるべき農作物共済金額を控除した額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の合計額の30パーセント以上であり、かつ、所得割額算定所得合算額が1,000万円以下であるとき（当該所得割額算定所得合算額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるときを除く。）は、前年中の合計所得金額に応じ、次表に定める割合の範囲内で所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（災害を受けた日以後1年以内に納期の末日が到来する納期に係る保険税

額に所得割額算定所得合算額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額に限る。)を減免する。

所得割額算定所得合算額	減 免 の 割 合
300 万円以下	100 パーセント
300 万円を超え 400 万円以下	80 パーセント
400 万円を超え 550 万円以下	60 パーセント
550 万円を超え 750 万円以下	40 パーセント
750 万円を超え 1,000 万円以下	20 パーセント

(所得減少による減免)

第4条 納税義務者等の疾病、介護、事業不振、廃業、失業（自己都合による退職、定年による退職及び自己の責めに帰すべき理由による解雇によるものを除く。）等の理由により、所得見積額が前年の所得計算額の30パーセント以上減少し、保険税の納付が困難と認められる場合で所得割額算定所得合算額が1,000万円以下のとき（前年の所得計算額に対する所得見積額の減少の割合（以下「所得減少割合」という。）が30パーセント以上50パーセント未満で所得割額算定所得合算額が300万円を超えるとき及び所得減少割合が50パーセント以上70パーセント未満で所得割額算定所得合算額が600万円を超えるときを除く。）は、所得減少割合及び所得割額算定所得合算額に応じ次表に定める割合の範囲内で所得割額を減免する。この場合において、保険税の算定額が課税限度額を超えている者については、課税限度額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を差し引いた額を所得割額とみなす。

所得割額算定 所得合算額 所得減少の割合	300 万円以下	300 万円を超え 400 万円以下	400 万円を超え 600 万円以下	600 万円を超え 750 万円以下	750 万円を超え 1,000 万円以下
30 パーセント以上 40 パーセント未満	30 パーセント				
40 パーセント以上 50 パーセント未満	40 パーセント				
50 パーセント以上 70 パーセント未満	70 パーセント	60 パーセント	50 パーセント		
70 パーセント以上 90 パーセント未満	90 パーセント	80 パーセント	70 パーセント	50 パーセント	30 パーセント
90 パーセント以上	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	90 パーセント	80 パーセント

2 市税条例第 147 条の 2 に規定する特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例に該当する者に対しては、当該特例に基づき算出した所得割額を前号に定める割合の範囲内で減免する。ただし、当該特例に該当しないものとして算出した減免の額を限度とする。

(公私の扶助を受けていることによる減免)

第5条 納税義務者等が生活のため公私の扶助を受けているときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を減免する。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けている者 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額
- (2) 別世帯の親族等から生活の扶助を受けて生計を維持している者で、世帯合計収入額（減免申請を行った月の前 3 月分の世帯合計収入額の平均月額をいう。）が生活保護の基準額以下のもの 所得割額

(旧被扶養者に対する減免)

第6条 旧被扶養者の保険税は、次に定めるとおり減免する。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額を全額減免する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、減免する。ただし、条例第 147 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けている者を除く。

ア 条例第 147条の規定の適用を受けていない世帯に属する旧被扶養者 50パーセント

イ 条例第 147条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けている世帯に属する旧被扶養者 30パーセント

- (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に（月の末日に世帯に属する被保険者が、旧被扶養者のみで構成される世帯をいう。）係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、条例第 147条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けている者を除く。

ア 条例第 147条の規定の適用を受けていない世帯に属する旧被扶養者 50パーセント

イ 条例第 147条の規定の適用を受けていない世帯のうち、特定継続世帯に属する旧被扶養者 25パーセント

ウ 条例第 147条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けている世帯に属する旧被扶養者 30パーセント

エ 条例第 147条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けている世帯のうち、特定継続世帯に属する旧被扶養者 10パーセント

（給付制限を受ける者に対する減免）

第 7 条 給付制限を受ける者の保険税は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を減免する。

- (1) 給付制限を受ける者の世帯の国民健康保険の被保険者が、当該給付制限を受ける者のみである場合 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に給付制限を受ける期間の始期が属する月から終期が属する月までの期間の月数を 12 で除した割合を乗じて得た額
- (2) 前号以外の場合 所得割額及び被保険者均等割額の合計額に給付制限を受ける期間の始期が属する月から終期が属する月までの期間の月数を 12 で除した割合を乗じて得た額

（減免の適用）

第 8 条 第 3 条から前条までの規定は、申請のあった日以後に納付期限の到来する保険税に適用する。ただし、減免すべき額が当該減免のあった申請の日以後に到来する納付期限に係る税額を超えるときは、その額を限度とする。

- 2 条例第 150 条 3 項の規定により職権で保険税を減免するときは、前項中「申請のあった日」とあるのは「当該保険税の賦課期日（ただし条例第 146 条の 2 に規定される保険税に関する申告の提出が賦課期日以後になされた場合は申告の提出のあった日）」とする。

（減免申請書）

第 9 条 条例第 150 条第 2 項に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書によるものとし、その申請事由の証明及び実態を適切に把握するため必要とする別表 1 に掲げる書類を添付し、又はこれを提示しなければならない。ただし、公簿等によりその事実を確認することができる場合は、証明書等の添付又は提示を省略することができる。

（減免に係る調査）

第 10 条 減免の申請を受理した場合は、必要に応じて当該申請内容について、聴取りその他の手段により調査するものとする。

（減免の適否の決定等）

第 11 条 第 9 条の申請書の提出があったときは、減免調査書により、当該申請者の現状等を調査し、保険税を減免することが適当であると認めたときは減免の額等を国民健康保険税減免決定通知書により、保険税を減免することが不適当であると認めたときはその旨を国民健康保険税減免不承認通知書により当該申請者に通知する。

- 2 保険税の減免を受けた者の申請の内容に変更又は事由が消滅したことが明らかとなった場合であって、前項の規定により決定された減免の額等を変更又は取り消すことが適当であると認めたときはその旨を国民健康保険税減免変更通知書により当該申請者に通知する。

（申請内容の変更及び事由の消滅に係る届出）

第 12 条 保険税の減免を受けた者の申請の内容に変更があった場合又は事由が消滅した場合には、直ちにその旨

の届け出させるものとする。ただし、公簿等によりその事実を確認することができる場合は、届け出を省略することができる。

(減免の取消)

第13条 虚偽の申請書又は証明書類を提出して保険税の減免を受けたものに対しては、減免の承認を取り消すものとする。

2 保険税の減免を受けた者の申請の内容に変更があった場合又は事由が消滅した場合において直ちにすべき届出を怠ったときは、減免の承認を取り消すものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消すときは、当該減免の承認を受けた者に対し、減免承認取消通知書を送付するものとする。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の国民健康保険税の減免から適用する。なお、平成30年度以前の国民健康保険税の減免については、従前の例による。

別表1（第9条関係）

減免を受けようとする事由	証明書类等	
第3条第1項（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）	①警察署、消防署、保険会社等の発行するり災証明書（損害の割合が明示されているもの） ②当該災害による損害に対し補てんされる金額がある場合、その金額が明示されている資料	
第3条第2項（農作物の被害）	①（農作物共済に加入している場合） 当該災害により支給される農作物共済金額とその金額の決定根拠となった損害割合が明示されている資料 ②（農作物共済に加入していない場合） 当該災害による農作物の減収の程度が判断される客観的資料	
第4条第1項（所得減少）	所得見積額を証明する客観的資料	
	疾病	①医師の診断書等（病名、療養期間が客観的に示される代替資料は可） ②（疾病による障がいがある場合）障がい手帳及びこれに準ずるもの
	介護	①（介護施設入所の場合）入所証明書 ②－1 介護保険被保険者証 ②－2 ケアプラン
	事業不振、廃業	①収支内訳のわかる客観的資料 ②休廃業していることを証明するに足る書類
	失業	雇用保険受給資格者証、離職票等の離職理由を証明するに足る客観的資料
第5条（公私の扶助）	①生活保護開始決定通知書 ②親族等から受ける生活の援助の金額の証明書（任意様式）	
第8条（給付制限）	在監証明書（在所期間が明示されているもの）	

盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱

〔 平成16年 1 月 29 日
市 長 決 裁 〕

改正 平成23年 6 月 22 日

平成24年 9 月 18 日

平成31年 3 月 7 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく一部負担金の減免及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 法第44条第 1 項に規定する特別の理由がある被保険者は、概ね過去 1 年以内の間に次の各号のいずれかの場合に該当する世帯主又は世帯の生計を主として維持する者（以下「世帯主等」という。）とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき（異常気象による災害の被害者に対する市税の減免に関する条例が制定されたときに限る。）。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる事由に類する理由があったとき。

(減免及び徴収猶予)

第 3 市長は、世帯主等が第 2 各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯主等の世帯に属するすべての者の認定収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年 4 月 1 日付け発社第123号厚生事務次官通知）第 7 の規定により認定する収入をいう。以下同じ。）が基準最低生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の 1 に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の月額の基準の合算額をいう。以下同じ。）に次の各号に掲げる一部負担金の免除を希望する月が属する期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下で、かつ、預貯金額が基準最低生活費の 3 月分に相当する額以下であり、その生活が困難と認めたときは、当該世帯主に対し 6 月以内の期間に限り一部負担金を免除するものとする。

- (1) 平成30年10月 1 日から平成31年 9 月30日まで 885分の 990
- (2) 平成31年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで 870分の 990

(3) 平成32年10月1日以降 1,000分の1,155

2 市長は、世帯主等が第2各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯に属するすべての者の認定収入月額が基準最低生活費に1.2を乗じて得た額以下で、かつ、預貯金額が基準最低生活費の3月分に相当する額以下であり、その生活が困難と認めたときは、当該世帯主に対し6月以内の期間に限り一部負担金の8割に相当する額を減額するものとする。

3 市長は、世帯主等が第2各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難と認めたときは、当該世帯主に対し6月以内の期間に限り一部負担金の徴収を猶予することがある。

(申請)

第4 第3の規定による一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯主には、あらかじめ、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書、収入等申告書、第2各号のいずれかに該当することを証明する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出させるものとする。ただし、急患その他緊急やむを得ない特別の理由により事前に申請書を提出できなかった世帯主が、当該申請書を提出することができる状況に至ったときは、直ちにこれを市長に提出させるものとする。

(調査)

第5 市長は、第4の申請を受理したときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聴き取り調査その他の方法（以下「実態調査等」という。）により調査の上、減免又は徴収猶予の承認又は不承認の決定をするものとする。

(申請の却下)

第6 市長は、第4の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を却下するものとする。

(1) 証明書類を指示する期限までに提出しないとき。

(2) 申請書、収入等申告書等の補正又は実態調査等に応じないとき。

(承認又は不承認の通知)

第7 市長は、第5の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、第4の申請をした世帯主に国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）承認（不承認）通知書により通知するとともに、承認の決定をした場合にあっては国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書の有効期間は、3月以内とする。

(減免又は徴収猶予の取消し)

第8 市長は、偽りその他の不正な行為により一部負担金の減免を受けた世帯主があるときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消し、当該減免によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収

猶予をした一部負担金の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、又は一時に徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納付を免れようとする行為があったと認められるとき。

3 市長は、前2項の規定により減免又は徴収猶予を取り消したときは、減免又は徴収猶予に係る世帯主及び保険医療機関又は保険薬局に対し、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）取消通知書により通知するものとする。

（実施期日）

第9 この要綱は、平成16年1月29日から実施する。

盛岡市国民健康保険総合健康診断実施要綱

〔 昭和 59 年 7 月 9 日 〕
告 示 第 198 号

（目的）

第1 この告示は、市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の総合健康診断を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 1日人間ドック 市が実施する特定健康診査における検査項目並びに市が実施する胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診を含めて市長が定める検査項目（以下「基本検査項目」という。）について実施する総合的な健康診断で、宿泊をしないで1日で行うものをいう。
- （2） 1泊2日人間ドック 基本検査項目について実施する総合的な健康診断で、1夜宿泊して2日間で行うものをいう。
- （3） 総合健康診断 1日人間ドック又は1泊2日人間ドックをいう。
- （4） 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査をいう。

（対象者）

第3 総合健康診断の対象者は、被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、総合健康診断の対象としない。

- （1） 当該年度において市が実施する特定健康診査を受診した者
- （2） 当該年度においてこの告示に基づく助成を受けた者
- （3） 当該年度において市が実施する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診（視診又は触診によるものを除く。以下同じ。）又は子宮がん検診を受診した者（市が実施する乳がん検診又は子宮がん検診を受診した者で、これらの検診以外の項目について総合健康診断を受けようとするものを除く。）
- （4） 総合健康診断を実際に受ける日（以下「受診日」という。）において、被保険者でない者

（総合健康診断実施機関）

第4 1日人間ドックは、盛岡市立病院を利用して実施するほか、次に掲げる医療機関等に委託して実施するものとする。

- （1） 公益財団法人岩手県予防医学協会
- （2） 医療法人友愛会 盛岡友愛病院
- （3） 盛岡赤十字病院
- （4） 盛岡医療生活協同組合 川久保病院
- （5） 医療法人遠山病院
- （6） 医療法人共生会 松園第二病院
- （7） 医療法人社団愛和会 盛岡南病院
- （8） 公益財団法人岩手県対がん協会 いわて健康管理センター
- （9） 特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院
- （10） 医療法人日新堂 八角病院

2 1泊2日人間ドックは、盛岡市立病院を利用して実施するほか、次に掲げる医療機関に委託して実

施するものとする。

- (1) 盛岡赤十字病院
- (2) 医療法人社団愛和会 盛岡南病院
- (3) 特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院
- (4) 医療法人日新堂 八角病院

(特定健康診査の実施)

第5 特定健康診査の対象となる被保険者が総合健康診断を受けようとするときは、別に定めるところにより、特定健康診査を同時に実施するものとする。

(費用の負担)

第6 総合健康診断及び第5の規定により実施する特定健康診査に要した費用は、2万円（乳がん検診又は子宮がん検診を受診する場合にあつては、2万4,000円）は市が、当該費用の額から当該市の負担額を控除した額は当該総合健康診断を受けた者が負担するものとする。

(受診の手続等)

第7 被保険者は、総合健康診断を受けようとするときは、受診日の7日前までに盛岡市国民健康保険総合健康診断申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、盛岡市国民健康保険総合健康診断申込書に代えて、市の機関の使用に係る電子計算機と被保険者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、被保険者は、受診日の21日前までに当該方法による申込みを行わなければならない。

3 市長は、前2項の申込みのあつたときは、予算の範囲内で定員を定め、盛岡市国民健康保険総合健康診断受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

4 受診券の交付を受けた者（以下「受診者」という。）は、第4に規定する総合健康診断を実施する機関（以下「実施機関」という。）に受診券及び被保険者証並びに特定健康診査を受けようとする受診者にあつては、特定健康診査受診券を提出して総合健康診断を受けなければならない。

5 総合健康診断は、受診者と実施機関とがあらかじめ協議して定めた日（以下「予約日」という。）に実施するものとする。ただし、実施機関のうち公益財団法人岩手県予防医学協会については、市長が指定した日（以下「指定日」という。）に実施するものとする。

(受診しない旨の通知)

第8 受診者は、予約日又は指定日に総合健康診断を受けることができないときは、当該予約日又は指定日の7日前までにその旨を市長及び実施機関に通知しなければならない。

附 則

1 この告示は、昭和59年7月9日から施行する。

2 玉山村の編入の日に旧玉山村の区域内に住所を有する被保険者及び同日後に同村の区域内に住所を有する者で被保険者となつたもの（これらの被保険者で、引き続き同村の区域内に住所を有するもの及び同村の区域から直接同村の区域外の市の区域に転居したものに限る。）に対して実施する総合健康診断については、平成18年3月31日までに限り、この告示の規定は、適用しない。

附 則（令和2年告示第249号）

この告示は、令和2年4月3日から施行し、改正後の盛岡市国民健康保険総合健康診断実施要綱の規定は、同月1日から適用する。

盛岡市国民健康保険税の滞納者に係る被保険者資格証明書の交付等の事務の取扱いに関する要領

平成 13 年 10 月 29 日
市 長 決 裁

改正 平成 18 年 1 月 10 日
平成 19 年 5 月 23 日
平成 20 年 3 月 26 日
平成 23 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1 この要領は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 9 条第 3 項の規定による被保険者証の返還の求め及び同条第 6 項の規定による被保険者資格証明書の交付並びに法第 63 条の 2 第 1 項の規定による保険給付の支払の一時差止め等に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(被保険者証の返還の求めの対象者)

第2 法第 9 条第 3 項の規定による被保険者証の返還の求めの対象者は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を盛岡市市税条例（昭和 25 年条例第 16 号）第 144 条第 1 項に規定するそれぞれの納期の納期限（以下「保険税の納期限」という。）から 1 年以上滞納しており、かつ、次の各号のいずれにも該当する世帯主とする。

- (1) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 1 条に規定する特別の事情がないと認められる場合
- (2) 納付相談等（保険税の納付に関する相談及び指導をいう。以下同じ。）に応じない場合又は納付相談等において取り決めた納付方法等を履行しない場合

(弁明の機会の付与等)

第3 市長は、法第 9 条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求める場合においては、あらかじめ、当該返還を求める世帯主に対し、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明の手続は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び盛岡市行政手続法施行細則（平成 6 年規則第 44 号）に定めるところによる。

3 市民部長は、弁明書の提出があったときは、市民部長、市民部次長、健康保険課長及び健康保険課長が指定する者で構成する「保険税適正賦課及び収納率向上特別対策本部」において当該弁明の主張の正当性についての意見を取りまとめ、市長に報告するものとする。

4 市長は、法第 9 条第 3 項の規定による被保険者証の返還の求めを行うかどうかの決定をするときは、前項の意見を十分に参酌してこれをするものとする。

(被保険者証の返還の求めの通知)

第4 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）第 5 条の 7 第 1 項の規定による通知は、被保険者証返還請求通知書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の通知は、書留郵便等到達の事実が確認できる方法により送付するものとする。

(市から求めがあった場合の特別の事情がある旨の届書等)

第5 省令第5条の8第1項の届書は、特別の事情がある旨の届書(様式第2号)によるものとする。

(被保険者資格証明書等の交付)

第6 市長は、法第9条第5項の規定により被保険者証が返還され、又は省令第5条の7第2項の規定に基づき被保険者証が返還されたものとみなしたときは、当該被保険者証を返還し、又は返還したものとみなされた世帯主に対し、省令第6条第2項に定めるところにより、被保険者資格証明書を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する被保険者資格証明書の有効期限は、1年以内とする。

3 第1項の規定による被保険者資格証明書の交付は、窓口において直接又は郵送により交付するものとする。

(被保険者資格証明書の交付を受けている場合の特別の事情がある旨の届書等)

第7 省令第5条の8第2項の届書は、特別の事情がある旨の届書によるものとする。

(被保険者資格証明書の再交付の申請)

第8 省令第7条の3において準用する省令第7条第1項の申請書は、被保険者資格証明書再交付申請書(様式第3号)によるものとする。

(被保険者資格証明書の交付の措置の解除)

第9 市長は、法第9条第6項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険税を完納したとき又は政令第1条の2に規定する特別の事情があると認めたときは、当該被保険者資格証明書の交付の措置を解除するとともに、被保険者資格証明書交付措置解除通知書(様式第4号)により当該世帯主に対し通知するものとする。

(特別療養費の支給の申請)

第10 省令第27条の5第1項の特別療養費支給申請書は、様式第5号によるものとする。

(保険給付の支払の一時差止めの対象者等)

第11 法第63条の2第1項の規定による保険給付の支払の一時差止めの対象者は、保険税の納期限から1年6月以上滞納しており、かつ、政令第29条の5において準用する政令第1条に規定する特別の事情がないと認められる世帯主とする。

2 法第63条の2第1項の規定により支払を一時差し止める保険給付は、特別療養費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金とする。

3 法第63条の2第1項の規定により支払を一時差し止める保険給付の額は、保険税の滞納額を超えない額とする。

(保険給付の支払の一時差止めの通知)

第12 市長は、法第63条の2第1項の規定による保険給付の支払の一時差止めを行うに当たっては、保険給付一時差止通知書(様式第6号)により当該保険給付の支払を一時差し止める世帯主に対し通知するものとする。

2 第4第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(保険給付の支払を一時差し止められている場合の特別の事情がある旨の届書)

第13 省令第32条の3の届書は、特別の事情がある旨の届書によるものとする。

(保険給付額からの滞納税額の控除の通知)

第14 省令第32条の5の規定による通知は、保険給付額滞納税額控除通知書(様式第7号)によるものとする。

(保険給付の支払の一時差止めの措置の解除)

第15 市長は、法第63条の2第1項の規定により保険給付の支払を一時差し止められている世帯主が滞納している保険税を完納したとき又は政令第29条の5において準用する政令第1条に規定する特別の事情があると認めたときは、当該保険給付の支払の一時差止めの措置を解除するとともに、保険給付支払差止措置解除通知

書（様式第8号）により当該世帯主に対し通知するものとする。

（納付相談等）

第16 健康保険課長は、保険税の納期限から、1年を超えない期間滞納している世帯主に対しては必要に応じ、1年以上滞納している世帯主に対しては定期的に、納付相談等を行わなければならない。

2 健康保険課長は、保険税を滞納している世帯主から保険給付（世帯主に支給されるものに限る。）の申請があったときは、当該保険給付により支給される金員を当該世帯主が滞納している保険税に充当するよう指導することができる。

（書類の整備）

第17 健康保険課長は、保険税の滞納対策を講じるため、必要な書類を整備しなければならない。

（その他）

第18 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

盛岡市短期被保険者証交付要領

平成 13 年 10 月 29 日
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 この要領は、短期被保険者証（国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき被保険者証の検認又は更新の期日を通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証をいう。以下同じ。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 短期被保険者証の交付の対象とする者は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 3 項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている者を除く。）とする。ただし、当該世帯主が納付相談等（保険税の納付に関する相談又は指導をいう。以下同じ。）に応じ、納付相談等において取り決めた納付方法を履行しているときは、短期被保険者証の交付の対象としないことがある。

(有効期限)

第 3 短期被保険者証の有効期限は、6 月以内とする。

(交付の方法)

第 4 短期被保険者証は、原則として窓口において直接交付するものとする。

(被保険者証の交付)

第 5 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主が滞納している保険税を完納したとき又は当該滞納している保険税につきその額が著しく減少したときは、当該交付をしている短期被保険者証の返還を求めるものとする。

2 市長は、前項に規定により短期被保険者証の返還の求められた世帯主が当該短期被保険者証を返還したときは、当該世帯主に係る省令第 7 条の 2 第 2 項に規定する被保険者証の検認又は更新の期日を通例定める期日とする被保険者証を当該世帯主に交付するものとする。

(短期被保険者証の更新)

第 6 市長は、短期被保険者証の交付を受けている世帯主が当該短期被保険者証の有効期間の満了の日においてもなお滞納している保険税を完納していないとき又は当該滞納している保険税につきその額が著しく減少していないときは、当該短期被保険者証を更新するものとする。

(実施期日)

第 7 この要領は、平成 13 年 10 月 29 日から実施する。

盛岡市診療報酬明細書等開示事務取扱要領

〔平成9年10月16日〕
市長決裁

改正 平成10年7月2日
平成13年10月18日
平成14年3月13日
平成17年4月22日
平成25年2月1日

(趣旨)

第1 この要領は、国民健康保険法等に係る診療報酬明細書等の開示に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険等 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく療養の給付並びに入院食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給（以下「国民健康保険法に基づく医療の給付等」という。）、老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給（以下「老人保健法に基づく医療等」という。）並びにこれらに相当する生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助をいう。
- (2) 診療報酬明細書等 国民健康保険等に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書で市又は市長が国民健康保険等の保険者又は実施機関として保管しているものをいう。
- (3) 保険医療機関等 保険医療機関、特定承認保険医療機関、指定老人訪問看護事業者、指定訪問看護事業者及び指定医療機関（薬局を除く。）をいう。
- (4) 開示 診療報酬明細書等を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (5) 被保険者等本人 国民健康保険等の被保険者及び被扶養者並びに被保護者で診療報酬明細書等に記載されている者をいう。

(開示の申出をすることができる者)

第3 次に掲げる者は、診療報酬明細書等の開示の申出をすることができる。

- (1) 被保険者等本人。ただし、被保険者等本人が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその法定代理人、被保険者等本人が代理人に開示の申出に関する委任をした場合にあってはその委任を受けた代理人とする。
- (2) 被保険者等本人の遺族（被保険者等本人の父母、配偶者又は子をいう。以下同じ。）。ただし、遺族が未成年者又は成年被後見人の場合にあってはその法定代理人、遺族が代理人に開示の申出に関する委任をした場合にあってはその委任を受けた代理人とする。

(開示の申出の方法等)

第4 診療報酬明細書等の開示の申出をしようとする者（以下「開示申出者」という。）は、診療報酬明細書等開示申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、別記に定める方法により開示申出者が本人であることを確認するとともに、次に掲げる事項を当該開示申出者に説明し、「診療報酬明細書等の開示を申出される方へ（お知らせ）」を交付するものとする。

- (1) 開示申出者が本人であることの確認の必要性

- (2) 保険医療機関等に対する事前確認の必要性
- (3) 保険医療機関等が開示に同意しなかった場合は、開示できないこと
- (4) 開示の申出のあった診療報酬明細書等が存在しなかった場合は、開示できないこと
- (5) 診療内容に係る照会については、対応できないこと
- (6) 調剤報酬明細書については、開示請求があったことを調剤薬局に通知すること

3 開示の申出の受付窓口は、国民健康保険法に基づく療養の給付等に係る診療報酬明細書等及び老人保健法に基づく医療等に係る診療報酬明細書等にあつては健康保険課、生活保護法に基づく医療扶助に係る診療報酬明細書等にあつては生活福祉課とする。

(開示の決定及び通知)

第5 市長は、第4第2項の確認をしたときは、原則として診療報酬明細書等開示申出書の提出があつた日から起算して30日以内に開示（部分開示を含む。以下同じ。）をする旨又は開示をしない旨の決定をしなければならない。この場合において、市長は、診療報酬明細書等の開示の意見聴取に関する調査書により保険医療機関等に対して、開示申出者に診療報酬明細書等を開示したときの診療上の支障の有無について期限を定めて照会し、当該保険医療機関等から診療報酬明細書等の開示に係る意見書により当該照会事項について回答を得た上で当該決定をするものとする。

2 市長は、次に掲げる場合においては、前項の回答を得ないで同項の開示する旨の決定をするものとする。

- (1) 保険医療機関等から期限内に回答がなかった場合（主治医と連絡中である等遅延に相当な理由があると認められる場合を除く。）
- (2) 保険医療機関等の廃止により、照会を行うことができない場合
- (3) 保険医療機関等の所在が確認できない場合

3 市長は、第1項の決定をしたときは、速やかに開示申出者に対し、診療報酬明細書等の開示の申出に関する回答書により当該決定の内容を通知するものとする。この場合において、当該決定が調剤報酬明細書の開示に係るものであるときは、当該調剤報酬明細書を提出した保険薬局又は指定医療機関の薬局に対し、調剤報酬明細書の開示通知書により当該決定の内容を通知するものとする。

4 市長は、やむを得ない理由により第1項前段に規定する期間内に決定することができないときは、その期限を延長することがある。

(開示の実施)

第6 市長は、第5第1項の規定により、診療報酬明細書等の開示をする旨の決定をしたときは、開示申出者に対し、当該文書を開示するものとする。

2 前項の場合において、市長は、医療券・診療報酬明細書等の開示をすることにより、当該診療報酬明細書等が汚損され、又は損傷される恐れがあると認めるときその他相当の理由があると認められるときは、当該診療報酬明細書等の写しにより開示をすることがある。

3 診療報酬明細書等の開示は、第4第3項に規定する受付窓口において行うものとする。

(費用)

第7 市長は、診療報酬明細書等の写しを交付するときは、当該写しの作成に要する費用として1枚につき10円を徴収するものとする。

(報告)

第8 第4第3項に規定する受付窓口は、毎年度この要領に基づく診療報酬明細書等の開示の実施状況を総務部総務課に報告するものとする。

(実施期日)

第9 この要領は、平成9年10月16日から実施する。

改正文（平成14年3月13日）抄
平成14年4月1日から実施する。

東日本大震災に伴う盛岡市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱

平成23年 4 月28日	市長決裁
平成23年 5 月26日	一部改正
平成23年 8 月30日	一部改正
平成24年 2 月 9 日	一部改正
平成24年 3 月22日	一部改正
平成24年 9 月18日	一部改正
平成25年 3 月19日	一部改正
平成25年11月22日	一部改正
平成26年 2 月21日	一部改正
平成26年12月 8 日	一部改正
平成27年 2 月27日	一部改正
平成27年12月 4 日	一部改正
平成28年 3 月 1 日	一部改正
平成28年12月 7 日	一部改正
平成29年 2 月24日	一部改正
平成29年12月12日	一部改正
平成30年 2 月21日	一部改正
平成30年12月14日	一部改正
平成31年 2 月22日	一部改正
令和元年12月13日	一部改正
令和 2 年 2 月19日	一部改正
令和 2 年12月16日	一部改正
令和 3 年 2 月22日	一部改正
令和 3 年 3 月 3 日	一部改正
令和 4 年 2 月24日	一部改正
令和 5 年 2 月27日	一部改正
令和 5 年 3 月10日	一部改正
令和 5 年 4 月 5 日	一部改正
令和 6 年 2 月27日	一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予要綱（平成16年 1 月29日市長決裁。以下「減免要綱」という。）の規定にかかわらず、特例措置として、東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額（以

下「一部負担金等」という。)の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する特別の理由がある被保険者は、減免要綱第2の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について(平成23年5月2日付け保発0502第3号)第2のⅢの1(1)の免除対象国保被保険者とする。

(一部負担金等の免除)

第3 市長は、減免要綱第3の規定にかかわらず、第2の被保険者の一部負担金等並びに保険外併用療養費、訪問看護療養費、及び特別療養費の一部負担金相当額を免除するものとする。

2 前項の規定による免除の期間は、令和3年12月31日(療養費の一部負担金相当額並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の免除にあつては平成24年2月29日)までとする。ただし、次の各号に掲げる被保険者については、療養費の一部負担金相当額並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の免除を除き当該各号に定める日までとする。

なお、第3号に該当し第4号に該当しない被保険者については、令和3年8月1日から改めて免除するものとする。

(1)「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」(令和6年2月22日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡。以下「事務連絡」という。)において定められた帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者 令和7年2月28日(平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者については、令和7年3月31日)

(2) 事務連絡において定められた令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の上位所得層の被保険者等 令和6年9月30日

(3) 令和3年4月1日時点において、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和2年度の市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第1項第5号イに規定される者で構成される世帯をいう。以下同じ。)又は市の条例で定めるところにより市民税が免除される世帯(世帯を構成する者のいずれかが当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合を除く。以下同じ。)以外の世帯に属する被保険者(第1号の被保険者等を除く。) 令和3年3月31日

(4) 令和3年8月1日時点において、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度の市民税が課されない世帯又は市の条例で定めるところにより市民税が免除される世帯以外に属する被保険者(第1号の被保険者等を除く。) 令和3年7月31日

3 市長は、必要に応じ、前項に規定する期間を延長することができる。

(申請)

第4 第3第1項の規定による一部負担金等の免除を受けようとする被保険者の世帯主には、あらかじめ、国民健康保険一部負担金等免除申請書を市長に提出させるものとする。ただし、急患その他緊急やむを得ない理由により事前に申請書を提出できなかったときは、被保険者が保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）の窓口にて、第2の被保険者に該当することを申し出るものとする。

(調査)

第5 市長は、第4の申請を受理したとき又は第4の規定により被保険者が医療機関等の窓口に出したときは、その内容について法第113条及び第113条の2の規定に基づき、実態調査、聴き取り調査その他の方法により調査の上、免除の承認又は不承認の決定をするものとする。

(承認又は不承認の通知)

第6 市長は、第5の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、第4の申請又は申出をした世帯主に国民健康保険一部負担金等免除承認（不承認）通知書により通知するとともに、承認の決定をした場合にあっては第4の申請をした世帯主に国民健康保険一部負担金等免除証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書の有効期間は、当該証明書の交付を受けた日から平成24年9月30日までとする。ただし、記載された有効期間が令和4年2月28日までの期間である当該証明書については、第3第2項の期間（第3第3項の規定により期間が延長された場合にあってはその期間）の末日までとする。

(一部負担金等の免除の取消し)

第7 市長は、偽りその他の不正な行為により一部負担金等の免除を受けた被保険者があるときは、直ちに当該一部負担金等の免除を取り消し、当該免除によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により一部負担金等の免除を取り消したときは、免除に係る世帯主及び保険医療機関又は保険薬局に対し、国民健康保険一部負担金等免除取消通知書により通知するものとする。

(一部負担金等還付の特例)

第8 第6第1項の証明書の交付を受けた者は、平成23年3月11日から当該証明書の有効期間の末日までの間に一部負担金等を支払った場合は、国民健康保険一部負担金等還付申請書により、その支払った額に相当する金額の還付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに当該金額を還付するものとする。

(実施期日)

第9 この要綱は、平成23年4月28日から実施し、平成23年3月11日以後の診療に係る一部負担金等について適用する。

東日本大震災に伴う盛岡市国民健康保険税の減免に関する要綱

〔 平成24年 7 月 3 日
市 長 決 裁 〕

改正 平成25年 6 月27日

改正 平成26年 6 月12日

改正 平成27年 6 月24日

改正 平成28年 7 月 8 日

改正 平成29年 7 月18日

改正 平成30年 7 月26日

改正 令和元年 7 月25日

改正 令和 2 年 7 月28日

改正 令和 3 年 7 月20日

改正 令和 4 年 7 月22日

改正 令和 5 年 7 月19日

改正 令和 6 年 7 月 8 日

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市国民健康保険税減免要綱（昭和55年 7 月 2 日市長決裁。以下「減免要綱」という。）にかかわらず、特例措置として、東日本大震災（以下「大震災」という。）により被災した被保険者の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 減免の対象とする者は、大震災が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有する者であって、大震災による被害を受けたことにより次に掲げる基準のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。

(1) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯

(3) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額から保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額が平成22年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 平成22年の地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）第27条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」

という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成22年の所得の合計額が400万円以下であること。

- (4) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った世帯及び同法第20条第2項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯
- (5) 大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯
- (6) 大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯
- (7) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っている世帯
- (8) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯又は同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点（指定が解除された地点を含む。）に居住していた世帯（これらの世帯のうち次号に該当する世帯を除く。）
- (9) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成25年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額（以下「基準所得額」という。）を合算した額が600万円を超える世帯
- (10) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯（次号に該当する世帯を除く。）を含む。）又は同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点（平成27年3月31日以前に指定が解除された地点を含む。以下この項において同じ。）に居住していた世帯（緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成26年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）
- (11) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成26年の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
- (12) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯（次号に該当する世帯を除く。）を含む。）又は同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定

- 避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成27年の基準所得額を合算した額が 600万円以下である世帯)
- (13) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯のうち、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に当該指示が解除された世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成27年の基準所得額を合算した額が 600万円を超える世帯
- (14) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯（次号に該当する世帯を除く。）を含む。）又は同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成28年の基準所得額を合算した額が 600万円以下である世帯）
- (15) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯のうち、平成28年4月1日から平成29年4月1日0時までの間に当該指示が解除された世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成28年の基準所得額を合算した額が 600万円を超える世帯
- (16) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同行の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成29年の基準所得額を合算した額が 600万円以下である世帯）
- (17) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同行の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成30年の基準所得額を合算した額が 600万円以下である世帯）
- (18) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同行の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和元年の基準所得額を合算した額が 600万円以下である世帯）

- (19) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯又は解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあつては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和2年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）
- (20) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯又は解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（解除された避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯にあつては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和3年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）
- (21) 平成26年度までにその指定が解除された原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は平成26年度までにその指定が解除された同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは平成26年度までにその指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和4年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯
- (22) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯又は解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯並びに緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯（前号の平成26年度までにその指定が解除された区域等を除く。））にあつては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和4年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）
- (23) 令和5年4月1日までにその指定が解除された福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定による旧特定復興再生拠点区域に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和4年の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
- (24) 平成27年度までにその指定が解除された原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による避難指示解除準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯又は平成27年度までにその指定が解除された同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは平成27年度までにその指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和5年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）
- (25) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による帰還困難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯又は解除された帰還困難区域、居住制限区域、避難

難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯、同項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯若しくは特定避難勧奨地点に居住していた世帯（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る当該指示の対象となっていた世帯並びに緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯及び特定避難勧奨地点に居住していた世帯（前号の平成27年度までにその指定が解除された区域等を除く。）にあっては、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和5年の基準所得額を合算した額が600万円以下である世帯）

(26) 令和6年4月1日までにその指定が解除された福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の規定による旧特定復興再生拠点区域に居住していた世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る令和5年の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

2 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）の保険税の特例制度の対象となる者については、当該保険税の特例を適用することとし、前項第3号の対象としない。

3 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合は、非自発的失業者の保険税の特例を適用するほか、前項の規定に関わらず、第1項第3号の対象とする。

（減免の割合）

第3 第2第1項各号に該当する世帯の納税義務者の保険税の減免の割合は次のとおりとし、複数の基準に該当する場合は、減免の割合の大きいものを適用する。

(1) 第2第1項第1号、第2号、第4号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第22号、第23号、第25号、第26号に該当する場合は、保険税を免除する。

(2) 第2第1項第3号に該当する場合は、別表第1により算出した対象保険税額に、別表第2に掲げる平成22年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、事業等の廃止及び失業（被保険者が非自発的失業者に該当する場合を除く。）の場合には、平成22年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額を免除する。

(3) 第2第1項第5号に該当する場合は、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額に、別表第3に掲げる損害程度の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を減免する。この場合において、長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

(4) 第2第1項第6号に該当する場合は、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額との差額を減免する。

(5) 第2第1項第21号に該当する場合は、保険税を半額免除する。

(6) 第2第1項第24号に該当する場合は、保険税を半額免除する。

（減免の適用）

第4 市長は、減免要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、第2の対象者の保険税を減免するものとする。

2 前項の規定により減免の対象となる保険税は、平成22年度相当分、平成23年度相当分、平成24年度相当分、平成25年度相当分、平成26年度相当分、平成27年度相当分、平成28年度相当分の保険税、平成29年度相当分の保険税、平成30年度相当分の保険税、令和元年度相当分の保険税、令和2年度相当分の保険税、令和3年度相当分の保険税及び令和4年度相当分の保険税、令和5年

度相当分の保険税及び令和6年度相当分の保険税（平成25年度相当分の保険税にあつては第2第1項第4号及び第7号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、平成26年度相当分の保険税にあつては第2第1項第8号及び第9号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、平成27年度相当分の保険税にあつては第2第1項第10号及び第11号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、平成28年度相当分の保険税にあつては第2第1項第12号及び第13号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、平成29年度相当分の保険税にあつては第2第1項第14号及び第15号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、平成30年度相当分の保険税にあつては第2第1項第16号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和元年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第17号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和2年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第18号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和3年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第19号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和4年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第20号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和5年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第21号、第22号及び第23号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限り、令和6年度相当分の保険税にあつては第2項第1項第24号、第25号、及び第26号に該当する世帯の納税義務者に係るものに限る。）であつて、平成23年3月11日以降に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。ただし、減免の対象となる世帯が次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める保険税を減免の対象とする。

- (1) 第2第1項第2号又は第6号に該当し、平成24年9月30日までの間にその行方が明らかとなった場合 行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険税
 - (2) 第2第1項第4号に該当する場合 それぞれの指示のあった日の属する月分以降の保険税
 - (3) 第2第1項第7号に該当する場合 特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月分以降の保険税
 - (4) 平成24年度相当分の保険税について、第2第1項第4号及び第7号以外に該当する場合 平成24年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (5) 平成26年度相当分の保険税について、第2第1項第9号に該当する場合 平成26年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (6) 平成27年度相当分の保険税について、第2第1項第11号に該当する場合 平成27年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (7) 平成28年度相当分の保険税について、第2第1項第13号に該当する場合 平成28年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (8) 平成29年度相当分の保険税について、第2第1項第15号に該当する場合 平成29年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (9) 令和5年度相当分の保険税について、第2第1項第23号に該当する場合 令和5年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
 - (10) 令和6年度相当分の保険税について、第2第1項第26号に該当する場合 令和6年4月から9月までの分に相当する保険税の月割算定額
- （減免の申請）

第5 減免の申請は、国民健康保険税減免申請書によるものとする。

（減免に係る調査）

第6 市長は、減免の申請を受理した場合は、必要に応じて当該申請内容について、聴き取りその他の手段により調査の上、減免の承認又は不承認の決定をするものとする。

(減免の適否の決定等)

第7 市長は、第6の規定により承認又は不承認の決定をした場合において、保険税を減免することが適当であると認めたときは減免の額等を国民健康保険税減免決定通知書により、保険税を減免することが不適当であると認めたときはその旨を国民健康保険税減免不承認通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び事由の消滅に係る届出)

第8 市長は、保険税の減免を受けた者の申請の内容に変更があった場合又は事由が消滅した場合には、直ちにその旨の届出をさせるものとする。

(減免の取消)

第9 市長は、保険税の減免を受けた者が虚偽の申請書又は証明書類を提出して保険税の減免を受けたと認められるときは、減免の承認を取り消すものとする。

2 市長は、保険税の減免を受けた者が、申請の内容に変更があった場合又は事由が消滅した場合において直ちにすべき届出を怠ったときは、減免の承認を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により承認を取り消すときは、減免の承認を受けた者に対し、速やかに減免承認取消通知書を送付するものとする。

(実施期日)

第10 この要綱は、平成24年7月3日から実施し、平成23年3月11日以後の減免の申請から適用する。

別表第1 (第3関係)

対象保険税額＝ $A \times B / C$	
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年の所得の合計額	
C：当該世帯の平成22年の合計所得金額	

備考 被保険者が第2第3項に該当する場合は、合計所得金額として、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

別表第2 (第3関係)

平成22年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

備考 被保険者が第2第3項に該当する場合は、合計所得金額として、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

別表第3 (第3関係)

損害程度	減免の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1

盛岡市国民健康保険一部負担金助成事業実施要綱

平成25年 5 月 7 日
告 示 第 3 1 8 号

改正 平成28年 9 月 29 日

(目的)

第1 この告示は、市が行う国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）のうち低所得の者の属する世帯に対して一部負担金相当額の一部を助成することにより、低所得の被保険者の受診を促して心身の健康を保持し、もってこれらの者の病状の悪化に伴う市の医療費の支出の抑制を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 この告示による助成対象者は、被保険者のうち、次に掲げる要件を全て満たす世帯の世帯主又は当該世帯の生計を主として維持する者とする。

(1) 世帯全員の認定収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の規定により認定する収入をいう。）の合計が基準最低生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第 158号）の1に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の月額の基準の合算額をいう。以下同じ。）の額以下であること。

(2) 一部負担金を支払うことにより生計の維持が困難になると認められること。

(助成額)

第3 この告示による助成額は、助成対象者の属する世帯に係る国民健康保険の一部負担金のうち次に掲げるものの合計額に相当する額とし、助成金の請求は、1世帯につき1年度に4回を上限とする。

(1) 助成対象者が助成を希望する月分の一部負担金

(2) 助成対象者が助成を希望する月の翌月分の一部負担金（入院をした被保険者に係るものに限る。）

(助成金の請求)

第4 助成金の交付を受けようとする者は、助成を希望する月の翌月（助成額に第3第2号の一部負担金相当額が含まれる場合にあつては、翌々月）の末日までに、国民健康保険一部負担金助成事業申請書に収入等申告書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、この告示による給付を適当と認めたときは国民健康保険一部負担金助成決定通知書により、不相当と認めたときは国民健康保険一部負担金助成不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

(不正利得の返還)

第5 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による助成を受けた者に対し、当該助成をした額の全部又は一部を返還させることがある。

制定文 抄

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成28年告示第547号抄）

平成28年10月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市国民健康保険税の減免に関する要綱

〔 令和 2 年 6 月 3 日
市 長 決 裁 〕

改正 令和 3 年 2 月 10 日

令和 3 年 6 月 22 日

令和 4 年 6 月 9 日

令和 5 年 6 月 16 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、盛岡市国民健康保険税減免要綱（昭和 55 年 7 月 2 日市長決裁。以下「減免要綱」という。）にかかわらず、特例措置として、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少した被保険者の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 減免の対象とする者は、次に掲げる基準のいずれかに該当する世帯の納税義務者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 前年の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

2 国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）の保険税軽減制度の対象となる者については、当該保険税軽減制度を適用することとし、前項第 2 号の対象としない。

3 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合は、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用するほか、前項の規定に関わらず、第 1 項第 2 号の対象とする。

(減免の割合)

第 3 第 2 第 1 項各号に該当する世帯の納税義務者の保険税の減免の割合は次のとおりとし、複数

の基準に該当する場合は、減免の割合の大きいものを適用する。

(1) 第2第1項第1号に該当する場合は、保険税を免除する。

(2) 第2第1項第2号に該当する場合は、別表第1により算出した対象保険税額に、別表第2に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、事業等の廃止及び失業（被保険者が非自発的失業者に該当する場合を除く。）の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額を免除する。

(減免の適用)

第4 市長は、減免要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、第2の対象者の保険税を減免するものとする。

2 前項の規定により減免の対象となる保険税は、令和4年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、令和4年度相当分の保険税額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても対象とすることとする。

(減免の申請)

第5 減免の申請は、盛岡市国民健康保険税減免申請書（新型コロナウイルス感染症に係る減免）によるものとする。

(減免に係る調査)

第6 市長は、減免の申請を受理した場合は、必要に応じて当該申請内容について、聴き取りその他の手段により調査の上、減免の承認又は不承認の決定をするものとする。

(減免の適否の決定等)

第7 市長は、第6の規定により承認又は不承認の決定をした場合において、保険税を減免することが適当であると認めたときは減免の額等を国民健康保険税減免決定通知書により、保険税を減免することが不適当であると認めたときはその旨を国民健康保険税減免不承認通知書により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び事由の消滅に係る届出)

第8 市長は、保険税の減免を受けた者の申請の内容に変更があつた場合又は事由が消滅した場合には、直ちにその旨の届出をさせるものとする。

(減免の取消)

第9 市長は、保険税の減免を受けた者が虚偽の申請書又は証明書類を提出して保険税の減免を受けたと認められるときは、減免の承認を取り消すものとする。

2 市長は、保険税の減免を受けた者が、申請の内容に変更があつた場合又は事由が消滅した場合において直ちにすべき届出を怠ったときは、減免の承認を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により承認を取り消すときは、減免の承認を受けた者に対し、速やかに減免承認取消通知書を送付するものとする。

(実施期日)

第10 この要綱は、令和5年6月 日から実施し、同日以後の減免の申請から適用する。

別表第 1（第 3 関係）

対象保険税額＝ $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

備考 被保険者が第 2 第 3 項に該当する場合は、合計所得金額として、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。

別表第 2（第 3 関係）

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の 8
400万円を超え550万円以下	10分の 6
550万円を超え750万円以下	10分の 4
750万円を超え1,000万円以下	10分の 2

備考 被保険者が第 2 第 3 項に該当する場合は、合計所得金額として、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

後期高齢者医療制度

12 後期高齢者医療制度の状況

(1) 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	経 過
平成 18 年 6 月	健康保険法等の一部を改正する法律成立
9 月	岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会立ち上げ
12 月	岩手県内全市町村の 12 月議会において広域連合設立に係る議案が議決
平成 19 年 1 月	岩手県知事より広域連合設置許可書交付
2 月	岩手県後期高齢者医療広域連合設立 (35 市町村)
12 月	各市町村特別徴収準備事務開始
平成 20 年 3 月	盛岡市議会定例会 (盛岡市後期高齢者医療に関する条例)
4 月	後期高齢者医療制度開始 (担当部署：保健福祉部医療給付課高齢者医療係) 後期高齢者医療制度保険料率 (財政期間：平成 20、21 年度) 均等割額：35,800 円 所得割率：6.62% 限度額：500,000 円 後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始
8 月	後期高齢者医療保険料特別対策 (保険料軽減拡大) 実施
平成 21 年 1 月	後期高齢者医療保険料の納付方法選択制 (要件撤廃) 実施 年齢到達による制度加入月の高額療養費の自己負担限度額の特例
11 月	後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うための 「高齢者医療制度改革会議」設置
4 月	後期高齢者への人間ドックの助成開始
8 月	市町村等が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定の対象となる被保険者の範囲の変更 (保険基盤安定負担金関係) 保険料下限収納率の設定
10 月	資格証明書交付の厳格運用 (原則交付しないことを基本とする。)
平成 22 年 1 月	宮古市、川井村合併により加入市町村数 35 から 34 に減少
2 月	岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会 (岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
4 月	組織機構の見直し (医療給付課が保健福祉部から市民部へ) 後期高齢者医療制度保険料率 (財政期間：平成 22、23 年度) 均等割額：35,800 円 所得割率：6.62% 限度額：500,000 円 診療報酬改定 (75 歳以上という年齢に着目した診療報酬体系を廃止) 保険料軽減措置の継続 (7 割軽減世帯の 9 割又は 8.5 割、所得割の 50%、被扶養者の均等割 9 割軽減)
5 月	財政安定化基金の特例 (保険料率の増加の抑制)
12 月	第 14 回高齢者医療制度改革会議で高齢者のための新たな医療制度等について最終とりまとめ
平成 23 年 4 月	機構改革により医療給付課 (高齢者医療係) と国保年金課 (業務係、給付係、賦課係、徴収係) が健康保険課となり、医療給付課 (医療助成係) と国保年金課 (年金係) が医療助成年金課となる
9 月	一関市、藤沢町合併により加入市町村数 34 から 33 に減少

年 月	経 過
平成 24 年 4 月	後期高齢者医療保険料率（財政期間：平成 24、25 年度） 均等割額：35,800 円 所得割率：6.62% 限度額 550,000 円
7 月	外国人に対する後期高齢者医療制度の適用対象の拡大（H24.7.9 から）
10 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H25.3.31 まで）
平成 25 年 2 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H25.12.31 まで）
8 月	社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議が報告書を取りまとめ 「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当。」と結論付ける。
11 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H26.12.31 まで）
平成 26 年 4 月	後期高齢者医療保険料率（財政期間：平成 26、27 年度） 均等割額：38,000 円 所得割率：7.36% 限度額 570,000 円 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋245,000 円×（被保険者数－世帯主） 改正「330,000 円＋245,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋350,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋450,000 円×被保険者数」
10 月	ペイジー口座振替受付サービスの開始
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H27.12.31 まで）
平成 27 年 4 月	後期高齢者医療保険料 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋245,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋260,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋450,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋470,000 円×被保険者数」 後期高齢者医療歯科健診開始（広域連合と共同実施）
7 月	コンビニ収納開始
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H28.12.31 まで）
平成 28 年 4 月	後期高齢者医療保険料率（財政期間：平成 28、29 年度） 均等割額：38,000 円 所得割率：7.36% 限度額 570,000 円 （平成 26、27 年度と同様の保険料率で据え置き） 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋260,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋265,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋470,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋480,000 円×被保険者数」 ゆうちょ銀行窓口収納開始 消込業務の外部委託開始
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H29.12.31 まで）
平成 29 年 4 月	後期高齢者医療保険料 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋265,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋270,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋480,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋490,000 円×被保険者数」

年 月	経 過																																		
平成 29 年 4 月	元被扶養者の均等割軽減特例措置の見直し（軽減割合の引き下げ） 現行 9 割軽減 改正 7 割軽減 所得割軽減特例措置の見直し（軽減割合の引き下げ） 現行 5 割軽減 改正 2 割軽減																																		
8 月	高額療養費制度の見直し（上限額の見直し） 自己負担限度額（月額） <table><tr><th rowspan="2">所得区分</th><th colspan="2">外来（個人単位）</th><th colspan="2">外来＋入院（世帯単位）</th></tr><tr><th>平成 29 年 7 月 まで</th><th>平成 29 年 8 月 から</th><th>平成 29 年 7 月 まで</th><th>平成 29 年 8 月 から</th></tr><tr><td>対象診療 年 月</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現役並み 所得者</td><td>44,400 円</td><td>57,600 円</td><td colspan="2">80,100 円＋※1 (医療費－267,000 円)×1%</td></tr><tr><td>一 般</td><td>12,000 円</td><td>14,000 円※2</td><td>44,400 円</td><td>57,600 円※1</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td colspan="2">8,000 円</td><td colspan="2">24,600 円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td colspan="2">8,000 円</td><td colspan="2">15,000 円</td></tr></table> ※1 直近 12 か月の間に外来＋入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、 4 回目からは 44,400 円 ※2 自己負担額の年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の限度額を設ける。	所得区分	外来（個人単位）		外来＋入院（世帯単位）		平成 29 年 7 月 まで	平成 29 年 8 月 から	平成 29 年 7 月 まで	平成 29 年 8 月 から	対象診療 年 月					現役並み 所得者	44,400 円	57,600 円	80,100 円＋※1 (医療費－267,000 円)×1%		一 般	12,000 円	14,000 円※2	44,400 円	57,600 円※1	低所得者Ⅱ	8,000 円		24,600 円		低所得者Ⅰ	8,000 円		15,000 円	
所得区分	外来（個人単位）		外来＋入院（世帯単位）																																
	平成 29 年 7 月 まで	平成 29 年 8 月 から	平成 29 年 7 月 まで	平成 29 年 8 月 から																															
対象診療 年 月																																			
現役並み 所得者	44,400 円	57,600 円	80,100 円＋※1 (医療費－267,000 円)×1%																																
一 般	12,000 円	14,000 円※2	44,400 円	57,600 円※1																															
低所得者Ⅱ	8,000 円		24,600 円																																
低所得者Ⅰ	8,000 円		15,000 円																																
10 月	入院時生活療養費の見直し（光熱水費相当額の負担見直し） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">負 担 額</th></tr><tr><th>現 行</th><th>平成 29 年 10 月から</th></tr><tr><td>医療区分Ⅰ</td><td>320 円／日</td><td>370 円／日</td></tr><tr><td>医療区分Ⅱ・Ⅲ</td><td>0 円／日</td><td>200 円／日</td></tr><tr><td>難病患者</td><td>0 円／日</td><td>0 円／日</td></tr></table>	区 分	負 担 額		現 行	平成 29 年 10 月から	医療区分Ⅰ	320 円／日	370 円／日	医療区分Ⅱ・Ⅲ	0 円／日	200 円／日	難病患者	0 円／日	0 円／日																				
区 分	負 担 額																																		
	現 行	平成 29 年 10 月から																																	
医療区分Ⅰ	320 円／日	370 円／日																																	
医療区分Ⅱ・Ⅲ	0 円／日	200 円／日																																	
難病患者	0 円／日	0 円／日																																	
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（H30. 12. 31 まで）																																		
平成 30 年 4 月	後期高齢者医療保険料 賦課限度額の見直し 現行 570,000 円 改正 620,000 円 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋270,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋275,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋490,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋500,000 円×被保険者数」 元被扶養者の均等割軽減特例措置の見直し（軽減割合の引き下げ） 現行 7 割軽減 改正 5 割軽減 所得割軽減特例措置の廃止																																		

年	月	経	過
8月	入院時生活療養費の見直し（光熱水費相当額の負担見直し）		
	区 分	負 担 額	
		現 行	平成 30 年 4 月から
	医療区分Ⅰ	370 円／日	370 円／日
	医療区分Ⅱ・Ⅲ	200 円／日	
	難病患者	0 円／日	0 円／日
	入院時食事代の見直し（食材費、調理費相当額の負担見直し）		
	区 分	入院時 1 食あたりの負担額	
		現 行	平成 30 年 4 月から
	一般所得	360 円	460 円
	低所得Ⅱ	210 円	210 円
	低所得Ⅰ	100 円	100 円
住所地特例制度の見直し（病院や施設に入院・入所している国民健康保険の住所地特例制度の対象者が、75 歳に到達した場合や 65 歳から 74 歳の者が障害者認定を受けて後期高齢者医療の被保険者となった場合に、後期高齢者医療制度に特例が引き継がれる。）			
高額療養費制度の見直し			
自己負担限度額（月額）			
現行			
所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
	外来（個人単位）		
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%※1	
一般	14,000 円※2	57,600 円※1	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	
平成 30 年 8 月から			
所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
	外来（個人単位）		
現役並み所得者Ⅲ	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%※3		
現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1%※4		
現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%※1		
一般	18,000 円※2	57,600 円※1	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	
※1 直近 12 か月の間に外来＋入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目からは 44,400 円			
※2 自己負担額の年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の限度額を設ける。			
※3 直近 12 か月の間に外来＋入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目からは 140,100 円			

年 月	経 過																								
	※4 直近 12 か月の間に外来＋入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、 4 回目からは 93,000 円 高額介護合算療養費制度の見直し 現行 <table border="1"> <tr> <th>所得区分</th><th>算定基準額（限度額）</th></tr> <tr> <td>現役並み所得者</td><td>670,000 円</td></tr> <tr> <td>一 般</td><td>560,000 円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td><td>310,000 円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td><td>190,000 円</td></tr> </table> 平成 30 年 8 月療養分から <table border="1"> <tr> <th>所得区分</th><th>算定基準額（限度額）</th></tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ</td><td>2,120,000 円</td></tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ</td><td>1,410,000 円</td></tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ</td><td>670,000 円</td></tr> <tr> <td>一 般</td><td>560,000 円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td><td>310,000 円</td></tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td><td>190,000 円</td></tr> </table>	所得区分	算定基準額（限度額）	現役並み所得者	670,000 円	一 般	560,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円	低所得者Ⅰ	190,000 円	所得区分	算定基準額（限度額）	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円	一 般	560,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円	低所得者Ⅰ	190,000 円
所得区分	算定基準額（限度額）																								
現役並み所得者	670,000 円																								
一 般	560,000 円																								
低所得者Ⅱ	310,000 円																								
低所得者Ⅰ	190,000 円																								
所得区分	算定基準額（限度額）																								
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円																								
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円																								
現役並み所得者Ⅰ	670,000 円																								
一 般	560,000 円																								
低所得者Ⅱ	310,000 円																								
低所得者Ⅰ	190,000 円																								
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（R1.12.31 まで）																								
平成 31 年 4 月	後期高齢者医療保険料 保険料均等割の軽減特例（9 割軽減）の縮小 現行 9 割軽減 改正 8 割軽減 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋275,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋280,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋500,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋510,000 円×被保険者数」 元被扶養者の均等割軽減特例措置の見直し 現行 5 割軽減 改正 資格取得後 2 年間は 5 割軽減。3 年目以降は軽減なし																								
12 月	東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置延長（R2.12.31 まで）																								
令和 2 年 4 月	後期高齢者医療保険料 保険料均等割の軽減特例（8 割軽減、8.5 割軽減）の縮小 現行 8 割軽減 改正 7 割軽減 現行 8.5 割軽減 改正 7.75 割軽減 保険料賦課限度額の見直し 現行 620,000 円 改正 640,000 円 均等割軽減対象の拡大（軽減判定所得の基準の引き上げ） 5 割軽減 現行「330,000 円＋280,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋285,000 円×被保険者数」 2 割軽減 現行「330,000 円＋510,000 円×被保険者数」 改正「330,000 円＋520,000 円×被保険者数」																								

年 月	経 過																						
令和 3 年 4 月	後期高齢者医療保険料 均等割の軽減特例（7.75 割軽減）の縮小																						
	<table><tr><th>対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の軽減判定所得の合計額)</th><th colspan="5">均等割の軽減割合</th></tr><tr><td></td><th>本則</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>保険料軽減判定所得が 33 万円以下</td><td rowspan="2">7 割</td><td colspan="2">8.5 割</td><td>7.75 割</td><td>7 割</td></tr><tr><td>うち、世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の各種所得が 0 円</td><td>9 割</td><td>8 割</td><td>7 割</td></tr></table>	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合						本則	H30	R1	R2	R3	保険料軽減判定所得が 33 万円以下	7 割	8.5 割		7.75 割	7 割	うち、世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の各種所得が 0 円	9 割	8 割	7 割
	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合																					
		本則	H30	R1	R2	R3																	
	保険料軽減判定所得が 33 万円以下	7 割	8.5 割		7.75 割	7 割																	
	うち、世帯の後期高齢者医療の被 保険者全員の各種所得が 0 円		9 割	8 割	7 割																		
	均等割額の軽減見直し																						
	<table><tr><th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">軽減該当条件</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>7.75 割軽減</td><td>基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯</td><td>—</td></tr><tr><td>7 割軽減</td><td>基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯のうち、被保険者全員の各種所得が 0 円の世帯(公的年金控除額は 800,000 円として計算)</td><td>基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1)以下</td></tr><tr><td>5 割軽減</td><td>[基礎控除額(330,000 円) + 285,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯</td><td>基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 285,000 円×被保険者数以下</td></tr><tr><td>2 割軽減</td><td>[基礎控除額(330,000 円) + 520,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯</td><td>基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 520,000 円×被保険者数以下</td></tr></table>	軽減割合	軽減該当条件		現行	改正後	7.75 割軽減	基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯	—	7 割軽減	基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯のうち、被保険者全員の各種所得が 0 円の世帯(公的年金控除額は 800,000 円として計算)	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1)以下	5 割軽減	[基礎控除額(330,000 円) + 285,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 285,000 円×被保険者数以下	2 割軽減	[基礎控除額(330,000 円) + 520,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 520,000 円×被保険者数以下					
	軽減割合		軽減該当条件																				
		現行	改正後																				
7.75 割軽減	基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯	—																					
7 割軽減	基礎控除額(330,000 円)を超えない世帯のうち、被保険者全員の各種所得が 0 円の世帯(公的年金控除額は 800,000 円として計算)	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1)以下																					
5 割軽減	[基礎控除額(330,000 円) + 285,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 285,000 円×被保険者数以下																					
2 割軽減	[基礎控除額(330,000 円) + 520,000 円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	基礎控除額(430,000 円) + 100,000 円×(年金・給与所得者の数(※)－1) + 520,000 円×被保険者数以下																					
※年金・給与所得者の数 世帯主及び被保険者のうち、以下のいずれかに該当する人の数																							
・給与収入が 550,000 円を超える(専従者給与は含まない)																							
・令和 2 年 12 月 31 日現在 65 歳未満で、公的年金等収入額が 600,000 円を超える																							
・令和 2 年 12 月 31 日現在 65 歳以上で、公的年金等収入額が 1,250,000 円を超える																							
令和 4 年 4 月	後期高齢者医療保険料																						
	保険料賦課限度額の見直し																						
	現行 640,000 円																						
	改正 660,000 円																						
	均等割額の見直し																						
現行 38,000 円																							
改正 40,900 円																							

年	月	経	過	
10 月	自己負担割合の新設			
	1 割負担の方で一定以上の所得のある方は 2 割負担となる。			
	自己負担割合	所得区分		
		現行	改正後	
	3 割	現役並みⅢ	課税所得が 6,900,000 円以上の者及びその者と同居する被保険者	
		現役並みⅡ	課税所得が 3,800,000 円以上の者及びその者と同居する被保険者	
		現役並みⅠ	課税所得が 1,450,000 円以上の者及びその者と同居する被保険者	
	2 割	一般Ⅱ	—	世帯内の被保険者のうち、以下の全てに該当する者及びその者と同居する被保険者 ・課税所得が 280,000 円以上 ・「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が 被保険者が単身 2,000,000 円以上 被保険者が複数 合計 3,200,000 円以上
	1 割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の者	
		低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の者（低所得者Ⅰ以外の者）	
低所得者Ⅰ		世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 800,000 円として計算）を差し引いたときに 0 円となる者		
令和 5 年 4 月	均等割額の軽減見直し			
	軽減割合	軽減該当条件		
		現行	改正後	
	7 割軽減	基礎控除額 (430,000 円) + 100,000 円 × (年金・給与所得者の数 (※) - 1) 以下		
	5 割軽減	基礎控除額 (430,000 円) + 100,000 円 × (年金・給与所得者の数 (※) - 1) + 285,000 円 × 被保険者数以下	基礎控除額 (430,000 円) + 100,000 円 × (年金・給与所得者の数 (※) - 1) + 290,000 円 × 被保険者数以下	
2 割軽減	基礎控除額 (430,000 円) + 100,000 円 × (年金・給与所得者の数 (※) - 1) + 520,000 円 × 被保険者数以下	基礎控除額 (430,000 円) + 100,000 円 × (年金・給与所得者の数 (※) - 1) + 535,000 円 × 被保険者数以下		
※年金・給与所得者の数				
世帯主及び被保険者のうち、以下のいずれかに該当する人の数				
・給与収入が 550,000 円を超える（専従者給与は含まない）				
・令和 4 年 12 月 31 日現在 65 歳未満で、公的年金等収入額が 600,000 円を超える				
・令和 4 年 12 月 31 日現在 65 歳以上で、公的年金等収入額が 1,250,000 円を超える				

(2) 被保険者関係

(ア) 年齢階層別被保険者数 (令和6年3月31日現在)

(単位: 人)

区分 年度	合計	75歳以上	(再掲) 75歳～79歳	(再掲) 80歳～84歳	(再掲) 85歳～89歳	(再掲) 90歳～94歳	(再掲) 95歳～99歳	(再掲) 100歳～
1	40,151	39,262	14,458	11,188	8,495	3,922	1,068	131
2	40,184	39,312	13,749	11,308	8,726	4,212	1,152	165
3	41,041	40,206	13,911	11,665	8,776	4,428	1,266	160
4	42,254	41,488	14,972	11,710	8,634	4,668	1,336	168
5	43,360	42,672	15,690	12,217	8,508	4,717	1,361	179

区分 年度	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	(再掲) 65歳～69歳	(再掲) 70歳～74歳
1	889	370	519
2	872	334	538
3	835	303	532
4	766	250	516
5	688	230	458

区分 年度	合計	75歳以上	65～75未満
1	216,804	212,483	4,321
2	214,329	210,022	4,307
3	215,828	211,684	4,144
4	219,283	215,456	3,827
5	222,800	219,293	3,507

※岩手県後期高齢者医療広域連合被保険者数市町村別集計表より

(イ) 所得区分別被保険者数 (令和6年3月31日現在)

(単位: 人)

区分 年度	合計	3割 現役並み 所得者	2割	1割	(再掲) 一般	(再掲) 低所得Ⅱ	(再掲) 低所得Ⅰ
1	40,151	2,719		37,432	21,751	8,819	6,862
2	40,184	2,643		37,541	21,538	9,209	6,794
3	41,041	2,778		38,263	21,663	9,796	6,804
4	42,254	2,866	9,582	29,806	12,516	10,510	6,780
5	43,360	2,998	9,553	30,809	12,941	11,039	6,829

※岩手県後期高齢者医療広域連合被保険者数市町村別集計表より

(ウ) 令和5年度被保険者数の推移

(単位: 人)

月別	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末
被保険者数	42,406	42,480	42,572	42,636	42,699	42,812	42,877	42,967
月別	12月末	1月末	2月末	3月末				
被保険者数	42,946	43,093	43,220	43,360				

※岩手県後期高齢者医療広域連合被保険者数市町村別集計表より

(3) 保険給付関係

(ア) 療養の給付等実績 (療養費含む)

(単位: 円)

区分 年度	件数	費用額	一部負担金等	支給決定額	一部負担金等の うち公費負担額	支給決定額のうち 高額療養費(現物)
1	1,377,728	35,647,572,960	3,033,152,285	32,614,420,675	59,109,090	995,687,664
2	1,311,835	34,767,957,043	2,908,549,445	31,859,407,598	58,212,234	1,006,147,228
3	1,318,990	35,699,387,592	2,935,804,603	32,763,583,214	74,866,621	1,100,231,705
4	1,356,390	36,262,272,452	3,082,246,778	33,180,025,674	114,428,035	1,320,362,622
5	1,428,839	37,574,168,276	3,276,034,403	34,298,133,873	122,765,909	1,633,160,786

※岩手県後期高齢者医療広域連合療養費支給決定内訳書より

《参考》広域連合療養の給付実績（療養費含む）

（単位：円）

区分 年度	件数	費用額	一部負担金等	支給決定額	一部負担金等の うち公費負担額	支給決定額のうち 高額療養費（現物）
1	6,502,981	167,817,749,848	13,552,862,765	154,264,887,083	219,996,385	4,099,309,361
2	6,184,650	163,089,233,096	12,882,422,474	150,206,810,622	227,893,564	4,221,149,215
3	6,163,358	164,738,902,579	13,170,274,138	151,568,628,666	276,257,926	4,620,646,113
4	6,287,898	168,284,776,324	13,953,517,831	154,331,258,493	530,150,293	5,478,149,103
5	6,529,631	173,974,298,685	14,655,592,973	159,318,705,712	469,906,228	6,519,904,449

※岩手県後期高齢者医療広域連合療養費支給決定内訳書より

（イ）療養費等支給実績内訳

（単位：円、件）

区分 年度	高額療養費		療養費		高額介護合算療養費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	40,253	285,567,539	17,453	262,530,265	3,259	38,750,842
2	39,623	272,197,395	16,373	261,446,151	2,944	38,728,774
3	40,241	276,125,386	16,966	282,922,409	2,914	37,080,961
4	51,477	285,505,199	17,125	277,105,917	2,997	35,529,642
5	88,677	386,382,323	17,981	267,967,119	2,942	36,700,565
区分 年度	療養費計		葬祭費		傷病手当金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	60,965	586,848,646	2,261	67,830,000	0	0
2	58,940	572,372,320	2,276	68,280,000	0	0
3	60,121	596,128,756	2,431	72,930,000	0	0
4	71,599	598,140,758	2,746	82,380,000	6	123,276
5	109,600	691,050,007	2,805	84,150,000	0	0

※岩手県後期高齢者医療広域連合療養費支給決定内訳書より

《参考》広域連合療養費等支給実績内訳

（単位：円、件）

区分 年度	高額療養費		療養費		高額介護合算療養費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	162,371	985,680,814	67,677	823,246,093	12,981	136,452,117
2	155,907	945,253,889	64,842	798,352,822	11,732	130,280,562
3	159,486	991,832,861	60,850	791,027,992	13,626	150,635,205
4	197,107	1,049,205,316	60,357	762,374,308	12,641	134,353,897
5	309,646	1,368,298,807	60,980	746,065,941	13,502	142,651,964
区分 年度	療養費計		葬祭費		傷病手当金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	243,029	1,945,379,024	13,408	402,240,000	0	0
2	232,481	1,873,887,273	13,221	396,630,000	0	0
3	233,962	1,933,496,058	13,639	409,170,000	0	0
4	270,105	1,945,933,521	15,036	451,080,000	11	267,078
5	384,128	2,257,016,712	15,152	454,560,000	1	31,269

※岩手県後期高齢者医療広域連合療養費支給決定内訳書より

（４）保険料関係

（ア）特別徴収保険料収納実績

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	広域収納率
1	1,652,048,800	1,654,181,200	0	0	2,132,400	100.00%	100.00%
2	1,700,757,100	1,703,296,600	0	0	2,539,500	100.00%	100.00%
3	1,716,440,300	1,728,512,500	0	0	12,072,200	100.00%	100.00%
4	1,782,632,600	1,784,963,600	0	0	2,331,000	100.00%	100.00%
5	1,820,724,400	1,823,182,200	0	100	2,457,900	99.99%	100.00%

(イ) 普通徴収保険料（現年度分）収納実績

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	広域収納率
1	937,158,000	930,434,900	0	6,954,900	231,800	99.26%	99.11%
2	940,339,000	934,446,900	0	6,248,600	356,500	99.34%	99.17%
3	934,573,200	927,088,500	71,600	7,987,100	574,000	99.13%	99.19%
4	1,020,823,600	1,011,006,519	48,200	10,346,081	577,200	98.98%	99.06%
5	1,057,869,000	1,049,442,200	132,700	8,626,900	332,800	99.17%	99.17%

(ウ) 現年度分合計（（ア）＋（イ））

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	広域収納率
1	2,589,206,800	2,584,616,100	0	6,954,900	2,364,200	99.73%	99.10%
2	2,641,096,100	2,637,743,500	0	6,248,600	2,896,000	99.76%	99.14%
3	2,651,013,500	2,655,601,000	71,600	7,987,100	12,646,200	99.69%	99.18%
4	2,803,456,200	2,795,970,119	48,200	10,346,081	2,908,200	99.62%	99.03%
5	2,878,593,400	2,872,624,400	132,700	8,627,000	2,790,700	99.69%	99.14%

(エ) 普通徴収保険料（滞納繰越分）収納実績

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	広域収納率
1	17,464,654	11,445,094	1,132,260	4,900,700	13,400	65.46%	57.46%
2	11,808,000	7,995,830	777,800	3,123,870	89,500	66.96%	57.44%
3	9,198,870	6,297,753	217,900	2,717,217	34,000	68.09%	51.67%
4	10,483,017	7,267,717	465,600	2,759,100	9,400	69.23%	51.30%
5	13,095,981	10,460,981	418,600	2,272,700	56,300	79.44%	58.23%

(オ) 合計（（ウ）＋（エ））

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率	広域収納率
1	2,606,671,454	2,596,061,194	1,132,260	11,855,600	2,377,600	99.50%	98.32%
2	2,652,904,100	2,645,739,330	777,800	9,372,470	2,985,500	99.62%	98.48%
3	2,660,212,370	2,661,898,753	289,500	10,704,317	12,680,200	99.58%	98.52%
4	2,813,939,217	2,803,237,836	513,800	13,105,181	2,917,600	99.51%	98.43%
5	2,891,689,381	2,883,085,381	551,300	10,899,700	2,847,000	99.60%	98.57%

(カ) 保険料軽減状況（保険基盤安定負担金対象分）

(単位：円、人)

区分 年度	低所得者軽減分							
	7割軽減		5割軽減		2割軽減		小計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数①	金額②
1	15,979	411,124,800	4,285	79,107,981	4,079	30,081,979	24,343	520,314,760
2	16,171	417,921,168	4,541	84,060,653	4,243	31,513,318	24,955	533,495,139
3	16,612	426,579,377	4,719	87,062,638	4,326	32,083,948	25,657	545,725,963
4	17,262	474,274,404	5,233	103,340,470	4,611	36,612,887	27,106	614,227,761
5	17,811	491,903,413	5,702	113,028,675	5,011	39,696,044	28,524	644,628,132
区分 年度	被用者保険被扶養者 軽減分		合計		負担区分			
	5割軽減		人数 (①＋③)	金額⑤ (②＋④)	県負担分 ⑤×3/4		市負担分 ⑤×1/4	
	人数③	金額④						
1	189	2,709,041	24,532	523,023,801	392,267,850		130,755,951	
2	154	2,211,887	25,109	535,707,026	401,780,269		133,926,757	
3	138	1,912,638	25,795	547,638,601	410,728,950		136,909,651	
4	167	2,828,872	27,273	617,056,633	462,792,474		154,264,159	
5	190	3,147,548	28,714	647,775,680	485,831,760		161,943,920	

(5) 保健事業関係

(ア) 後期高齢者健診受診状況

(単位：人)

年度	被保険者数	受診対象者	受診者数	受診率	人間ドック 受診者数
1	39,626	24,361	12,570	51.60%	734
2	40,151	38,420	12,513	32.57%	565
3	40,184	38,580	12,196	31.61%	591
4	41,041	39,363	12,993	33.01%	639
5	42,254	41,376	13,592	32.85%	738

※被保険者数は、各年度の4月1日時点の人数となっている。

※令和元年度までは後期高齢者健診の趣旨を踏まえ、生活習慣病で通院中の者を受診対象者数から除外している。

(イ) 人間ドックの概要

・指定医療機関

盛岡市立病院、盛岡友愛病院、盛岡赤十字病院、川久保病院、遠山病院、松園第二病院、岩手県厚生連人間ドックセンター、盛岡南病院、いわて健康管理センター、盛岡つなぎ温泉病院、岩手県予防医学協会、八角病院（12医療機関）

・助成額

男性：20,000円

女性：24,000円（乳がんと子宮がん検診をどちらも受診しない場合は20,000円）



(ウ) 後期高齢者歯科健診受診状況

(単位：人)

年度	被保険者数	対象者	受診者数	受診率	実施期間
1	39,626	3,252	739	22.72%	6月1日～12月28日
2	40,151	2,786	632	22.68%	6月1日～12月28日
3	40,184	2,286	525	22.97%	6月1日～12月28日
4	41,041	3,287	670	20.38%	6月1日～12月28日
5	42,254	4,007	783	19.54%	6月1日～12月28日

※口腔機能の維持・改善のため、平成27年度から実施。対象者は前年度中に75歳を迎えた被保険者。

(6) 後期高齢者医療制度予算関係

(ア) 令和5年度決算状況（後期高齢者医療費特別会計）

(単位：円)

		令和5年度		令和4年度	比較増減
		決算額	構成比	決算額	
歳入	特別徴収保険料（現年度分）	1,823,182,200	50.89%	1,784,963,600	38,218,600
	普通徴収保険料（現年度分）	1,049,442,200	29.29%	1,011,006,519	38,435,681
	普通徴収保険料（滞納繰越分）	10,460,981	0.29%	7,267,717	3,193,264
	督促手数料	482,500	0.01%	425,100	57,400
	事務費繰入金	40,209,620	1.12%	36,424,343	3,785,277
	保険基盤安定繰入金	647,775,680	18.09%	617,056,633	30,719,047
	繰越金	5,935,992	0.17%	7,022,581	△ 1,086,589
	延滞金	751,700	0.02%	591,600	160,100
	保険料還付金	4,441,400	0.12%	12,636,900	△ 8,195,500
	還付加算金	0	0.00%	3,200	△ 3,200
	雑入	6,600	0.00%	147,600	△ 141,000
	合計	3,582,688,873	100.00%	3,477,545,793	105,143,080
歳出	一般管理事務	3,875,241	0.11%	3,373,244	501,997
	徴収事務	36,822,379	1.03%	36,479,304	343,075
	後期高齢者医療広域連合納付金（※）	3,529,859,877	98.79%	3,419,810,853	110,049,024
	保険料還付金	2,568,300	0.07%	11,943,200	△ 9,374,900
	還付加算金	3,600	0.00%	3,200	400
	合計	3,573,129,397	100.00%	3,471,609,801	101,519,596

※後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料納付金は、令和6年3月31日収納分までの保険料のため、出納閉鎖期間中に納付された保険料は、令和6年度に繰越し、令和6年度の保険料納付金として支出する。

3,582,688,873円（歳入）－3,573,129,397円（歳出）＝9,559,476円（令和6年度への繰越額）

(歳入)		(単位：円)	
	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	比較増減
保険基盤安定負担金（県）	485,831,760	462,792,474	23,039,286
高齢者保健・介護予防事業受託収入（広域連合）	7,598,805	9,265,599	△ 1,666,794 ※
雑入（後期高齢者健診・歯科健診補助金）（広域連合）	100,341,829	93,833,443	6,508,386
合計	593,772,394	565,891,516	27,880,878

※令和3年度から広域連合と委託契約し開始した高齢者保健指導事業に係る受託収入

(歳出)		(単位：円)	
	令和5年度 決算額	令和4年度 決算額	比較増減
総務事務	64,956,438	61,484,831	3,471,607
後期高齢者医療健診事業	160,792,032	152,678,574	8,113,458
後期高齢者医療健診事業（歯科健診）	3,370,588	3,011,620	358,968
高齢者保健指導事業	6,916,860	8,432,919	△ 1,516,059 ※
後期高齢者医療療養給付費負担金（広域連合）	2,694,180,845	2,620,719,460	73,461,385
後期高齢者医療広域連合分担金（広域連合）	125,325,789	113,873,486	11,452,303
後期高齢者医療費特別会計への繰出金	687,985,300	653,480,976	34,504,324
合計	3,743,527,852	3,613,681,866	129,845,986

※令和3年度から広域連合と委託契約し開始した事業

(7) 東日本大震災関連

(ア) 一部負担金免除

	免除証明書交付者数
盛岡市	5
広域連合	11

(単位：円)

	免除額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
盛岡市	37,021,106	34,791,470	17,548,059	661,116	2,098,962
広域連合	1,030,929,910	989,048,059	423,099,920	2,033,775	2,513,519

※1 岩手県後期高齢者医療広域連合「免除証明書申請理由毎件数表」より（令和6年3月31日現在）

※2 免除証明書交付者数は、令和6年3月31日時点の人数

※3 免除額は、各年度3月決定分までの累計（岩手県後期高齢者医療広域連合「療養費支給決定内訳書」より）

(イ) 保険料減免

(単位：円)

	相当年度	減免対象者数	減免額
盛岡市	22～24	660	19,897,300
	25～28	0	0
	29	1	4,200
	30	2	6,600
	1	2	13,300
	2	2	12,000
	3	4	96,100
	4	4	157,500
	5	5	171,200
	計	680	20,358,200
広域連合	22～24	23,458	503,786,600
	25	3	148,900
	26	2	7,600
	27	2	7,600
	28	4	36,900
	29	6	156,200
	30	7	165,900
	1	7	173,700
	2	8	213,200
	3	11	348,600
	4	11	439,700
	5	11	477,700
	計	23,530	505,962,600

※岩手県後期高齢者医療広域連合「東日本大震災に係る保険料減免額集計表」より（令和6年3月末現在）

盛岡市後期高齢者医療に関する条例

平成20年 3 月 27 日 条例第16号

改正 平成25年 6 月 28 日 条例第28号

平成30年 3 月 27 日 条例第18号

令和 2 年 5 月 12 日 条例第31号

令和 2 年 12 月 22 日 条例第48号

(趣旨)

第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市において行う事務)

第2条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付
- (2) 広域連合条例第4条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の受付
- (3) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の受付
- (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の受付
- (7) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する岩手県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (8) 広域連合条例第21条本文の申告書の受付
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する被保険者
- (2) 法第55条第1項本文（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）

に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市の区域内に住所を有していた被保険者

（３） 法第55条第２項第１号（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている２以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していた被保険者

（４） 法第55条第２項第２号（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市の区域内に住所を有していた被保険者

（５） 法第55条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

（普通徴収に係る保険料の納期等）

第４条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期 ７月１日から同月31日まで

第２期 ８月１日から同月31日まで

第３期 ９月１日から同月30日まで

第４期 10月１日から同月31日まで

第５期 11月１日から同月30日まで

第６期 12月１日から同月25日まで

第７期 翌年１月１日から同月31日まで

第８期 翌年２月１日から同月28日（閏（じゅん）年の場合は、同月29日）まで

２ 市長は、被保険者に前項の納期により難い特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

３ 第１項に規定する各納期の納付額は、当該年度分の保険料の額を同項の納期の数で除して得た額とする。

４ 前項の場合において、各納期の納付額に100円未満の端数があるとき又はその納付額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

（保険料の督促手数料）

第５条 保険料の督促手数料は、督促状１通につき100円とする。

（延滞金）

第６条 法第108条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数

に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項の延滞金については、延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。

（過誤納金）

第7条 保険料の過誤納金については、地方税法（昭和25年法律第226号）の例による。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第9条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第10条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する場合の保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月28日まで

3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割

合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（平成25年条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第48号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成21年 3月25日告示第95号

改正 平成24年 8月10日告示第414号
平成25年 3月19日告示第125号
平成25年 4月 5日告示第262号
平成26年 2月25日告示第66号
平成27年 3月10日告示第96号
平成28年 3月29日告示第144号
平成28年 3月30日告示第145号
平成28年 8月31日告示第505号
平成29年 3月22日告示第105号
令和 2年 4月 3日告示第250号

(目的)

第1 この告示は、市が行う後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）の総合健康診断を実施することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1日人間ドック 後期高齢者健康診査における検査項目並びに市が実施する胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診を含めて市長が定める検査項目（以下「基本検査項目」という。）について実施する総合的な健康診断で、宿泊をしないで1日で行うものをいう。
- (2) 1泊2日人間ドック 基本検査項目について実施する総合的な健康診断で、1夜宿泊して2日間で行うものをいう。
- (3) 総合健康診断 1日人間ドック又は1泊2日人間ドックをいう。
- (4) 後期高齢者健康診査 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岩手県後期高齢者医療広域連合条例第27号）第5条第1号の規定により行う後期高齢者健康診査をいう。

(対象者)

第3 総合健康診断の対象者は、市内に住所を有する被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、総合健康診断の対象としない。

- (1) 当該年度において後期高齢者健康診査を受診した者
- (2) 当該年度においてこの告示に基づく助成を受けた者

- (3) 当該年度において市が実施する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診（視診又は触診によるものを除く。以下同じ。）又は子宮がん検診を受診した者（市が実施する乳がん検診又は子宮がん検診を受診した者で、これらの検診以外の項目について総合健康診断を受けようとするものを除く。）

（総合健康診断実施機関）

第4 1日人間ドックは、盛岡市立病院を利用して実施するほか、次に掲げる医療機関等に委託して実施するものとする。

- (1) 公益財団法人岩手県予防医学協会
- (2) 医療法人友愛会 盛岡友愛病院
- (3) 盛岡赤十字病院
- (4) 盛岡医療生活協同組合 川久保病院
- (5) 医療法人遠山病院
- (6) 医療法人共生会 松園第二病院
- (7) 医療法人社団愛和会 盛岡南病院
- (8) 公益財団法人岩手県対がん協会 いわて健康管理センター
- (9) 特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院
- (10) 医療法人日新堂 八角病院

2 1泊2日人間ドックは、盛岡市立病院を利用して実施するほか、次に掲げる医療機関に委託して実施するものとする。

- (1) 医療法人社団愛和会 盛岡南病院
- (2) 特定医療法人盛岡つなぎ温泉病院
- (3) 医療法人日新堂 八角病院

（実施方法）

第5 総合健康診断は、後期高齢者健康診査を含めて実施するものとする。ただし、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者健康診査事業実施要綱（平成21年岩手県後期高齢者医療広域連合告示第4号）第4の規定により後期高齢者健康診査を受けることができない者にあつては、総合健康診断を単独で実施するものとする。

（費用の負担）

第6 第5の規定により実施する総合健康診断及び後期高齢者健康診査に要した費用は、2万円（乳がん検診又は子宮がん検診を受診する場合にあつては、2万4,000円）は市が、当該費用の額から当該市の負担額を控除した額は当該総合健康診断を受けた者が負担するものとする。

（受診の手続等）

第7 被保険者は、総合健康診断を受けようとするときは、総合健康診断を受けようとする日（以下「予定日」という。）の7日前までに盛岡市後期高齢者総合健康診断申込書を市長に提出しな

なければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、盛岡市後期高齢者総合健康診断受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

3 受診券の交付を受けた者は、第4に規定する総合健康診断を実施する機関（以下「実施機関」という。）に受診券及び被保険者証を提出して総合健康診断を受けなければならない。

（受診しない旨の通知）

第8 受診券の交付を受けた者は、予定日に総合健康診断を受けることができないときは、当該予定日の7日前までにその旨を市長及び実施機関に通知しなければならない。

制定文 抄

平成21年4月1日から施行する。

改正文（平成24年告示第414号抄）

平成24年4月1日から適用する。

改正文（平成25年告示第125号抄）

平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成25年告示第262号抄）

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年告示第66号抄）

平成26年4月1日から施行する。

改正文（平成27年告示第96号抄）

平成27年4月1日から施行する。

改正文（平成28年告示第144号抄）

平成27年4月13日から適用する。

改正文（平成28年告示第145号抄）

平成28年4月1日から施行する。

改正文（平成28年告示第505号抄）

平成28年6月14日から適用する。

改正文（平成29年告示第105号抄）

平成29年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第250号抄）

令和2年4月1日から適用する。

盛岡市後期高齢者医療歯科健康診査実施要領

平成 27 年 4 月 1 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 この要領は、岩手県後期高齢者医療広域連合歯科健康診査事業実施要綱（平成 27 年岩手県後期高齢者医療広域連合告示第 4 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、市が実施する後期高齢者医療歯科健康診査事業（以下「歯科健診」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 歯科健診の対象者は、実施要綱第 3 に規定するもののうち、市内に住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は歯科健診の対象としない。

- (1) 実施要綱第 4 に規定する者
- (2) 当該年度においてこの要領に基づく助成を受けた者
- (3) 当該年度において市が実施する盛岡市成人歯科健康診査を受診した者

(実施方法)

第 3 歯科健診は、年度を単位とし、対象者について年度中に 1 回実施する。

2 歯科健診の実施方法は、第 4 に規定する実施機関において行う個別方式とする。ただし、歩行困難等の対象者については、実施機関が対象者の自宅等への訪問による歯科健診もできることとする。なお、訪問対象者の範囲は、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成 16 年日本歯科医学会）を参考とすること。

(実施機関)

第 4 歯科健診の実施機関は、岩手県歯科医師会会員の指定医療機関とする。

(実施期間)

第 5 歯科健診の実施期間は、市長が別に定める。ただし、歯科健診にあつては実施機関の受診可能な日に限るものとする。

(歯科健診の項目)

第 6 歯科健診を受診する者（以下「受診者」という。）は、実施要綱第 5 に規定する項目を実施するものとする。

(通知)

第 7 歯科健診の対象者には、歯科健診の実施期間及び実施方法等を記載した通知を送付する。

(一部負担金)

第 8 実施要綱第 7 第 3 項の規定に基づき、一部負担金は免除する。

(補則)

第 9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(実施時期)

第 10 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

「盛岡市の国保と後期高齢者医療制度」

令和6年度版（令和5年度実績）

令和6年12月発行

盛岡市市民部健康保険課

（019）626－7527
